

大材市の誕生と太平洋戦争

第一節 太平洋戦争と大村

一 太平洋戦争と大村

大村市誕生の直前(昭十六・十二・八)に、歴史的な「太平洋戦争」が勃発している。しかも昭和十六年(一九四一)十一月一日、古賀島に旧第二十一海軍航空廠が設置されている。戦争勃発の約一ヵ月前である。『大村市史』下巻五四頁に、「この旧第二十一海軍航空廠は、工員約一万人以上をかかえていたといわれ、市制に踏切る大きな要素となったのである。」と記している。しかも、その前提に、航空廠の設置は、「すでに、昭和十四年(一九三九)、大村町・竹松・西大村が合併した当時から予測されていたものである。」とある。このように歴史的に昭和史をたどると、昭和初期からの戦時体制・大政翼賛会などの風潮のなかで捉えることができる市政の動きであったことが分かる。この点は別項で詳述される。

この世相とは別に十九世紀末から二十世紀初頭には、新しい社会問題も生じていた。

それは、第一次世界大戦(一九一四～一九一九)を契機(ロシア革命など)として生じた、いわゆる「大正デモクラシー」の波であり、一種の国民運動でもあった。それはやがて普通選挙法公布(一九二五年)にまで到達した。既に、日清・日露戦争を通じて、産業革命を成功させるまでに発展した資本主義のもとで、労働者運動が盛んになり、反面、明治三十三年の治安警察法がこれらを圧迫し、同三十四年に結成された社会党をはじめ、労働者階級を基盤とする政党結成のための努力は、すべて政府によって弾圧された。明治四十三年の三菱長崎造船所の争議もこの例外ではなかった。既に大正中期から末期にかけて、長崎では、重誠舎印刷所・端島炭鉱・三菱長崎造船所・長崎電鉄などで相次いで

ストライキが発生していた。三菱長崎造船所では、同三十六年にストライキを実施したが、失敗し、足尾銅山争議に刺激されて同四十年にストライキを実施したが、前出のごとく警察力によって弾圧され、自然消滅してしまった。大正元年に結成された労働者団体・友愛会も、同五年に香焼島炭鉱、同六年に三菱長崎造船所にそれぞれ支部を置いたが、同年に同造船所飽ノ浦工場のスト、立神工場のストなど暴動化したので、立神の友愛会支部は解散命令が出て敗北した。その後も各地にストが起こり、同九年には香焼島阿保炭鉱でも争議が発生、同十年には、全国で一六八〇件にも達した。昭和に入ると小作争議も発生してくる(一)。

政府も争議の根源にある経済不況と失業者の増加に対する基本的な政策を考え始めた。他方では軍事力強化の動きもあった。

まず大正元年の緊縮予算編成方針(内務・文部・農商務の三大臣連署による)の訓令が出され、県の行財政整理にも影響を及ぼした。

国の方針は、もっぱら「教育費」「土木費」の削減に集中していた。すなわち、

一、教育費について

1. 師範学校は、なるべく給費生を減じ、二部制を採用し、寄宿舎の設備を省略すること。
2. 中学校・高等女学校の経費は、なるべく節約し、中学生の服装は洋服に限らざること。
3. 小学校は、なるべく新築を避け、他の建築物を校舎に充用すること。
4. 郡立学校は、実科高等女学校ならびに乙種実業学校の外、中学程度のものを避くること。

二、土木費について

1. 府県全体に関係あるものにかぎり支出し、その他は、郡市町村に負担せしむべし。
2. 道路補助については、濫りに補助せざること。
3. 維持工事費は、事情やむをえざるもの限り補助し、その他は、全て負担せしむべし。

4. 郡費においてする事業は、連合を主とし、また委託経営方法を探ること。
 5. 伝染病隔離病舎は、郡市町村連合をもって一個の病舎を建つること。
 6. 地方費の補助は将来努めて廃止すること。
- というものであった(2)。

特に教育費については、各県で重点政策をとり、長崎県では、なんとしても焼失した師範学校の新築・女子師範学校の合併問題などに苦慮し、水産講習所・県立長崎病院に關しても多大の問題が生じていた。

道路部においても、軌道・道路の計画など、再編成の調査を怠いだ。

他方、大正六年から理化学振興が重視され、師範学校・中学校でも理化学の実験が正科に加えられ、更に男子・女子師範学校及び長崎・佐世保・平戸(猶興館)の各中学校に、同七年度には大村(玖島学館)及び島原中学校に実験設備が実現した。

(杉谷 昭)

二 太平洋戦争概略

太平洋戦争(3)については、敗戦後、様々な側面から語られることが多いテーマである。主だったものとしては自衛戦争か侵略戦争か、勃発した要因は何か、昭和天皇に戦争責任があったのか否か、勝者である連合国が敗戦国を裁いた東京裁判に正当性があったのか否か、日本軍による戦争犯罪はあったのか否かといった具合である。

しかし、一般的には明治維新によって成立した近代国家である大日本帝国が崩壊することとなった戦争であることは概して合致するところであり、戦後、政治・経済・国家体制・教育・国民生活など数多くの分野で劇的ともいえる変化がもたらされた日本史上においても重大な戦争でもあった。

この戦争について大村にもたらされた変化は各章・各節で述べられているために割愛し、本項では太平洋戦争自体

の概略を述べていきたい。

太平洋戦争を語る上で実質的にその引き金となったものは昭和六年（一九三二）九月に勃発した満州事変であった。この満州事変から太平洋戦争までを一つの戦争と捉え、十五年戦争とも呼称されているが、実際には満州事変は満州地域における地域紛争として一旦はその処理が完了しつつあった状態（満州国の建国や塘沽停戦協定の成立など）にあった。

しかし、当時の中国が統一中国ではなく、各地方軍閥が割拠していた状態にあったため、ある軍閥との提携と解消、ある軍閥との対立と提携といった複雑な状態にあった。とりわけ国民党と共産党という二大派閥による国共内戦状態にあったことも事態を複雑化させる要因となっていた。

この状態を大きく変化させたのが昭和十二年（一九三七）七月七日の盧溝橋事件に端を発した日中全面戦争の開始であった。既以前年には国共合作（国民党と共産党の合同）を求めて張学良が蒋介石を監禁する西安事件なども発生しており、対日本ということで国共合作を求める動きも強まりつつあったが、盧溝橋事件を契機に国共両党の接近が強まり、国共合作が実現することとなった。これによって日本は泥沼の中国戦線（奥地に引き込まれての持久戦）南京から重慶への首都移転などを戦うこととなった。

この中国の動き、満州事変から満州国建国までの動きを日本の陰謀と見ていた列強諸国（この件で日本は国際連盟を脱退）、とりわけ米英ソの三国は日本を侵略国として批判し、中国を支援する動きを見せた。三国は「援蔣ルート」と呼ばれる蒋介石支援のための輸送路を設け、特にアメリカは輸送物資と共に義勇軍（アメリカ合衆国義勇軍）フライングタイガースという名の抗日戦闘機部隊）を派遣するなど、中国の対日抗戦を徹底して後押しする動きを見せた。

列強国の動きによって数十万の軍隊が中国大陸に釘付けとなり、戦線も膠着気味に陥った。こうした列強側からの外交圧力・対中援助の状況打破を目指し、日独防共協定を発展させた日独伊防共協定が昭和十二年十一月に締結されたが、決定的なものとはならず、逆にファシズムのイタリア、ナチズムのドイツという全体主義国家との連携を推進

する日本に対する不信任感が米英などを中心に強まる結果となった。このため、援蒋ルート遮断の困難さに拍車がかかることとなった。

こうした外交的・軍事的な膠着状態が動く契機となったのが、昭和十四年（一九三九）九月のドイツ軍のポーランド侵攻による第二次世界大戦の勃発であった。このドイツのポーランド侵攻は独ソ両国の秘密協定（モロトフ・リッペンドロップ協定＝独ソ不可侵条約）によって戦前からポーランド分割など東欧・北欧諸国の領土分割まで定められたので、防共の目的で一致していた日独関係にも大きな影響を及ぼすこととなった（日独伊三国同盟論への疑問など）が、昭和十五年（一九四〇）五月にドイツがフランスに侵攻を開始し、翌月にはフランス本国を降伏させ、ヴィシー政権（ドイツの傀儡政府）を南仏に発足させると事態は急激な変化を迎えた。すなわちフランスのアジア植民地をどうするか、という点であった。特に援蒋ルートの中でも最大のものがあったインドシナ・ルートはフランス領インドシナを利用したものであり、日本にとってもフランス降伏によって空白地となっていた同地の処理問題が緊急事態となった。

更にドイツによる列強国の一角・フランスを早期に降伏させた事実は、ドイツによる欧州統一の実現の可能性を惹起させるものでもあった。そこで日独伊防共協定を発展させた三国同盟を締結し、ドイツの勢いに乗ろうとする意見が強まった。これに親米英派は反対を唱えたが、強まっていく米英の圧力に対抗するためとして押し切られ、昭和十五年九月二十七日に日独伊三国同盟は締結される形となり、米英などは枢軸国として日独伊三国を益々敵視・危険視することとなった。

この三国同盟論が日本でも強まり、ドイツへの傾注が顕著となっていた昭和十五年六月、日本はドイツに降伏したフランスが領するインドシナに対して仏印ルートの閉鎖などの回答を求めた。当然、ヴィシー政権と現地総督との間で意見の齟齬があったものの、既にドイツの傀儡であったフランスは現地総督の動きを止められず、日本軍による北部仏印進駐が実施され、援蒋ルートの主要ルートであるインドシナ・ルートは閉鎖されるに至ったが、米英はビルマ・ルートを構築し、蒋介石への支援を続けたため、日本としては今まで以上に米英との関係悪化を深めることとなった。

アメリカはこの北部仏印進駐に対して屑鉄の対日禁輸(同年十月十六日)、翌年には銅など禁輸制限品目の拡大措置を講じた。日本はこの状態を打開しようとオランダ領東インド政府に対して資源提供交渉を行った(日蘭会商)が失敗し、オランダは米英寄りになるなど外交的失敗を招くこととなった。

このため、軍部からは資源確保のための南部仏印進駐を求める声が強まった。更に日独伊三国同盟を發展させ、ソ連を含めた四国同盟を模索していた松岡洋右外相の主張、ドイツの対ソ戦情報を得ていたソ連側の思惑もあり、昭和十六年(一九四一)四月十三日、日ソ中立条約が締結された。

こうして後顧の憂いを取り除いた日本は昭和十六年(一九四一)七月二十八日に南部仏印進駐を開始した。これを受けたアメリカは同年八月一日に全侵略国に対する石油禁輸措置(日本を含む)を発表し、イギリスも追隨する形で経済制裁(ABC包圍網)を発表した。日本、特に陸海軍はこの発表に動揺し、石油がある内に戦争を始めるべきとする早期開戦論が叫ばれるようになっていった。

日米関係は最悪の方向へと進み、近衛文麿首相はローズヴェルト米大統領との直接会談で事態打開を図るが、東条英機陸相をはじめとする軍部の強硬派に反対され、近衛内閣は総辞職した。

この時、後継内閣として皇族内閣説(東久邇宮稔彦王陸軍大将)も出たが、内大臣であった木戸幸一は皇族内閣で戦争に突入することは宜しくない、として東条への大命降下を独断で昭和天皇に奏上し、その承認を取り付けた。木戸は戊辰戦争で逆賊とされた東北(父親の東条英教中将は岩手県盛岡出身)出身の事情から天皇への絶対的忠誠を誓う東条に天皇自身の手で日米交渉を命じることで軍部を抑えさせ、仮に戦争になったとしても軍部の暴走という形を取るために東条へ大命降下させ、東条内閣成立を実現させた。

昭和天皇は木戸の意見を容れ、大命降下した東条に対し、これまでの日米交渉を踏まえてではなく、新たに一から日米交渉を行い、日米の妥結点を見出すという「白紙還元(こじりかへん)の御掟」で東条に日米交渉の継続を促した。しかし、強硬派の東条の首相就任にアメリカは日本の開戦決意を感じ取り、強硬な対日和平案、例えば中国など全占領地からの即

時撤兵、日独伊三国同盟の破棄などが盛り込まれた「ハル・ノート」を提案するに至った。

これを受け、昭和十六年十二月八日、日本は海軍によるハワイ真珠湾奇襲攻撃と陸軍によるマレー半島上陸作戦を開始し、米英蘭をはじめとする連合国への宣戦布告を行い、太平洋戦争は開戦することとなった。

太平洋戦争緒戦は日本軍を軽視していた連合国側の油断、日本側の航空機（零戦など）をはじめとする兵器を使用した戦法などにより各地で勝利を収め、日本が主張していた八紘一宇・大東亜共栄圏がほぼ完成する広大な地域を占領するに至った。この背景には長らく欧米列強国の植民地となっていた各地のアジア人たちによる日本軍への協力的な態度も存在していたのは事実であり、彼らは同じ黄色人種である日本人を自分たちを解放してくれる救世主のように捉え、積極的に日本軍への協力を行ったが、日本が単に欧米列強から植民地の支配者の地位を奪おうとしていただけと知った時、失望から怒りへと変わり、今度は連合国の反撃の際は連合国側に協力するという逆の立場を経験(4)することとなった。

しかし、そうした日本の快進撃も昭和十七年（一九四二）五月八日の珊瑚海海戦の傷み分け（互いに同程度の空母や艦載機などを喪失）によって停止し、同年六月五日のミッドウェー海戦によって主力空母四隻を含む大損害を喫したことで、攻勢から守勢へと変更せざるを得なくなった。このような日本軍の状況に対して連合軍は大規模な反攻作戦の開始を立案し、その開始をソロモン諸島・ガダルカナル島と決定した。この戦いは消耗戦となり、陸軍将兵からは「餓島」と呼ばれる程に悲惨なものとなり、海上に続き、陸上でも敗戦を喫すこととなった。

徐々に連合軍の反攻作戦は日本本土へと近付き、昭和十八年（一九四三）四月十八日に連合艦隊司令長官・山本五十六がブーゲンビル島上空で戦死、同年五月にはアッツ島守備隊が玉砕、ニューギニア戦線の敗退及び撤退、十一月には南太平洋のマキン・タラワ両島の守備隊玉砕などが続き、日本本土への侵攻が濃厚なものとなりつつあった。

こうした状況下でも軍は国民に対して過大な戦勝報告（大本営発表）を続け、国民に対して戦争の勝利を喧伝し、国民もまた精神論（神風による勝利）に基づく希望的観測から戦争を継続した。日本は同年九月に絶対国防圏を設定

するが、それは「画に描いた餅」であり、昭和十九年（一九四四）に入るとマリアナ沖海戦、サイパン島での戦いの敗北などで日本本土が米軍が開発した爆撃機B-29の爆撃圏内に入るなど、その劣勢は明らかとなった。日本本土は連日、米軍による爆撃に曝され、各地で空襲による被害が相次ぎ、国土は疲弊し、軍もまた各地での敗北によって軍としての機能を低下させつつあった。

更に同年十月のレイテ沖（比島沖）海戦の敗北などでフィリピンを喪失すると、南方各地からの海上物資輸送と日本の生命線ともいえるシーレーン（海上輸送路）も途絶されがちとなった。物資不足・兵器不足・人員不足の状態に陥った軍はそれでも降伏を考えず、レイテ沖海戦前後から特攻作戦を実行し、人間兵器を使用することで戦局の劣勢を覆そうとする非人道的な策を用い始めた。

一向に降伏しない日本に対し、既に戦後を見越していた連合国（特にアメリカ）は昭和二

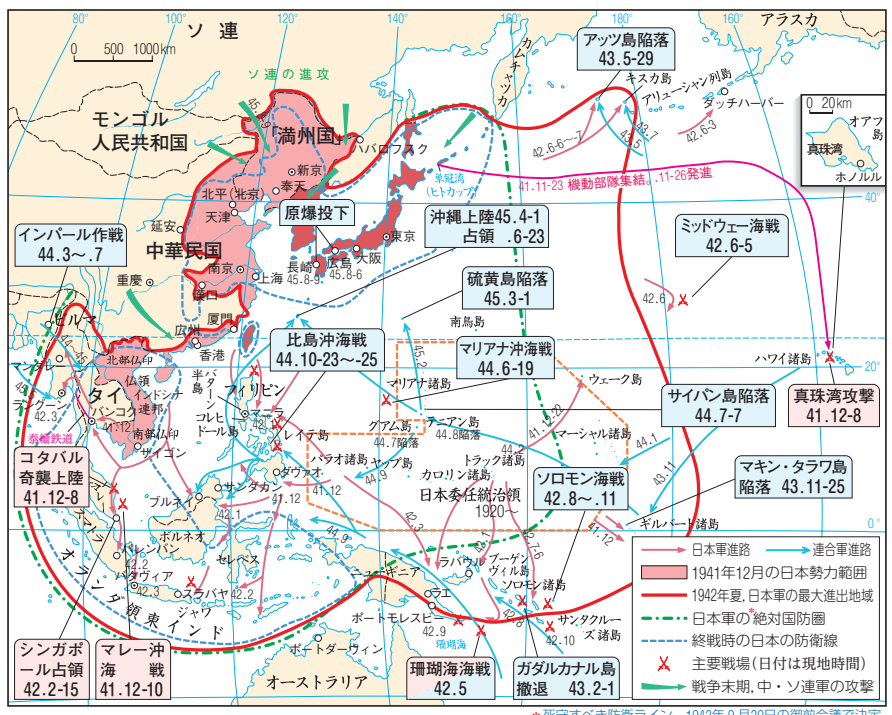


図4-1 太平洋戦争 (浜島書店編『新詳日本史』(2015年度版) 浜島書店、2015年から)

十年（一九四五）二月、密かに米英ソ首脳によるヤルタ会談を開催し、ソ連の対日参戦、樺太・千島列島の割譲などを提議し、ソ連からも対独戦終了後の対日参戦の約束を取り付けるに至った。

益々追い込まれていった日本だが、戦局が悪化していく過程の中で一部による東条首相暗殺計画や和平内閣樹立なども計画された。これらの動きによって東条内閣倒閣には成功したものの、軍（特に陸軍）の銃剣の圧力の下、再度の二・二六事件のような事件の勃発の可能性もあり、積極的な和平工作が実行できないままとなっていた。このため、ヤルタ会談終了の直後から開始された硫黄島の戦い、沖縄決戦など不毛な戦いが続くこととなった。

更に昭和二十年五月には同盟国であったドイツが無条件降伏（イタリアはそれ以前に降伏）し、連合国対日本一国の図式となると、劣勢どころか敗戦は目前となった。軍強硬派は本土決戦や一億玉碎を叫び、降伏を拒否する姿勢を見せ、一部和平派も日ソ中立条約を背景に既に連合国側に参戦を確約しているソ連に和平仲介を依頼するなど終戦工作も迷走が続いた。

このような日本国内の迷走を理解していた連合国首脳（米英ソ）は昭和二十年七月八月にドイツ・ポツダムに集結し、大戦後の戦後処理などを話し合い、日本に対して無条件降伏を促す「ポツダム宣言」を発表するに至った。

この時、既に米ソは戦後の二国による主導権争いを見越し、水面下での攻防戦を開始していた。特にソ連はドイツ戦線からシベリア鉄道を利用した兵力移動を完了し、満蒙国境線に兵力の展開を終了し、対日参戦による降伏後の日本におけるソ連の影響力拡大を模索していた。

このような状況下にあっても、日本は国体護持（天皇制保持）の確約が取れぬことを理由にポツダム宣言受諾¹¹無条件降伏に対し、軍強硬派が徹底して反対し、逆に本土決戦を想定した特攻兵器（桜花・震洋・回天など）の製造などを推進していた。こうした日本側の動きを知ったアメリカはポツダム宣言受諾¹²無条件降伏を促すため、新兵器である原子爆弾の使用を決定し、同年八月六日に広島、八月九日に長崎へと人類史上初の核兵器使用を実行した。この時、ソ連もまたアメリカの動きを察知し、予定よりも早く日ソ中立条約を破棄し、八月八日に対日宣戦布告、九日に

満州への侵攻を開始した。

米ソ両大国の行動は日本全土に大きな衝撃となって伝播し、新型兵器による広島・長崎の都市機能喪失、終戦の仲介役として期待していたソ連による満州侵攻は戦争継続を主張する強硬派にとっても、和平を模索していた和平派にとっても衝撃的な出来事となった。閣議をはじめとする軍・政府の会議でも混乱が続き、政府としての統一見解が出せない状態が続いていたが、鈴木貫太郎首相による昭和天皇への意思確認により、昭和天皇自身が和平を望む旨を発言したことでポツダム宣言受諾＝無条件降伏へと事態は一気に動き出し、八月十四日に降伏が正式決定され、翌十五日正午に昭和天皇自身の声で降伏を国民に呼び掛ける放送（玉音放送）がなされることになった。

これに対し、軍強硬派は阿南惟幾陸軍大臣の説得によって大半は昭和天皇自身の要望を聞き入れる形となったが、近衛第一師団長の森越陸軍中將は畑中健二陸軍少佐などから決起を促され、それを拒否したことで殺害された。殺害将校らは偽の森師団長命令を作成して皇居や放送局を占拠し、玉音盤の奪取を図るも失敗する事件（八月十四日～十五日の宮城事件）、それに類する首相官邸などへの襲撃事件なども相次いだ。

ポツダム宣言受諾（無条件降伏）を伝える玉音放送は昭和二十年八月十五日正午に放送され、全国民に無条件降伏受諾が発表された。しかし、厚木海軍航空隊など一部部隊による抗戦活動なども発生し、敗戦の混乱は日本全国各地で散見された。この後、事態は少しずつ沈静化し、同年八月三十日に連合国軍総司令部司令官のマッカーサー陸軍元帥が来日、同年九月二日に米戦艦ミズーリ艦上で対連合国降伏文書への調印がなされ、ここに太平洋戦争は終結し、サンフランシスコ講和条約で日本の独立が達成されるまで日本は占領下に置かれることとなった。

（徳永武将）

註

(1)、(2) (1) 杉谷 昭「政治・教育・文化編 第三章 大正デモクラシー 第一節 社会問題」、(2) 同「政治・教育・文化編

第三章 大正デモクラシー 第二節 県政の諸問題」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 長崎県 吉川弘文館 一九七六)

(3) 太平洋戦争の名称については、昭和十六年(一九四一)十二月十二日の閣議において支那事変(日中戦争)も含め、今次戦争を「大東亜戦争」とすると閣議決定しているため、日本においては大東亜戦争と呼称される場合がある。太平洋戦争は敗戦後にGHQ(連合国軍総司令部)によって付けられた名称である。また、近年では一部教科書や研究者などはアジア・太平洋戦争と呼称している場合がある。

(4) 占領地住民からの協力を得るため、日本は占領地の一部を独立(実際は傀儡政権を誕生)させ、そうした政府首脳を集め、昭和十八年(一九四三)十一月五〜六日に東京で「大東亜会議」を開催している。出席は日本、満州、タイ、ビルマ、フィリピン、中国南京政府、自由印度仮政府の代表であり、大東亜共同宣言を採択している。

参考文献

- 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市役所 一九六一)
長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編(長崎県 吉川弘文館 一九七六)
大杉一雄『日中十五年戦争史 なぜ戦争は長期化したか』(中央公論社 一九九六)
児島 襄『太平洋戦争』上、下(中央公論社 一九六五〜一九六六)
深田祐介『黎明の世紀 大東亜会議とその主役たち』(文藝春秋社 一九九四)

第二節 市政の展開

一 大村市の誕生

昭和十七年(一九四二)二月、大村町・萱瀬・福重・松原・鈴田・三浦の一町五カ村が合併、市制が施行され、人口は三万九千五百七二人となった。

また昭和十七年の第二十一海軍航空廠の拡張に伴い、年末の人口は五万五千九百一人となり、同十八年には、六万七

七二八人と激増した。人口の推移は下表（『大村市史』下巻）のとおり。

次に、市制施行のための合併条件として、各町村から出されていた町村吏員たちの取扱いや機構などについては、市域が広いため、村役場をそのまま出張所として設置することを県に申請、昭和十七年二月十一日付で市役所出張所として発足した。条令（大庶第五号）。

(名称)	(管轄区域)
大村市役所三浦出張所	元三浦村の区域
同 右 鈴田出張所	元鈴田村の区域
同 右 萱瀬出張所	元萱瀬村の区域
同 右 竹松出張所	旧竹松村の区域
同 右 福重出張所	元福重村の区域
同 右 松原出張所	元松原村の区域

（理由・「本市ハ元三浦村・鈴田村・大村町・萱瀬村・福重村・松原村ヲ廃シ、其ノ区域ヲ以テ大村市ヲ置カレタルモノニシテ、市域広汎ニツキ、市役所ノミニテ、事務ヲ処理スルトキハ、現下ノ状況上ニ於テハ、住民ノ不便、艱^{イザシ}ラザルヲ以テ、元各町村区域ニ各出張所ヲ設置スル所以ナリ」。）

なお、市役所には、次の七課を開設した。

庶務課、財務課、勸業課、学務社会課、戸籍兵事課、水道土木課、会計課

市庁舎については、当初は旧大村町役場を使用していたが、次第に機構・組織の整備拡充とともに手狭になったの

表4-1 昭和17年以降世帯数および人口調

昭和	世帯数(戸)	総数(人)	男(人)	女(人)
17	8,371	55,901	29,347	26,554
18	10,358	67,728	36,119	33,609
19	10,364	62,931	33,227	29,704
20	8,237	44,292	21,374	22,918
21	10,056	52,475	25,423	27,052
22	11,434	56,851	27,400	29,451
23	11,352	56,643	27,426	29,217
24	11,515	56,877	27,534	29,343
25	11,271	56,182	27,325	28,857
26	11,496	56,807	27,737	29,070
27	11,419	56,329	27,423	28,906
28	11,661	57,367	28,029	29,341
29	11,595	57,445	27,793	29,652
30	11,780	57,359	27,769	29,588
31	11,828	57,789	27,940	29,849
32	11,847	57,615	27,851	29,764
33	11,974	57,857	27,887	29,970
34	12,209	57,592	27,713	29,879

【註】 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻（大村市役所、1961年）51頁から

で、旧大村の松山郷の青木辰夫氏所有の澱粉工場の二棟を一万八〇〇〇円で買い上げ移築（大村市二百五十番地）し、昭和十八年二月三十日完工した。

二 市会議員の選挙と歴代市三役

市制施行後の初の市会議員選挙は、市民の要望もあり、基本的には、旧町村別の小選挙区制で行われた。すなわち、有権者数を基準として議員定数を定め、旧大村町一七人・旧三浦村二人・旧鈴田村二人・旧萱瀬村三人・旧福重村三人・旧松原村三人・合計三〇人と決定した。

初の市会議員選挙に当たって、注目すべき政治的背景として昭和十五年十月十二日、近衛内閣によって創立された大政翼賛会の存在があった。同会の発会式の直後、二十三日には、同会によって文化思想団体の政治活動は禁止され、ついで十一月には、大日本産業報国会が創立され、事実上の労働組合・政党政治は否定され、これに関連して、「紀元二六〇〇年記念式典」が皇居前で挙行された（十一月十日）。昭和十六年三月、国民学校令が公布され、七月には文部省は『臣民の道』を発刊、十七年一月大日本翼賛壮年団創立、ついで二月、翼賛政治体制協議会が結成され、挙国一致体制は完成した。その直後、二月、大政翼賛会大村支部発会式並びに翼賛壮年団結成式を挙行している。かくして、同年四月三十日、歴史的な第二回総選挙が行われ、翼賛政治体制協議会の推薦で三八一名、議員クラブ・翼賛議員同盟などの非推薦八五名が当選した。大村の市会議員選挙は総選挙の約一ヵ月前の四月二日に実施された。

旧『大村市史』下巻によると、

大村市では、昭和十七年二月二十六日午後一時から映画館（中央館）で大政翼賛会支部発会式並びに翼賛壮年団結成式を挙行し、終つて午後二時から市民大会に移り、今回あらたに設置された大村軍都建設奉公会の会長以下顧問、理事、実行委員会の役員を発表、続いて丹羽市長職務管掌、布上陸軍歩兵四十六連隊長、内田大村警察署長等が立つて大村軍都建設と市会議員選挙にのぞむ市民の自覚について所感を述べ、引続き宇賀田九州帝大教

授の講演があり、終つて選挙は推薦制により無投票で進むべき宣言決議をおこない、万歳を三唱して閉会した。なお二月二十七日午前十時から大村青年学校において、各戸より一名(す)づつ出席させて市民大会を開き、軍都建設に対する決意を表明することとなった。

とあり、時代を反映した選挙であった。

市会議員候補者の選考については、

大村市では三月二日午前十時から各町内会長を招集し市会議員選挙対策について協議をおこなった結果、各町内の総意を代表する候補者選考委員一名を推薦することになり、同夜六時から一斉に町内会を開き選考委員を決定し、三日午前八時までに市役所に届け出た。その結果、早急に選考委員会を開いて候補者の人選に入る手はずであったが、そのためには、まず議員候補者の推薦母体となるべき強力な政治結社の結成が必要であるということになり、翼賛会大村支部の常務委員朝長芳夫が中心となり、市内の有力者五百名の参加を求めて大村軍都建設期成会を結成し、内務大臣湯沢三千男宛許可申請をおこなったところ、中央でも決戦下軍都建設の重要性を考えて、三月六日付をもって正式許可の指令があった。

とあり、三月十三日には市民の総意にもとづくものとして三〇名の候補者が推薦され、届出がなされた。「市議会選挙で軍都をけがすな」というのがスローガンであったという。

かくして四月二日、午前十時からの選挙会が開催され、次の三〇名が当選者となった。

表4-2 当選者一覧

選挙区	氏名	職業・年令		
大村	楠木志能夫	医師	69	
	//	溝口 競	商業	64
	//	松尾 京一	会社々長	44
	//	村島 策松	商業	59
	//	富永末太郎	農業	61
	//	鬼崎 末男	農業	36
	//	西川 茂	医師	54
	//	渡辺栄太郎	商業	63
西大村	安井 理一	農業	55	
	//	朝長 芳夫	無職	62
	//	平部 朝也	無職	69
	//	相田 小八	農業	65
	//	松尾 六次	澱粉業	52
	//	松永 精三	農業	55
竹松	小鳥井弥七郎	会社員	59	
	//	矢次 熊雄	司法、行政書士	61
	//	一瀬 勇作	農業	69
三浦	堀口 近六	農業	64	
	//	中島 正雄	農業	47
萱瀬	椎葉 誠重	農業兼林業	53	
	//	今里百太郎	農業	70
	//	森 久義	農業	53
福重	小佐々恵明	僧侶	41	
	//	沢田 次郎	農業	55
	//	長崎 克敏	医師	40
松原	麻生鷹太郎	農業	66	
	//	福田 学	商業	37
	//	岩永 武道	農業	59
鈴田	渡辺 市郎	農業	52	
	//	梶崎 伝作	農業	54

【註】 大村市史編纂委員会編「大村市史」下巻（大村市役所、1961年）70、71頁から

初市議会は四月二十七日午後二時十分から、市役所議場で開会、今里仮議長のもとに、議長に西川茂議員を指名、同議長の指名で富永末太郎議員を副議長に決定した。また参事会員に次の一〇議員を指名した。福田学・椎葉誠重・堀口近六・渡辺市郎・溝口競・松尾京一・平部朝也・松永精三・矢次熊雄・沢田次郎

〔市長と助役・収入役の決定〕

『大村市史』下巻の同項目を参照すると、

(1)投票の方法をさけ、全議員の総意に基づく推挙の方法をとること(2)軍都建設百年の将来に先見の明をもち諸般の計画を立案しうる人物であり、とくに事業執行の手腕に優れた人物であること(3)多額を予想される事業費工面の点において国、軍、県三方面にたいし十分の援助を求めうる人物で、かつ相当押しのかく人であること(4)個人的情実因縁を廃し私情を一掃すること。

などを県当局の方針と要旨が示されていたという。

これにもとづき、市会では、五月四日午後一時半から全員協議会を開いて選考委員五名（今里・楠木・朝長・松永・

福田の五議員)を選出、大村尽忠会からの声明書なども参考に、十三日午後一時からの全員協議会において三名の候補者を審議することになった。その三名は、柳川平助陸軍中将(西彼杵郡村松村出身・市議・楠木志能夫の実弟、日中戦争で杭州湾上陸作戦指揮者・柳川兵団の將軍・内閣直屬の興亜院、のちに大東亞省に統合・総務長官・大政翼賛会副總裁・司法大臣など歴任)、高月菊太郎(大村市水計の出身・明治生命京都支店長・長崎高商卒の実業家)、伊地知少将(海軍の提督で郷里の鹿児島市長を経験)の各候補であった。しかしながらいずれも辞退されたので、山内県知事に依頼したところ、東彼杵郡彼杵町出身で早稲田大卒・各県の警察・学務・内務などの各部長を歴任した官界のベテランであった山口尚章(なおき)を推薦され、本会議で万場一致で市長に決定した。山口候補(東京在住)からも七月十八日、就任受諾の電報がとどいた。

助役には、末永靖(長崎県庁で地方課長・杓岐・南松浦各支庁長など歴任)、収入役には吉崎仁右衛門(市役所庶務課長・元鈴木村長)がそれぞれ就任した。

ちなみに市長の年俸・六〇〇〇円、助役三〇〇〇円、収入役一八〇〇円、市長交際費三〇〇〇円であった。

市の三役が決定したので、市政は本格的に進展することになった。

昭和十八年(一九四三)には、市政も整い、太平洋戦争下にあるところから決戦態勢に突入する体制となった。

市政の組織として、これまでの戸籍兵事課を、戸籍、兵事とに分離して兵事課を独立させた。徴兵事務のみな

表4-3 歴代三役一覧

市長	(職務管掌) 丹羽 寒月	昭和17年2月11日—17年7月14日
	①山口 尚章(推薦)	// 17年7月15日—21年7月15日
	②松本 寅一(//)	// 21年8月15日—22年4月5日
	③松本 寅一(公選)	// 22年4月6日—23年12月27日
	④柳原 敏一(公選)	// 24年1月31日—27年11月17日
	⑤大村 純毅(公選)	// 27年12月10日—31年12月9日
助役	(職務管掌) 吉井 伴四郎	昭和17年2月11日—17年8月4日
	①末永 靖	// 17年8月5日—21年8月4日
	②永田 庸彦	// 21年9月30日—22年2月15日
	③柳原 敏一	// 22年6月30日—24年1月31日
	④川崎 正作	// 24年3月31日—28年3月30日
	⑤村川 武寿	// 28年4月1日—30年3月19日
	⑥渋江 武	// 30年3月25日—34年3月24日
⑦渋江 武	// 34年3月25日—	
収入役	(職務管掌) 柴田 正明	昭和17年2月11日—17年8月4日
	①吉崎仁右衛門	// 17年8月5日—21年8月4日
	②鹿島 金作	// 21年8月31日—27年10月27日
	③永田 庸彦	// 28年6月18日—32年6月17日
④永田 庸彦	// 32年10月21日—	

【註】 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市役所、1961年) 181～5頁から作成。

らず事務が多忙をきわめるようになったためである。

反面、勸業課が廃止になり、経済課と産業課が新設され、物資調達・統制による事務量が増加し、経済課は配給事務を主体とし、産業課は生産面における指導に重点が置かれたという（『大村市史』下巻）。同書によると、

出征軍人の遺家族にたいする援護事務も拡大され、厚生課が設置された。この時の町内会は九十九区で、隣保班は六百五十八区となった。

昭和十九年（一九四四）はそのままの形で戦争末期を迎えた。この年町内会は百一区となり、各年に比べ三区が増え、隣保班は五十区が増加した。

あけて昭和二十年（一九四五）八月十五日からの終戦後には、同年十月、課を改正した。

△兵事課を戸籍課に△産業課を農林課に△経済課を商工課に△学務課、厚生課を一本化して学務厚生課に統合した。

（杉谷 昭）

三 大村における軍都計画

昭和十七年（一九四二）二月に誕生した大村市において、市制施行前後から「大村軍都建設奉公会」や「大村軍都建設期成会」が発足し、市長選出・市議会選挙の実施などが行われていたことは前述したとおりであるが、この「軍都」というものは具体的に何であるのか、大村ではどのような施策が実施されていたのか、そうした点を含めて広い視点から大村における「軍都」というものについて本項で述べていきたい。

まず「軍都」とは何か、ということであるが、吉川弘文館発行の『国史大辞典』をはじめとする各種日本史辞典においてその記述を発見することはできない。ただ、陸海軍が所在した市町村・地域において地元住民を中心として現在も使用されているケースは散見される。この「軍都」と同様の言葉（同意語）として「軍郷」や「軍港（都市）」といった

言葉が存在する。

これらを鑑みれば、この「軍都」という言葉自体に明確な定義はなく、各個人の所見に従って呼称される場合が大半である。

これらのことは大村と同様に陸軍ないし海軍が常駐していた全国の自治体や地域においても同様で「軍都」や「軍郷」といった言葉を研究者・執筆者それぞれが独自に使用しているケースや使用しないケースを見ることができている。

では何故、大村においては「軍都」という言葉が一般化し、現在まで使用されているのか、ということになるが、これは大村市＝大村市民によって軍都計画が主導されていたという事実からのものと推測される。

このことは前述したように、昭和十七年二月二十六日に大村軍都建設奉公会が結成され、軍都建設と市議会選挙への市民の自覚を促す所感（歩兵第四十六連隊長と大村警察署長）が述べられ、市議会議員選挙は推薦制による無投票で進むべき宣言決議がなされたこと、同様に大村軍都建設期成会（市議会議員候補者の推薦団体）の結成許可が湯沢三千男内務大臣に提出され、決戦下の軍都建設の重要性に鑑みて、昭和十七年三月六日に正式許可の指令が下され、三〇名の市議会議員候補者が推薦・届出され、市議選が実施されたこと、その市議選自体も「市議会選挙で軍都をけがすな」とのスローガンで実施されたことからもうかがうことができる。

更に推薦議員の理由として「軍都建設百年の将来に先見の明があること」といった理由であったことから市民レベルから軍都建設が志向され、実行されたことが理解できる。

これらの大村での事案は市政運営と軍都計画が同一視されていたことの証拠であり、全国的に見ても、例えば神奈川県相模原台地の開発計画である「相模原軍都計画」は軍・県・市町村で協議しつつ実施されたというものの実質的には県が音頭を取って推進していたこと¹⁾、大村と同様に海軍航空隊（霞ヶ浦航空隊）が進出した阿見村（現・茨城県稲敷郡阿見町）では大正九年（一九二〇）に阿見村の原野と霞ヶ浦湖畔合せて約八五万坪が海軍省によって買収され、隣村である朝日村と共に、いわば軍や県などが主導した都市計画を補完する意味での村政が展開されていたこ

と②から考えれば、国・軍の計画を補完する立場の主導者が県ではなく、むしろ担当区域を持つ大村市自体が主導して県などの協力を求めようとしていた、とも考えられる。

とすれば、大村における軍都計画というものは相模原台地や霞ヶ浦周辺における場合とは異なり、上から(国・軍・県などから)の軍都計画ではなく、下から(地方自治体・住民から)の軍都計画であった、とも評することができる。いわば「市民による軍都」という信念を持った軍都計画の推進が志向されていたことがうかがい知れる。

勿論、大村での軍都計画自体が既に太平洋戦争という国家レベルでの総動員体制が確立し、民間レベルでも「軍民一致して聖戦を戦い抜こう」とするスローガンなどが高らかに叫ばれていた時代の違いという相違点があることは注意しなければならないが、前述した「市民による軍都計画」は産声をあげたばかりの大村市にとっては喫緊かつ最大の課題であったことを否定することはできないであろうと考えられる。

それでは具体的にどのような計画が大村市で計画されていたのか、という点について具体的に見ていく。

大村市における軍都＝都市計画であるが、これについては長崎日報の記事で散見することができるため、まずは長崎日報の記事を参照しつつ、大村市が推進しようとした軍都計画(都市計画を含む)を見ていきたい。

大村市が軍都計画(都市計画を含む)に着手することは市制開始直後からの課題であることは前述したとおりであるが、紆余曲折の末に誕生した山口市長にとっても自身が市長に推薦され、同職に就任した背景に軍都建設の推進という一事が存在していたことを十二分に理解しつつ、例えばかに困難な事業であってもそれを遂行する義務を感じていた。

大村市が推進しようとした軍都計画は「軍都建設に邁進すべく構想を練りつゝあるが都市計画の如き第一期事業として二百七十万円の膨大な予算③」を使用するものであり、その予算は「大村市現在の財政状態では県当局並に軍部の力に頼らざるを得ず④」の状態にあったものの、山内県知事の推薦で市長に就任したこと、國務大臣を務めていた柳川平助など在京の大村出身者・関係者が支援を約束していたことなど山口市長にとっては困難ながらも樂觀視

できる材料があったことも事実(5)であった。

山口市長は昭和十七年(一九四二)八月六日から十五日まで上京し、強い決意を関係省庁などに披瀝した上で「新興の軍都建設には関係各方面の御援助と全市民の心からなる御協力に俟たねばならぬ(6)」とのコメントを発表し、軍都計画の推進に自信を示している。

ちなみにこの計画案は当時の市の副議決機関である大村市参事会(市長を議長とし、市議から選出された参事会員をもって構成された組織で市議会の議決権の一部が委任)において土木委員・軍の代表者の参集も求めて内示された計画案であり、この際、長崎県の岡田技師から詳細に説明された案(7)であった。

この大村都市計画案は同年九月二十六日に正式に発表され、翌日付の長崎日報で報道されている。この「長崎日報」記事では大村都市計画案について、九月三十日に都市計画長崎地方委員会(内務大臣への諮問に対する答申が決定すれば「総工費三百万円五カ年継続事業として直ちに着手する(8)」状態にあることが報道されている)。

この計画案は「大村駅や竹松駅を中心とした地域で差し当たり第一期事業として百万坪三百万円の大事業(9)」であり、一部は既に今年度から着手するものであった。加えて、この計画には「路線数二十二延長四万三千八百米(10)」も随行して実施される大規模なものであった。

しかしながら、着工年度が昭和十七年だったこともあり、計画が完遂する前に太平洋戦争が終戦(敗戦)に至ったこと、戦争末期の段階での空襲被害や物資統制など様々な事案の重なりで、結果として当初の予定どおりという意味での完全な総括を迎えることはなかった。

ただ、この都市計画、つまり「市民による軍都計画」として実施されるに至った経緯は相模原台地や霞ヶ浦周辺と大村との相違点として注目できるが、実際には「教育、交通、衛生等の各事業を速かに実現するため鋭意内務省をはじめ中央関係方面と折衝(11)」している状態にあった。

特に昭和十九年(一九四四)一月七日～八日には山口市長が「国庫補助予算獲得運動のため大蔵省の予算査定(12)」を

前に上京して中央の各関係機関を訪問して陳情しているが、大村市単独での上京・陳情を行ったのではなく「軍都と称させられる横須賀、呉、佐世保、舞鶴、仙台、多賀城、立川、鈴鹿、小倉、川棚の十一市町村の主脳者(13)」たちと行動を共にする上京・陳情であった。この複数市町村主脳による中央省庁などへの陳情が実施された背景には「軍都として国庫補助を要請していた都市は全国三十有余であったが以上の十一都市はその内最も重要性を帯びるものとして内務省が招致(14)」していた、という理由が存在していた。

この際、大村市は「国民学校、幹線道路、上下水道、糞尿処理、火葬場、河川改修等の各緊急施設事業を実施するため相当巨額の補助を要求(15)」している状況にあった。この陳情の内、佐世保・大村・川棚を含む三市一町関係の都市計画に基づいて「道路開設、上水道の築造、国民学校の新設、屎尿処理等」にたいする十九年度の国庫補助額が決定した旨の通知(16)が昭和十九年(一九四四)一月二十八日に長崎県にもたらされたが、この国庫補助の内容は、

(中略)大村市の道路、国民学校建設にたいする補助額は五十一万九千六百六十七円である。これは大村市で十九年度事業として計画していた国民学校増設並びに道路施設費七十四万九千五百円にたいする本省の特別補助で、これにより以後三カ年継続的に交付されるもので、十八年度事業として工事中の国民学校新設のほか十九年度から二十一年度まで三カ年間毎年一校づつの国民学校が新設されることになった。

というものの(17)であった。

しかし、これらの事業はあくまで大村市の行政区域内の計画であり、大村市⇨大村市民が希望する軍都建設⇨都市計画とは齟齬が生じている部分が存在した。それが大村市と周辺市町村を結ぶ道路の建設・整備事業であった。もちろん、前述したように大村市が軍都建設⇨都市計画を策定・実施する以前に軍が単独で実施(航空隊進出・整備事業の一環として展開)した事業も存在していたが、大村市⇨大村市民が早くからその実現を希望していたのが、

(中略)大村から三浦を通して諫早市の貝津にいたり、国道と結びいわゆる大村―貝津線と、さらに一つは大村から萱瀬を通り、多良山系を越えて佐賀県鹿島と結ぶ大村―鹿島線の二本の道路開通であった。

というものの⑮であり、特に大村―貝津線の実現は「三浦村が大村市に合併する大きな条件の一つ⑯」ともなっていた、大村市にとっては不可欠の案件であった。

そこで昭和十七年十一月五日に山内県知事に対して前述した道路建設問題と郡川の堤防修理の問題について西川市議会議長名で左記の内容の意見書を提出した。

県知事への意見書⑰

・大村―貝津線

大村の急激な発展にともない都市計画および区画整理の実施も順調におこなわれたが、市外との交通路は国鉄大村線を除いては二十三号国道ばかりでは種々不便であるとして、長崎市と結ぶうえに三十分短縮し得る利益があり、これが改修速成は急務の問題である。

・大村―鹿島線

多良山系の豊富な林産資源搬出に、また、佐賀県との物資交流に主要な役割を負うのはもちろん、軍事上からみても、その開通は急務とされ地元地方民が多年待望してきたところである。

・郡川維持管理費の県費支弁

河川法準用河川として県から認定されている郡川は延長約一万二千五百米、灌漑耕地面積八百町歩におよぶ重要河川であるが、これが維持管理はすべて大村市の負担をするところであり、明治二十四年、同三十三年、同四十四年、昭和十七年八月の大洪水をはじめ、年々少からぬ災害をこうむり、これが維持管理並びに復旧費はきわめて大で、その根本対策を講ずべき施設の実施は大村市の財政上到底不可能である。よって河川法第六条並に同法二十四条第一項を準用しこれが維持管理費を県費をもって支弁されたい。

これらの要望の内、大村―貝津線については軍事上の観点からも重要性を増していき、それが日々高まっていったものの県事業としての推進には困難な部分が多かったこともあり、結果として大村市は「やむをえず市道として改修

工事に着手することになり、十八年（一九四三）七月十五日の市会に追加予算三万円計上を議決し着工（21）することとなった。

以上が大村市の主導によって推進された軍都建設Ⅱ都市計画案であるが、これは第三章第五節に述べた軍が主導して行われた軍都建設Ⅱ都市計画に合わせる形で推進された施策であったことがうかがえる。

（徳永武将）

四 軍支援団体の創設

前述したように、大村が「軍都」としての歩みを進めていく中で注視しなければならない軍都建設Ⅱ都市計画以外の点として国・軍に対する支援団体の設立、戦争推進体制及び戦争支援行為の確立・実施という点が存在する。戦争支援行為の実施については次項で述べることとし、本項では国・軍に対する支援団体の設立という点について述べることにする。

これら国・軍に対する支援団体の大半は昭和六年（一九三一）九月十八日の柳条湖事件に端を発する満州事変からの一連の戦争、いわゆる十五年戦争の時期に創設されている。特に昭和十二年（一九三七）七月七日の盧溝橋事件を契機とした日中戦争（支那事変）以後、挙国一致の戦時体制へと移行していく中で同年六月四日に首相に就任した近衛文麿が中心となって推進した新体制運動と密接に関わるものでもあった。

近衛は首相就任後の圧倒的支持を背景に同年八月二十四日に「国民精神総動員要綱」を発表し「挙国一致、尽忠報国、堅忍持久の三大スローガンをもとに総動員運動（22）」を展開し、翌年（一九三八）四月一日の「国家総動員法」公布に伴い戦時体制への転換・移行を推進していった。

しかしながらこれらを推進した近衛内閣は泥沼化する日中戦争の打開策を見つけれないまま昭和十四年（一九三九）一月四日に総辞職し、これ以降、平沼騏一郎、阿部信行、米内光政と短命内閣が続いていくが、その間も昭和十

五年（一九四〇）三月二十五日には「既成政党の解散と親軍挙国政党の結成をめざす運動(23)」を行うために「政友、民政、時局同志、社会大衆革新派の各派議員一〇〇余名による聖戦貫徹議員連盟(24)」が結成されている。

こうしたことを受け、枢密院議長となっていた近衛は同職を辞任し、自身が首相時代に推進を図った新体制運動の推進の決意を表明している。

この動きは政界にも伝播し、日中戦争開始以前に勃発した二・二六事件などのテロやクーデター（未遂を含む）といった銃剣の圧力、政党政治の自主性を奪うこととなった軍部大臣現役武官制の復活、国家総動員法の国会審議の最中に議員の野次に対して「黙れ」と一喝した佐藤賢了陸軍中佐による「黙れ事件」の発生などによって政党政治が限界に達している現状を不安視していた政党人が近衛の推進する新体制運動に乗り、一党一党体制を構築することで軍部と対等に渡り合うだけの勢力を作ろうと考えたのもこうした動きを推進させる動力の一つとなった。

もっとも、近衛自身の構想は「雑多な思想の寄り合い所帯ができて、特定の党派や軍部の暴走だけには歯止めをかけた(25)」との思いから推進した運動であったが、実際には昭和十五年七月七日に社会大衆党が、七月十六日に政友会久原派、七月三十日に政友会中島派、八月十五日に民政党が解散・解党するに至り、近衛自身も七月二十二日に再度組閣の本命が降下して第二次近衛内閣を組織するに至ったものの、周囲に「矢が飛ばうが、槍が降ろうが、死ぬまで解散しないと頑張る党があってもいいのに。これだから政党はだらしが無いと言われるんだ(26)」と漏らし、運動自体への意欲を失いつつある状態にあった。

しかし近衛の思いとは裏腹に既に動き出した新体制運動の動きを変えることはできず、解散・解党した政党・各派が新体制促進同志会を結成して新党への合流を図り、軍を抑えるために政治の一元化を目指したものの結局は精神主義を強調する運動へと変化していった。



写真4-1 近衛文麿
(近代日本人の肖像webページから)

このようにして幾多の挫折や変化を経て、昭和十五年十月十二日に新体制運動の結実として大政翼賛会は発会することとなった。

大政翼賛会が軍や一部政党などの暴走を抑える役割を担うことを期待していた近衛首相も昭和十五年末に内閣改造を行い、平沼騏一郎元首相を内相に起用したが、その平沼内相が「翼賛会は「公事結社」であって政治運動をすることは許されない²⁷」と宣言したため、大政翼賛会は行政の補助機関としての役割を担うようになっていった。このことは政治家が翼賛議員同盟を結成し、後の東条内閣下で翼賛政治会（太平洋戦争末期には大日本政治会）へと発展させていった経緯を見ても明らかである。

以上の経過で創設された大政翼賛会とはどのような組織であったのか、また、それがどのように大村市と関わりがあるかについて見ていくこととする。大政翼賛会の概要とは、

（中略）近衛首相を総裁とし、地方支部長は各府県知事が兼任、つぎのような委員会が組織された。

○振興委員会 大政翼賛会運動の趣旨の普及徹底、市町村自治行政の改編、国民組織の整備運営、警防その他県

政の振興に関する事項

○厚生委員会 銃後国民生活の刷新、軍人援護、国民の保健衛生その他一般社会事業に関する事項

○産業経済委員会 統制経済の運営、労務調整、中小商工業者の転廃業、農村漁業その他産業の振興に関する事

項

○思想文化委員会 国民精神の昂揚、思想問題、国民文化、芸術、国民娯楽その他社会文化に関する事項

○錬成委員会 大政翼賛会構成員の錬成その他国民の各種訓練に関する事項

というもの²⁸である。この大政翼賛会における前述の組織は昭和十六年（一九四二）四月二日に組織されているが、日を追うごとに参加組織の拡大や各種団体との合流が実施され、都道府県や市区町村など全国を網羅する形で組織され、国民総動員実施を担っていった。大村市においても大政翼賛会は、

大政翼賛会大村支部

・大村市の市制施行と共に大村支部編成

・市長を支部長とし、市内の各界代表者を市常務委員とし、毎月二十五日に常務委員会を開催し、毎月一日に市常会を開催する。

昭和十七年（一九四二）五月十六日委嘱市常会員

三浦連合副会長一 瀬豊 竹松実業学校長堀池静雄 市会議長西川茂 市会副議長富永末太郎 県会議員戸島久四郎 在郷軍人連合分会長朝長芳夫（西大村陸軍大佐） 女子師範学校々長富田規一 井原源造（西大村町内会長） 松原連合会副会長豊竹一郎 萱瀬同森近作 高松玄治（大村町・町内会長） 僧侶田中達雄（長安寺住職） 神職内海正衛（大村神社々司） 上野左内（大村・鉄工業） 市議員楠木志乃夫 大村国民学校長山口前能 市議員安井理一 親和銀行大村支店長山口陽一郎 福田伊五郎（前大村町長） 福重連合副会長福重国吉 警防団長青木辰夫（澱粉業） 鈴田連合会副会長佐藤安太郎 地区商業組合長紀内隆一 在郷軍人大村分会長三浦快哉 竹松連合副会長山本要一

といった大要²⁹で創設され、前述したように大政翼賛会の下部組織に組み込まれることとなった。加えて隣組^{とろぐみ}などの組織についても昭和十五年九月十一日に通達された「部落会町内会等整備要領（内務省訓令）」によって行政の補助機関としての町内会・隣保班の整備が進められ、大村市でもそうした中央の動きと合せて町内会及び隣組の整備が開始され、

・町内会に専任事務者をおき、隣保常会に学校教職員、市吏員その他一般有識者がつとめて出席する。

・市常会の下に連合常会、隣保常会という各会を創設し、下情上通事項を徹底的に上部機関へと反映させる。

※以上は宮田保二学務厚生課長の下で成案が作られたもので、これが市常会に提出された。

昭和十八年（一九四三）十二月十八日の市常会での決定事項

①市常会は翼賛会支部役員、連合町内会長、各種団体代表その他適当と認むる者をもって構成員とし市長がこれを選任する。役員は会長一名(市長)・常務委員七名・顧問若干名とし、市各種行政の総合運営、市の新興発展、下部組織の指導、大政翼賛運動等に当る。

②連合町内会は市常会と町内会との連絡を緊密にするための中間機構で、警防分団区域にある町内会をもって組織し、役員に会長一名、副会長二名(内一名は学校長)理事若干名とし、市常会と町内会との連絡区域内各種団体との連絡、町内会、隣保班の指導育成の任に当る。

③町内会は個数百戸ないし二百戸をもって地勢交通その他を考慮し、地区毎に組織して会長、副会長一名をおき、町内会長を中心に隣保班長をもって常会を開催し、各種の任務に当る。

④隣保班は隣接せる地区内の十戸ないし二十戸をもって組織し、班長、副班長一名をおき、その選任は班長の推薦による隣保班長を中心に、班内の世帯主(なるべく主婦も参加)をもって常会を開催し、市の毎月の強調事項を中心に、町内常会決定の各種事項の実践に当る。常会は定日制として、毎月八日(大詔奉戴日)の夜、一斉に開催する。

といった整備³⁰⁾が実施されるに至った。この機構は昭和十八年四月一日から運営が開始され、同年五月には、

・警防分団区域毎に連合町内会を組織。

・従来町内会における保健、衛生、厚生各部を統合し、健民部を設置。

・町内会長一名、副会長二名を選任し、一町内会は百戸ないし二百戸を単位とする。

・旧大村町部七、旧大村部十一、西大村二十三、竹松九、三浦四、鈴木七、萱瀬九、福重十、松原七の合計八十七町内に整理する。

・各町内会に必要な応じて専任事務員を置いて運営する。

・財源として市から一戸当り二円の補助金を交付することに伴い、市は所要経費二万円余を十八年度予算に計上

する。

○各連合町内会長名

福田惣二、松尾京一、紀内俊、河本勢一（以上大村） 相田小八、隈清一、森藤馬、下川重雄（以上西大村）
大塚辰雄（竹松） 西川誠一（萱瀬） 寺坂喜代作（福重） 橋本直作（松原） 山口勘一（三浦） 井手唯一（鈴田）
といった更なる整備③④が行われるに至った。

ただ、この大政翼賛会は太平洋戦争末期の昭和二十年（一九四五）六月の国民義勇隊結成により解散となっていること、この大政翼賛会の初代副会長には大村と関わりの深い柳川平助が就任していることを付記しておくこととする。こうした大政翼賛会本会とは別に大政翼賛会に組み込まれた団体で規模の大きなものとして警防団、婦人会、翼賛壮年団といったものがある。

警防団は昭和十四年（一九三九）一月二十四日に公布された警防団令によって創設された組織であり、明治二十七年（一八九四）二月十日の消防組規則（勅令）で全国的に組織や服務などが統一された消防組と、軍部の勸奨によって昭和六年（一九三二）頃から空襲時の防護のために自主的に組織された（法的根拠なし）防護団といった、従来各地で組織されていたものを統合して創設されたもので、その特徴は、

警防団は、地方長官の職権または市町村長の申請によって設置されるもので、その区域は原則として市町村の区域により、团长及び副团长は地方長官、その他の団員は一七歳以上五五歳まで区域内の住民の中から警察署長が命じた。そして地方長官の監督のもと、警察署長の指揮下に行動するもので、区域外の警防にも応援した。また費用は市町村の負担であった。

というもの③④であった。この警防団について大村市でいつから設置・創設されたのか、という点については残念ながら正式な記録は発見されていない。しかし、大村の市制施行後に警防団に関する組織再編が実施されたことは「長崎日報」の記事で見ることができ、その記事によれば、

大村市警防団の組織及定員変更に関する知事の諮問に対し五日の市会に於て答申を議決したが右に依れば旧大村町、三浦、鈴田、萱瀬、福重、松原の六警防団を解消統合し一警防団とし、その名称を大村市警防団と定め之を十四分団としその定員は左の如くである

△団長一△副団長三△分団長及副分団長各一四△消防部員八七九△防空部員五七〇△警備部員一五四△衛生部員七〇名

というもの³³で、市制施行後に大村市で警防団の改革(市制施行に伴う再編)が実施されたことが理解できる。

婦人会は元々、昭和七年(一九三二)十二月十三日に大阪で結成され、後に東京にも結成されたものが昭和九年(一九三四)四月に統合して発足し、陸海軍両省の監督指導下にあった大日本国防婦人会、明治三十四年(一九〇一)二月二十四日に創設され、内務省(後に厚生省)の監督指導下にあった愛国婦人会、昭和六年三月六日に発会した文部省の監督指導下にあった関係団体を統合した大日本連合婦人会の三団体が存在し、目的や対象となった婦人も異なる独自の活動を展開している状態にあった。しかし、昭和十二年(一九三七)に開戦した日中戦争以来、軍人援護や戦病死遺族家庭などに対する支援活動といった同様の運動が各会で行われ、会員獲得を巡っての対立、各会の指導監督省の指導方針などの違いによる摩擦などが生じるに至った。

このような事態を受け、各種折衝が行われたものの事態の解決には至らず、ついに昭和十六年(一九四一)一月の帝国議会に建議案が提出されるに至り、

(中略)二月の建議委員会の席上、各婦人会の直接の監督者であるところの、陸軍省兵務局長(国防婦人会)、軍事保護院副総裁(愛国婦人会)、文部省社会教育局長(大日本連合婦人会)等によって統合団体結成についての積極的な態度が表明された。

という状況³⁴となり、これを受けた内閣は同年六月十日に「新婦人団体結成要綱」を閣議決定し、同年八月十九日の三団体による共同声明を経て昭和十七年(一九四二)一月二十七日に大日本婦人会として成立するに至った。この大

日本婦人会は、

(中略)内務、陸軍、海軍、文部、拓務、厚生六省の共同した所管であり、その監督指導をうけ、地方における監督は地方長官がこれを行ない、国防訓練の普及に関しては陸海軍大臣の定める地方官庁の長が地方長官と協議の上これを指導するものとされた。

というものの³⁵であった。そして大日本婦人会は総裁として東久邇宮稔彦王妃聰子内親王、山内禎子会長の体制を整え、これ以後各種事業を行うこととなった。

大村市でもこの全国的な動きを受け、昭和十七年九月八日に大村青年学校において大日本婦人会大村支部の結成式が開催された。大日本婦人会大村支部は「合併一町五ヶ村の廿一才以上の婦人を網羅しこれを百九十三班に分け旧町村別に連合班を組織し各班には班長、副班長をおき全会員が一丸となって活躍³⁶」する方針を取り、活動を開始していった。

翼賛壮年団は昭和十六年九月六日の御前会議で決定された「帝国国策遂行要綱」を受け、大政翼賛会が同月二十七日に決定した「翼賛壮年団結成基本要綱」に基づいて創設されたもので、その大要は、

編成は市町村団単位とし、その指導機関とする中央組織が設けられた。役員は大政翼賛会道府県支部長が道府県の名誉団長となり、道府県団の団長、副団長、役員は、団員中から名誉団長が指名した。そして、都市団長以下団の役員は道府県団長が団員中から指名した。名誉団長は重要団務について指示を与え、道府県団長が団を統率した。

団の経費については、一部補助金は出たが単位団にまでは行きわたらず、団員から団費を徴収、その他団員からの特別醸出金、勤労奉仕による収入があてられた。

その活動とする事項は、国民精神の昂揚、時局認識の徹底、興亜運動の推進、国策遂行への挺身、地域的職域的翼賛体制の促進強化、戦時生活体制の建設、国防思想の普及、銃後奉仕活動の強化などであった。

というもの³⁷であった。この翼賛壮年団の大村市における組織などの諸情報はほとんど現存していない。僅かに昭和十八年（一九四三）十月二日付の「長崎日報」に翼賛壮年団国旗の入魂奉戴式^{にほんこんほうたい}が挙行されたという記事から大村市でも翼賛壮年団が結成されていた歴史的事実が確認できた程度であった。この翼賛壮年団も昭和二十年（一九四五）六月の国民義勇隊の編成に伴い、これに合流するために解散するに至った。

最後に、これまで述べてきた軍支援団体以外の団体についてであるが、これについて全てを列挙することは困難であるが、主要なもの及び大村との関係があるものについて述べることにする。

まず、大きなものとして挙げられるのが在郷軍人会と国民義勇隊である。一つ目の在郷軍人は軍隊生活を終えた青壮年男子を対象として組織されたもので、その歴史は古く、各地にあった在郷軍人会が明治四十三年（一九一〇）十一月三日に整理・統合され帝国在郷軍人会として発会したことに端を発する。

この時、帝国在郷軍人は陸軍だけのものであったが、大正三年（一九一四）に海軍の在郷軍人も吸収したことに伴い、同年十一月三日に大正天皇から「在郷軍人ニ賜ハリタル勅語」を賜り、陸海軍両大臣の監督下に入ることとなった。また、当初は任意加入であったが、大正元年（一九一二）から強制加入となり、昭和十一年（一九三六）九月二十五日には「帝国在郷軍人令」が公布され、公的機関としての役割を担う形となった。この在郷軍人については同年十月十一日に施行された帝国在郷軍人会規定を見ると、

帝国在郷軍人会は連合支部、支部、連合分会および分会からなり、内地における連合支部は師団管内にある支部をもって、支部は連隊区内にある連合分会をもって組織された。

また、帝国在郷軍人会は皇族を総裁に奉戴し、最高の顧問として会老が置かれ、会長は陸軍大将または海軍大将の中から、副会長は陸軍中将および海軍中将の中から陸軍大臣および海軍大臣の推せんにより、連合支部長は師団司令部付少将たる者、支部長は連隊区司令官たる者があてられた。分会ごとに団体を表示する会旗が備えられ、会員は右胸部に徽章を佩用した。

という組織³⁸であったことが理解できる。

この在郷軍人会は未入営者に対する軍事教育、青年訓練所訓練の補助^{ほうじょ}などを行ったが、これは在郷軍人会の「軍人精神ヲ鍛錬シ軍事能力ヲ増進スルヲ以テ本旨トシ延テ社会公益ヲ図リ風教ヲ振作シ恒ニ国家ノ干城国民ノ中堅タルノ実ヲ挙グル³⁹」という目的から出たものであり、大村市においても連隊^{れんたい}が設置されていた「軍都」としての性格を有する関係から在郷軍人会の活動の活発な地域であったと推測され、町内会の防空訓練や実戦訓練（竹槍訓練など）に従事していたことは間違いないと考えられる。

もう一つの大きな団体である国民義勇隊については前述したように、太平洋戦争が終局を迎えつつあった昭和二十三年三月二十三日の国民義勇隊組織に関する件が閣議決定されたことに基づいて創設されたもので、大政翼賛会・大日婦人会・翼賛壮年団などを含む多くの団体を統合して作られたものであった。その大要は、

- ・ 職域ごと、地域ごと、学校ごとに組織する。
- ・ 都道府県に地方長官を本部長とする国民義勇隊本部を設け、市区町村長を市区町村隊の隊長とし、その出動は各隊長において自ら必要と認めた場合のほか、出動要請に基づいて地方長官が指令を発すること。

- ・ 同年四月十三日の「情勢緊迫せる場合に應ずる国民戦闘組織に関する件」の閣議決定に基づいて内閣総理大臣を総司令とする中央機構を設置。

- ・ 同年六月二十二日に公布された義勇兵役法、義勇兵役法施行令、義勇兵役法施行規則、国民義勇隊統率令などの関係法令に基づき、状勢が緊迫した場合に軍管区司令官、鎮守府司令長官、警備府司令長官の命令により軍の指揮下に入り、それぞれの郷土を核心として防衛、戦闘にあたる「兵」として動員される形となった。



写真4-2 在郷軍人会旗
(福岡県福津市 平和祈念戦史資料館設立準備室所蔵)

というもの(40)であった。

大村市でもこのような全国的な流れに従って昭和二十年六月一日に三城の県忠霊塔前で結成式が開催され、国民義勇隊が結成されるに至った。その組織は「男子、女子隊共町内会単位によつて小隊を、連合町内会毎に中隊を、旧町内区域を以て大隊を編成(41)」するといふものであり、山口市長を隊長として副隊長・幕僚・参与・顧問を選任し、委嘱状を發行して体制を構築するといふものであった。

これまで大政翼賛会をはじめとする数団体について関係法令や組織、大村市での様子について述べてきたが、前述してきた団体以外にも非常に数多くの軍支援^{II}国家総動員体制を構築するための団体が全国的にも大村市内でも設立されている。そこでその全てを列挙することは難しいが、大村市におけるそうした団体について「長崎日報」に掲載されているもので市全体に関わるものを紹介したい。

大村軍友会(42)

・昭和十七年(一九四二)十二月八日設立。

・尊王愛国の精神を強化し、体制翼賛運動を推進して臣道実践の徹底を期すると共に大東亜戦争を中心とする国際情勢の認識を深め且つ常に在郷軍人会の背後に在つて会の発展を援助する。

・平部大佐を隊長とする三百名の会員。

大村女子勤労挺身隊(43)

・昭和十八年(一九四三)十二月二十一日設立。

・大村市内の七十余名で設立。

大村緊急工作隊(44)

・昭和十九年(一九四四)五月二十日設立。

※空襲時の緊急復旧工事などを担当。

大村輸送・修理挺身隊⁴⁵

・昭和十九年（一九四四）五月二十八日設立。

※空襲その他の非常事態に自動車やバス、荷馬車、運送業者や修理業者が一丸となって輸送に当たる組織。

抜刀隊⁴⁶

・昭和二十年（一九四五）五月十五日設立。

※柔剣道及び銃剣術有段者が中心となり、一般参加者も呼び掛け、指導を行いつつ本土決戦の際の戦闘に従事することを目的に設立された組織。（大村警察署長が隊長）

※また、太平洋戦争中ではないが、昭和十四年（一九三九）四月一日に発会（会則施行日）し、軍事援護などを活動目的としていた「大村町銃後奉公会⁴⁷」という組織も存在していた。

こうした諸団体以外にも全国的に見れば昭和十五年（一九四〇）二月八日に閣議決定された「勤労新体制要綱」に基づいて同年十一月二十三日に結成された大日本産業報国会（同様の団体として産業報国連盟がある）や同会が組織強化のために末端の組織単位として設置した五人組、昭和十八年（一九四三）に制定された「農業団体法」によって設立された中央農業会及び全国農業経済会（後に戦時農業団に統合）といったものがあり、大村市域でも軍都協力同士会、大日本武徳会大村支部、大村真宗信徒報国隊、海外同胞九州錬成所、大村市青少年団、大村市中等学校増産部隊、炊出し部隊（連合町内会単位）、大村市学童動員隊、大村防諜報国団、大村防空協議会、商報配給挺身隊^{ていしん}大村独立中隊、大村緊急対策本部（空襲対策）、大村市一億敢闘実践運動協議会といった団体や組織などが創設・結成されていたことが「長崎日報」の記事で見ることができる。

満州事変以後の日中戦争の泥沼化による国家総動員体制への移行、太平洋戦争勃発に伴う挙国一致・本土決戦体制への移行という国内情勢の中で数々の団体の統合・創設が相次ぎ、次第に国家Ⅱ軍Ⅱ国民という体制が構築される状況となっていた。このような全国的な大きな動きは大村市でも例外ではなく、軍都としての性格も相まって太平洋

戦争末期には他の市域におけるそれよりも更に具体的に軍支援体制Ⅱ決戦体制が整えられていった。

(徳永武将)

五 軍(国家)に対する支援活動

大村市において市制施行以来、軍都計画の推進、各種軍(挙国一致)支援団体が設立されていった過程などについて前項で述べたが、本項では実際に大村市域で実施された活動について、行政や軍支援団体が実施した具体的活動を「長崎日報」の記事を参照しつつ見ていきたい。

ただし、十五年戦争の勃発以来、実質的に軍が国家の主導権を握っていたことは歴史的事実として深く認識されている部分であるため、題目として「軍に対する支援活動」としたが、実際には軍Ⅱ国、国Ⅱ軍を前提として述べていきたい。

軍支援団体の数が多数であることは前項で述べたとおりであるが、当然ながら国・行政が主導して設立されたもの、太平洋戦争が勃発し、その戦局が悪化して切迫しつつあった情勢を受けて愛国心の発露から自主的に設立されたものがあり、その活動内容も設立時期も様々であった。

これら国・行政・団体による各種の軍支援活動が実施されていた状況こそ戦前における大村市誕生前後に大村が置かれていた状況とも言えるものであった。これらの軍支援活動を大別すると、

(一) 国・軍に対する直接的な支援活動

(二) 戦時体制下における国民精神の発露・戦意昂揚のための活動に対する協力及び参加。

に区分することができる。そこで、本項では基本的にはこの区別に基づいて日本全国と同様に大村でも実施された軍支援活動を具体的に見てみることにする。

第一点は国・軍に対する直接的な支援活動についてであるが、これは「長崎日報」を見る限りは債券購入(献金・献

納を含む)、物資配給手配、食糧増産(その他の勤労動員や徴用への協力を含む)、対空襲活動(防空訓練など)といった記事を見ることが出来る。

まず債券購入(献金・献納を含む)についてだが、これは昭和十七年(一九四二)四月二十六日の大村市町内会長会議において十七年度貯蓄目標額(大村市割当額)が総額六一九万円(銀行預金・簡易保険・郵便年金など)と決定した記事を皮切りに、

昭和十八年(一九四三)

- ・ 一月二十五日 大村市、建艦献金運動を開始し、町内会長・学校長・団团长に依頼。
- ・ 三月八日 大日本婦人会長崎県支部で各支部で貯蓄指導者(推進員)を決定し、その錬成に着手。
- ・ 四月十五日 大村市の国債等割当の二八〇万円増額が決定。
- ・ 六月十三日 十八年度の貯蓄目標額九〇〇万円の突破が確実になった。
- ・ 八月二日 市常会で「市民号」献納を満場一致で議決。
- ・ 八月四日 国債購入資金としての国債貯金奨励運動を町内会などで開始。
- ・ 九月十九日 大日本婦人会大村支部で陸海軍に航空機を各一機献納することを決定し、会員一人頭一円以上を募集することを各班に依頼。

・ 十月二十六日 大村市で澱粉製造業を営む田野純三氏が某方面に自己所有の白鳥(大村港外)を無償寄付。
※田野氏は以前にも一万円を国防費として献金した実績有り。

・ 十二月十日 海軍機献納のため山口市長が佐世保鎮守府を訪問して手続きを行うと共に陸軍機の献納予定を發表。

昭和十九年(一九四四)

- ・ 一月四日 陸軍機献納のために一〇万円の予算を組む(募金を開始する)ことを市会で満場一致で可決。

・三月十一日 大村市民が献納した市民号を含む艦上航空機五機の命名式が西大村国民学校で挙行（第一四九州石炭号、第一九州食肉号、日婦東彼号、日婦北松号、第一大村市民号）。

※日婦「大日本婦人会」のこと。

・四月十二日 大村市で十九年度の貯蓄目標額一七〇〇万円（前年度八〇〇万円増）を達成するため、各町内会・隣保班・家庭の実情に応じた割当を決定。

・六月二十一日 割当の貯蓄額一七〇〇万円達成のため、市役所に関係者を集めて協議を実施。

昭和二十年（一九四五）

・三月四日 大村市が市民に献納目的の貯蓄推奨と弾丸切手購入の呼び掛けを行うことを決定。

といった報道⁴⁸がなされているが、この背景には昭和十二年（一九三七）九月十日

の臨時資金調整法、輸出入品等臨時措置法、臨時軍事費特別会計法、臨時軍事費支弁のための公債発行に関する法律といった関係法の公布がある。特に臨時軍事費特別会計法は「一般会計と区分し事件の終局までを一会計年度として特別に整理する⁴⁹」もので、これに伴って陸海軍両省及び大蔵省所管の歳入・歳出が移管されることとなった。更に、前述の關係法と同日に公布された「支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債發行ニ関スル法律」によって、「軍事費支弁のため二〇億二二七〇万円を限り公債を發行し、または借入金をする⁵⁰」ことが決定したが、日中戦争から太平洋戦争へと事態が進展していくことで最終的な臨時軍事費特別会計額は「一六五四億一三七七万一千円で、一般会計歳出累計決算額のほぼ二倍⁵¹」となる膨大なもの（他にも陸海軍省費として九九億六四一三万七〇〇〇円が



写真4-3 戦時貯蓄債券

（個人蔵）

支出)となった。

これら臨時軍事費特別会計を支えていた財源の一つであり、大半を占めていたのが「公債借入金」であった。この公債借入金は昭和十二年に発売された「支那事变公債」、前述した臨時資金調整法に基づいて発行された「貯蓄債券」、昭和十五年(一九四〇)六月十三日に発売された「戦時報国債券」、郵便貯金法及びその付随法規に基づいて、昭和十七年(一九四二)六月に発売された「戦時郵便貯金切手」といったもので賄われ、積極的な購入が国民全般に呼び掛けられ、それを推進するための貯蓄運動も推進された。これらの債券・切手の内容は、

支那事变公債

二五〇円、五〇〇円、一〇〇〇円、五〇〇〇円の四種類(年利三割五分)

貯蓄債券

三〇〇円(割引売出価格二〇〇円)、一五〇円(一〇〇円)、七円五〇銭(五円)の三種類(無利子、定期償還の都度に一
等〜三等)五円〜四〇〇〇円の割増金が添付してあったが、残額の償還は二〇年後)

戦時報国債券

五円、一〇円の二種類(無利子、元金償還は十年後、最終年は二回だが、毎年一回一等〜三等)五円〜一万円の割増金制度があったが、その割増金は大蔵省告示により、一部は国債証券によって支払われた)

戦時郵便貯金切手(弾丸切手)

収入金は直接国債消化資金にあてられた。売出金額二円(一等一〇〇〇円、その他割増金が売出期間終了五日後の抽選で支払われた、五年間の無利子据置き)、五枚以上で郵便貯金の預け入れが可能(三年経過後のものは五枚未満でも預け入れ可、後に五年経過後のものは無効とされた)。

※他にも現在の宝くじのような性質である「福券」が昭和十九年(一九四四)九月に発売されている。

というもの(52)であった。こうした債券や切手などの販売が促進され、それを購入するためなどの貯蓄といったもの

が各地で行政や団体などによって勸奨され、戦時財政を国民が支える図式が作り上げられていった。

また、前述した債券・切手などの購入と共に勸奨されたのが「国防献金」であった。前出の「長崎日報」の記事の中でも、大村市での航空機献納運動について触れられているが、この献金・献納もまた、国家総動員体制の構築、軍支援活動の一つとして捉えることができる。この国防献金は、

国防献金

献金総額 二十五億六五〇六万四八一円

使用金額 二十二億一三五万九〇九〇円（兵器買入れ）、三億

一四〇〇万九八六二円（恤兵金・化学及び技術研究費）、八億円

余（戦後、残金の内、五億円を科学新興基金として充当する許

可を日本政府が求めたが、GHQが拒絶）

愛国切手・愛国ハガキ

昭和十二年（一九三七）六月一日発売開始、二円の献金付切手（四

銭、五銭、六銭）と献金付ハガキ（四銭）

※切手及びハガキは航空資金確保を目的として発売が開始された。

といった形⁵³で勸奨され、前述の債券（切手など）購入・貯蓄推奨運動と共に行政や団体などで実施されていた。

また、国防献金とは別途に「航空機献納運動」も実施され、大村市でも「長崎日報」の記事にもあるように「軍都」としての矜持も手伝って大々的に実施され、数機の飛行機が軍などに献納されることとなった。

この献納機は基本的には「愛国号（陸軍への献納機の場合）」と「報国

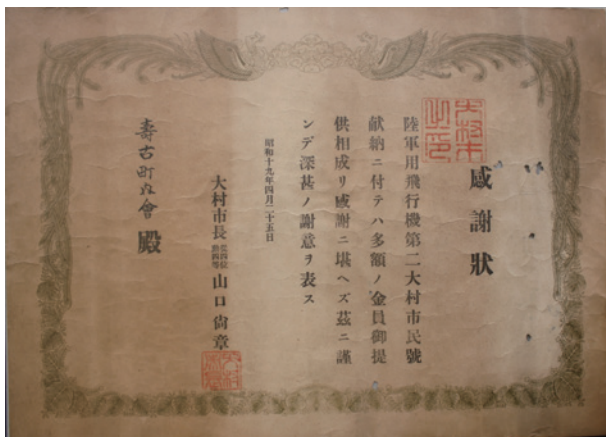


写真4-4 陸軍用飛行機献納に対する感謝状

（大村市立史料館所蔵）

号(海軍への献納機の場合)」と命名(献納団体等の名称を用いた命名の場合も有)され、全国各地から献納されたことは各地の新聞記事や各地の自治体史などで散見することができる。

物資配給手配については、昭和十三年(一九三八)五月五日に施行された「国家総動員法」以後のことであり、同年六月二十九日からの綿製品の製造・販売の制限にはじまり、昭和十五年二月九日公布の「繊維製品配給統制規則」に伴う一部綿製品の切符制の開始、昭和十七年(一九四二)一月二十日に制定公布され、同年二月一日から実施された「繊維製品配給消費統制規則」に伴う繊維製品の配給機構の整備と衣料品の総合切符制度が開始された。

更に、昭和十四年(一九三九)四月十二日公布の「米穀配給統制法」、昭和十五年八月二十日制定公布の「臨時米穀配給統制規則」、同年十一月一日に施行された「米穀管理規則」及び「米穀管理実施要綱」、昭和十六年(一九四一)一月に閣議決定された「米穀割当配給統制暫定実施要綱」などによって米穀などの消費統制・配給制度の一部実施なども実施された。

これに加えて昭和十七年二月二十一日に制定された「食糧管理法」によって主要な糧食の国家管理・配給もなされるようになり、いわゆる「米穀通帳」の導入による配給制(通帳と購入券を併用したもの)が導入されるようになっていった。

こうした物資の配給の開始は綿製品や米穀に限ったものではなく、この時期に多くの物資の国家統制・配給制度が実施されるに至っている。これらの背景には昭和十二年(一九三七)七月七日の盧溝橋事変以降の日中戦争の拡大が大きく影響している。特に物価の高騰は顕著なものとなり、政府もその対策に追われ、同年八月三日の「暴利取締令(大正期の米騒動の時に制定されたもの)」の改正、昭和十三年七月九日の「物品販売価格取締規則」の制定、昭和十四年十月十六日の「価格等統制令」の公布といった対策を打ち出すに至った。

特に価格等統制令の公布は同年九月十八日現在の価格で全てを停止するという措置であり、いわゆる「公定価格」と言われる制度でもあったが、実際は物価上昇に歯止めはかからず、逆に「ヤミ価格」と言われる価格での裏取引が

横行することとなり、国民生活の圧迫を招来することとなった。

これら物資の統制・配給は必然的に物資の確保・増産活動の勧奨に繋がり、各地で統制・配給のための支援活動と共に物資の確保・増産活動が行政・団体などの主導で実施され、学校などの教育機関においても、授業の一つとして実施されるに至った。そうした動きは大村市でも顕著に見られ、

昭和十七年（一九四二）

・十一月七日 市役所で関係者を集めて物資配給円滑化のための機構改正などに関する会議を開催。

昭和十八年（一九四三）

・一月二十六日 長崎県、県内各地の米穀・甘藷・馬鈴薯・大豆の増産割当を確定。

・二月十五日 衣料切符配給。

・同日 大村市で鰯・キビナ・サンマなど一般家庭向けの鮮魚を配給（今後は入荷毎に一戸当り三百匁見当と決定）とすることを決定。

・二月二十一日 労力不足で荒地となった大村市付近の田畑を町内会などで共同耕作することを決定。

・四月十七日 空閑地を利用した食糧増産活動の一環として市が作業班を組織し、第一弾として甘藷栽培に取り組むことを決定。

・四月十九日 大村翼賛支部でヒマ（トウゴマ。ヒマ子油を採る）栽培の増産に関する会議を開催。

・五月十三日 大村市で家庭用砂糖配給要領を決定。

・五月十六日 新鮮な魚類を配給するため、配給機構を改正することを決定。

・五月十七日 家庭用菓子を配給。

・五月十九日 警察署員の督励により大村市割当の供出米の供出が割当通りになる予定となった。

・五月二十五日 市内の各中学及び各国民学校六年以上の男女が三十日から各農家の麦刈り奉仕作業を行うこと

を決定。

- ・六月八日 大村警察署、勤労奉仕団を組織し、市内の麦刈奉仕の勤労作業を実施することを決定。
- ・六月十三日 大村鮮魚配給所統制組合を組織。
- ・八月一日 大村市で生活必需品の適正かつ円滑な配給実施を目的に物資購入のための総合切符を導入することを決定。

・九月四日 大村警察署が松原沖で獲れる鰯を市民に円滑に配給するため、生産者から個人への販売を中止させ、混乱を生じさせない方策を生産者漁業組合代表などと協議。

・九月六日 大村中学が草刈運動を開始。

・十二月十四日 大村市、正月用の餅米の配給量を決定。(一人当たり七合)

・十二月二十九日 大村市で正月用品の配給が実施される。

昭和十九年(一九四四)

・一月七日 大村高等女学校、増産活動の一環として勤労家庭に対する乳幼児保育所の設立を決定。

・一月二十五日 大村高等女学校生徒が木炭の搬出奉仕作業を実施。

・五月二十一日 大村市、米供出優良者(個人及び団体)に対する感謝状と賞金を授与。

・七月十五日 大日本婦人会大村支部、市内でヒマ増産の呼び掛けを行う。

昭和二十年(一九四五)

・三月十五日 大村市、甘藷増産のため非農家に一戸当たり二畝以上の作付けを決定。

・六月十五日 大村市、農家・非農家や学徒隊の支援を得て食糧増産の一環としての甘藷植の勸奨運動を開始。

・七月十一日 大村市、農繁期の肥料不足対策のため増産を関係者に督励。

※年代は不明だが、大村市松原出張所史料として「松原地区食糧一割増産運動実施要領」と題する文書が存在する。

といった「長崎日報」の記事(54)を見ることが出来る。あくまで大村市域で起こった事案で関係すると思われる記事の一部を抽出したが、更にこれに国や県などのものが加わり、物資の統制・配給に関わる事案が数多く存在していたことが理解できる。

なお、物資の中でも戦争を継続する上で重要な物資の一つであった金属の供出・回収については前述の一覧には加えなかった。これは生活物資と軍需物資という異なる用途で供出・回収、統制・配給される物資とを区別する必要性があるためであり、改めてここで列挙することとする。

金属製品の供出・回収は、昭和十三年四月二十三日に改正公布された「銅使用制限規則」、同月二十五日に公布された「銑鉄鋳物製造制限令」、昭和十四年二月からの郵便ポストの陶製への取替え、昭和十六年四月一日からの官公庁の鉄・銅製品の特別回収の実施、同年八月三十日の「金属回収令」の制定公布、昭和十七年五月九日の寺院の仏具や梵鐘などの強制供出命令の発令、昭和十八年(一九四三)三月二十四日の「金属回収本部」の設置といった措置によってなされていった。

しかし、こうした施策でも根本的な解決にはならず、銅貨・青銅貨・アルミ貨も回収の対象となって陶貨が登場し、一部船舶もコンクリートで製造され、手榴弾からアイロンに至るまで陶製の代用品が登場するといった事態になった。こうした動きは大村市でも顕著であり、

昭和十八年(一九四三)

- ・ 五月十四日 警察署などの協力の下に十七〜二十一日の期間で大村市で金属類の回収作業を行うことが決定。
- ・ 五月十五日 婦人団体に一般家庭への金属類回収の呼び掛けの依頼、回収方法についての協議を実施。
- ・ 五月十九日 金属類未回収物件の回収を婦人会に呼び掛け。婦人によって回収し、未使用の金属類の徹底回収を実施することを決定。

・ 七月十七日 学校や一般家庭の金ボタンを回収し、代用品と交換することを決定。

といった具合に、昭和十八年（一九四三）の金属回収本部の設置後に大々的に実施された金属回収の様子を「長崎日報」の記事⑤で見ることが出来る。また、金属回収本部の設置前の昭和十七年十月に大村市内の諏訪町で実施された金属回収における具体的な品目について「仏具（銅）、鍋（銅・鉄・アルミ）、鋤（鉄）、花立（鉄・真鍮）、古鏡（鉄）、ローソク立（鉄・真鍮）⑥」といったものの記載のある史料を見ることが出来る。

しかし、こうした記事が全ての金属回収であったことは考えにくく、前述の国債購入や貯蓄奨励活動と同様に大村市域で随時実施されたもの⑦と考えられる。これ以外に各種の代用品の普及、ステープル・ファイバー（スフ）の普及、木炭バス・木炭自動車の普及など一般的なもののから、豚革などを用いた製品、竹を用いたヘルメットなどが各地で散見されるに至った。

次に対空襲活動については既に各種の団体が設立されたことは述べたが、これ以外にどのような行動が実施されたのかについて紹介したい。大村市における対空襲活動について「長崎日報」では、

昭和十七年（一九四二）

- ・ 八月十四日 十七日から九日間に亘って大村市全域で防空訓練を実施することを決定。
- ・ 十月二十一日 二十六日から二十七日まで家庭防空群を中心とした防空訓練を実施予定。
- ・ 十二月二日 大村市警防団、県忠霊塔前で防火祈願祭を実施し、その後、市内全域で防火運動を展開。

昭和十八年（一九四三）

- ・ 四月十五日 大村署管内の防空施設で設備その他の訓練を実施。
- ・ 七月十日 十二、十三日に大村署が市内の女子学校で防空教育訓練会実施を決定。
- ・ 八月六日 十一日に市・警察署・警防団の共催で防空映画大会の開催を決定。
- ・ 八月十六日 大村警察署管内で防空教育訓練を二十一日から翌月三日まで実施することを決定。

昭和十九年（一九四四）

- ・六月二十四日 大村市で空襲時の軍都防衛体制構築のための臨時市会を開催。
- ・七月十六日 大村市が市民に防空体制強化のための注意喚起を行う。

昭和二十年（一九四五）

- ・五月二十九日 大村市など空襲被害地域で被災者への味噌の無償支給が決定（閣議決定）。
- ・七月二十二日 鳥原・大村・諫早の三市で強制疎開する建物が決定。
- ・七月二十七日 大村市における疎開事業が八月三日までに完了する見込み。

といった記事(58)を見ることが出来る。

こうした動きは昭和十二年（一九三七）四月五日に公布された「防空法」、同年九月二十九日公布の「防空法施行令」に基づいて義務付けられた各市町村長の防空計画の設定が大きく影響している。この後、大都市や軍港などで実施されていた灯火管制（呉市など一部例外も有）も昭和十三年（一九三八）四月四日に施行された「灯火管制規則」によって統一された。更に、警報の伝達方法も同年六月二十一日に全国的に統一されることとなり、

警戒警報 一分間サイレンの連続吹鳴

空襲警報 三秒間隔六秒吹鳴一〇回

数秒おきに電灯の点滅五回以上

といった方式(59)が採用されることとなった。

加えて同年九月二十日～十月五日の期間に内務大臣統監の下に全国的な防空演習が実施され、これ以降、昭和十五年（一九四〇）十月一日～五日、昭和十六年（一九四一）十月十二日～二十一日までの期間で防空演習が実施された。しかし、太平洋戦争が悪化していくのに伴い、空襲が各地で現実のものとなり、急迫した昭和十八年（一九四三）四月には、

警戒警報 三分間サイレンの連続吹鳴

空襲警報 八秒間隔四秒吹鳴一〇回以上

といった警報伝達方法の改正⁶⁰が行われるとともに灯火管制電球や電灯カバーなどの考案・製作、各家庭へのそれらの設置指導、家庭への防空用具としての防火用水、バケツ、ホース、防火用砂、防空頭巾ずきんなどの備え付けが指導された。更に昭和十九年（一九四四）十二月二十九日の「灯火管制強化要綱」の閣議決定により、二十二時以降は警戒管制の状態にまで光を抑え、就寝時には消灯することも実施されることとなった。

また、同様に空襲に対して必須要綱ともなったのが防空壕と疎開であった。この防空壕については昭和十七年（一九四二）頃から徐々にその作成方法などが指導されていったが、正式には昭和十九年三月四日の防空総本部による「防空壕、待避所施設増強要綱」の告示以降に全国的に顕著となっていた。この要綱に示された防空壕及び待避所の内容とは、

○横穴式防空壕

(イ) 全長三〇メートルを単位とし、一ヶ所に二本以上築造し相互に連絡するものとする。

(ロ) 収容人員は一〇メートルにつき三〇人とする。

(ハ) 構造は自然的地形とその地質に応じて異なるが、おおむね、形式は原則として素掘式とし、とくに地質軟弱の個所には支保工を行う。平面形状は爆風を考慮して適当に屈折させる。断面幅二メートル、高さ二・二メートル馬蹄型を標準とする。出入口には防護堤を設けること。自然喚起による換気孔を設ける。排水は排水溝を設け、勾配を適切にし自然排水によるものとす。照明設備を設け、五〇人ごとに一個の便所を設けること。

○退避壕



写真4-5 横穴式防空壕（今富町）

横穴式のできない平地の町会、隣組ではそれに代わるべき非防空従事者（幼児、老人、病人など防空活動のできない者）避難用の退避壕を構築することになる。構築要綱はだいたい公共用待避所に準じ、これに掩蓋を設ける。

○公共待避所

疎開跡地とか道路空き地にどしどしつくる。ことに交通頻繁な街路、広場、電車停留所付近や興行場その他多数人の集まる場所の付近には増設する。屋外待避所には掩蓋を整備する。

○家庭待避所

なるべく地下式のを分散的にできるだけ多くつくる。爆風、弾片その他落下物による危害を避けるため掩蓋を設ける。掩蓋は竹または板を渡し、その上に土砂を積む。また畳とか戸板を渡し、その上に蒲団を乗せるだけでもよほど役立つ。しかし、ここに防空従事者が立てこもつてのみいて爆弾、焼夷弾が落ちてもわからず、事後の防火消火作業に影響があるようではならず、掩蓋式は優先的に老幼傷病者を収容させることが望ましい。無蓋の待避所に退避する防空従事者は、必ず相当厚さの蒲団をかぶり待避せよ。掩蓋のない待避所は状況により一概にいえぬが、座って頭の上約三〇センチ以上の間隔のある程度の深さが欲しい。周囲を高く盛り上げて相当の厚さをもたせても、土壁の中に瓦礫が混入してこれが飛散し、かえって被害を大きくさせないよう注意する。屋内床下待避所の脱出口の補強と増加も、この際、十分に考えておく。

というもの(6)であったが、実際にはこれら規定に基づいて設置された防空壕や待避所が完全に安全であったかは不明な点もあり、例えば、昭和二十年（一九四五）六月十九日の福岡大空襲において旧十五銀行福岡支店の地下に退避した避難民が停電による扉の不作動、高熱による水道管破裂、それに伴う熱湯の地下室流入による熱死の事案など、全国各地で防空壕・待避所内での悲惨な事案も報告されている。しかし、切迫した状況下で身を護る効果的な手立てはなく、必然的に全国で防空壕・待避所が設置・増設されていった。

同様に僅かでも空襲による国民被害を軽減する措置として疎開も実施された。疎開に関しては前述した「防空法」が昭和十六年十二月二十日に改正されたことが大きな影響を及ぼしている。この改正は主務大臣ないし地方長官が防空上必要と認めた場合に木造建造物や建物について防火改修、建築禁止、除去などの措置が講じられるようになるというもので、これに加えて昭和十八年九月二十一日の「都市疎開実施要綱」の閣議決定に伴って防空体制強化のために都市疎開や人口疎開が実施されることとなり、これまで大都市などで部分的に実施されていた建物疎開（施設の一部疎開）、物資疎開、施設疎開（施設の全てを疎開）も徐々に全国規模のものとなった。

ただし、国民学校初等科児童などの集団疎開については昭和十九年八月からのものであり、それ以前の同年一月の東京及び名古屋からはじまった人口疎開については国民生活に欠かせない職（医師、軍需産業勤務者、公共施設勤務者など）に従事する人には単身でも残る要請が出されるなどの措置が取られたため、都市や地域によって温度差のあるものとなっていた。しかし、これら空襲に対する活動の経緯は前述の大村市での出来事を見ても明らかのように、軍都や軍港といわれた街では切迫・緊急の問題として官民一致で大々的に実施されていた。

第二点の戦時体制下における国民精神の発露・戦意昂揚のための活動に対する協力及び参加に関する件については広範囲なものであり、前述してきた項目と重複する部分も多々あるが、概して言えば子どもたちに対して「軍国少年」及び「軍国の母（妻）」たる自覚を促すと共に、成人に対する「決戦意識の昂揚」と「軍（国家）賛美体制の構築」という点にある。特に軍（国家）賛美・戦争賛美（軍国美談の創作などによるもの）の声を高めることで満州事変以来の十五年戦争によって国家総動員での戦争体制への移行を推進し、戦争という悲惨な現状を覆い隠し、聖戦を完遂している最中にあることを国民に自覚させるため、各団体との協力・連絡態勢を整え、各団体の自主的活動を通じて国家（軍）への奉仕を求めることは重要な国策（政策）の一つでもあった。

これらの目的を達成するために各地で実施されたもの（諸学校での教育は除く）としては軍国美談（軍神といわれる軍人など）の創作と宣伝、慰霊祭などの挙行といったものが存在する。

特に「軍神」と呼ばれた人々は古くは南北朝時代の楠木正成や新田義貞といった南朝の後醍醐天皇を補佐して足利尊氏と戦った歴史上の人物や、日清戦争時の木口小平歩兵二等卒（死んでもラッパを口から話さなかったと言われている）、日露戦争時の橋周大陸軍中佐（遼陽会戦で戦死）、広瀬武夫海軍中佐（旅順港閉塞戦で戦死）、第一次上海事変時の肉弾三勇士（破壊筒をもって敵陣に突入して爆死した三人の兵隊）、太平洋戦争時の九軍神（真珠湾に特殊潜航艇で突入して戦死した軍人）、加藤健夫陸軍中佐（加藤隼戦隊隊長として戦死）など戦死した軍人や東郷平八郎のような大々の戦果を挙げた軍人などがいた。勿論、自分の住む街の出身で戦死した者も「軍神」として彼らに連なる人物として尊崇の対象となった。

彼らは特に全国規模で大々的に宣伝され、彼らの生き様や戦闘でのエピソードは軍国美談として教科書や唱歌として採用され、彼ら「軍神」といわれる人々を国民の模範として尊崇させることで敵愾心を煽り、戦争遂行の理由の一つとすることも目的の一つであった。こうした「軍神」やそれに連なる人々への慰霊祭・顕彰祭、戦勝祈願やそれに類する行為（慰問なども含む）などは各地で実施され、大村市においても太平洋戦争開戦後、

昭和十七年（一九四二）

- ・ 四月十四日 正法寺で大村市出身の四名の戦死者の市葬を仏式で執行。
- ・ 四月二十五日 靖国神社大祭の天皇陛下参拝時に合せて大村市内で一分間の黙禱を捧げる。
- ・ 十月二十三日 忠霊塔で忠魂祭を開催。
- ・ 十二月九日 市内各神社で戦勝祈願祭を執行。

昭和十八年（一九四三）

- ・ 二月二十七日 大村市で三月十日の陸軍記念日行事として中学生や青年学校生を義勇隊として参加させる奉天会戦を偲ぶ軍事演習の実施を決定。

- ・ 三月二十七日 大村市護国神社で四月三日に招魂祭を挙行することを決定。

- ・ 四月二十八日 貴族院代表者一行が大村海軍病院及び陸軍病院を訪問し、傷病兵を慰問。
- ・ 六月五日 山本五十六海軍元帥の国葬に合せて大村海軍航空隊で司令が全将兵に訓話を行う。
- ・ 同日 大村市でも国葬に合せて忠霊塔で市民大会を開催し、黙祷を捧げる。
- ・ 九月二日 大村市出身の今里博海軍少将(インド洋戦線で戦死)に功三級金鵄勲章と勲二等旭日重光章が授与される。

昭和十九年(一九四四)

- ・ 二月二十三日 ニューギニア戦線で活躍した大村市出身の淵山貞英陸軍中佐に対する感状が上間に達する。
- ・ 四月十五日 靖国神社への合祀が決まった大村出身者一〇名が公表される。

昭和二十年(一九四五)

・ 三月二十六日 戦死者の公葬(大村市葬)を三十一日に本経寺で挙行を決定。
 といった行事②が遂行され、市民への参加を呼びかけ、盛大に挙行することで士気昂揚などが図られた「長崎日報」の記事を見ることができる。

その他にも明治以来の軍国教育が大きな要因となっていたが、松原出張所史料の中にある「凱旋祝寄附帳」「新兵寄贈金取立帳」「新兵送別会会費簿」「新兵二贈与酒肴料取立簿」「入隊転営歓迎其他寄付記録帳」といった史料からも分かるように、兵隊に対する地元における歓迎を通じて軍隊への親近感をもたらし行為を実施していた(徴兵制や再度の兵役である応召制度も大きく関係している)ことが挙げられる。

このような国(軍)に対する協力への下地作りを含む士気昂揚、軍人への憧れの念の醸成は徴兵検査を徐々に各地で祭りのような活況を呈させるに至った。この徴兵検査自体は一定の年齢で受検する義務である反面、その年齢前に受験できる志願兵制度も存在(一部後述)したため、ここで記す。

明治六年(一八七三)一月十日の「徴兵令」制定以来、明治十二年(一八七九)、明治十六年(一八八三)、明治二十二

年（一八八九）の改正を経て満一七〜四〇歳までの男子が兵役の対象となった。しかし、昭和二年（一九二七）三月三十一日の「徴兵令」全文改正（兵役法）の制定によって徴兵猶予の適用外の者を除く二〇歳に達した者の徴兵検査受験を義務付けられた。

ただ、この規定も戦局の悪化に伴う国民皆兵の考えから変更され、昭和十八年（一九四三）十月二日に「在学徴収延期特例」が公布され、学生・生徒の徴兵猶予が停止（いわゆる、学徒出陣）され、同年十二月二十四日には徴兵適齢が二〇歳から一九歳に引き下げられ、昭和十九年（一九四四）十月十八日には徴兵検査前の一七歳以上の壮丁の兵籍編入、同年十月十四日に改正された「陸軍特別志願兵令」による一七歳以下の志願による第二国民兵としての兵籍編入といった具合に変更されていた。

こうした中で徴兵検査は毎年四月十六日〜七月三十一日までの期間で実施され、陸軍大臣が定めた徴募区・検査区に基づいて設置された連隊区徴兵所において実施された。この徴兵検査とは、

現役に適する者は身長一・五五メートル（昭和一五年一月二七日の改正で一・五二メートル）以上であって、その体格の程度に応じてこれを甲種および乙種に、乙種はさらに第一乙種、第二乙種に、昭和一四年（一九三九）一月一日第三乙種設定、国民兵役に適するも現役に適さない者は身体乙種につぐ者で丙種とし、兵役に適さない者は身長一・五メートル未満の者および疾病その他身体または精神の異常がある者でこれを丁種に、また疾病または病後などのため兵役の適否を判定し難い者は戊種に区分され、次年度改めて徴兵検査を受けた。というものが⁶³であった。

ただ、甲種合格者の規定も前述の身長以外に様々な規定があった。しかし、徴兵検査も昭和二十年（一九四五）二月九日の「兵役法」の改正によって徴兵検査未受験の第二国民兵の招集時の徴兵検査は必要なしとされた。

こうした徴兵検査の大村市の様子についても昭和十八年（一九四三）五月七日の「長崎日報」に五月四日〜七日の期間に大村青年学校で徴兵検査が開催された、とする記事を見ることができよう。

これまで述べてきた各種の事例以外にも大村という「軍都」であるために他の地域よりも身近な事案として発生した動員及び徴用という事案がある。これについては軍事機密の観点から「長崎日報」には具体的な記事を見ることはできないが、

昭和十三年（一九三八）

・ 四月一日 「国家総動員法」公布

・ 八月二十四日 「学校卒業者使用制限令」公布

昭和十四年（一九三九）

・ 一月七日 「国民職業能力申告令」公布

・ 四月二十日 「従業者雇入制限令」公布

・ 七月七日 「国民徴用令」公布

昭和十五年（一九四〇）

・ 十月 一六歳以上二一〇歳までの男子の国民登録制の実施

昭和十六年（一九四一）

・ 十一月二十二日 「国民勤労報国協力令」公布

昭和十八年（一九四三）

・ 六月十一日 「工場就業時間制限令」廃止

・ 六月二十一日 「学徒戦時動員体制確立要綱」の決定

・ 七月二十日 「国民徴用令」改正

・ 九月二十三日 「労務調整令施行規則」告示



写真4-6 第二十一海軍航空廠の動員学徒集合写真
(旧制・長崎県立大村中学校学校徒動員を記録する会『不帰春』 学徒勤労動員の記録(旧制・長崎県立大村中学校学校徒動員を記録する会、1980年)巻頭から)

昭和十九年（一九四四）

・ 一月二十八日 「緊急国民勤労働員方策要綱」及び「緊急学徒勤労働員方策要綱」発表

・ 八月二十三日 「学徒勤勞令」及び「女子挺身勤勞令」公布

昭和二十年（一九四五）

・ 三月六日 「国民勤労働員令」公布

・ 三月十八日 「決戦教育措置要綱」閣議決定

・ 五月二十二日 「戦時教育令」公布

といった関係法令などの整備⁶⁴が行われたことからうかがうことができる。

これらについては政府の指定職業に従事（経験者を含む）する者に対する徴用（工）、拡大する戦線に対応するための軍需産業の拡大化に伴う労務者確保の対策として実施された（勤勞）動員がある。特に第二十一海軍航空廠を抱えていた大村市では徴用・動員は戦時下の日常風景の一つであったことは容易に想像でき、別途ここで法令関係のみ記述することとした。

こうして国Ⅱ軍、軍Ⅱ国という十五年戦争以来の国家総動員体制を支えるべく、国民は国家の指導の下に軍に対する協力を強いられた（求められた）ほか、それを当然とする国民意識の醸成も明治以来の教育や諸団体の活動によって補完されつつ作り上げられていった。この流れは大村市という「軍都」を志向していた自治体にとっては力を入れるべき点であった。

（徳永武将）

註

（1）「相模原軍都計画」や海軍の相模原台地進出に伴う都市計画については、大和市編『大和史』3通史編近現代（大和市

二〇〇二(一)五〇四～五三三頁で確認することができる。また、これ以外にも軍都や軍郷などの言葉を用いた都市計画については、上山和雄編『帝都と軍隊―地域と民衆の視点から―』(日本経済評論社 二〇〇二)などで見ることができる。

(2) 霞ヶ浦海軍航空隊の開隊に伴う阿見村及び周辺の土地買入れ、道路建設などについては、予科練史編纂委員会編『阿見と予科練』として人々のものがたり(阿見町 二〇〇二)の各所で散見することができる。

(3) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四二)昭和十七年七月二十三日記事。『長崎日報』は、長崎県立長崎図書館所蔵。

(4)、(5) 前掲註(3)

(6) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四二)昭和十七年八月十七日記事

(7) 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市役所 一九六二) 七六頁参照

(8) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四二)昭和十七年九月二十七日記事

(9) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四二)昭和十七年十月一日記事

(10) 前掲註(9)

(11)～(19) 前掲註(7) 七八頁

(20)、(21) 前掲註(7) 七九頁

(22) 北村恒信『戦前・戦中用語ものしり物語』(光人社 一九九二) 二〇三頁

(23)、(24) 前掲註(22) 二〇三頁

(25) 工藤美代子『われ巢鴨に出頭せず 近衛文麿と天皇』(日本経済新聞社 二〇〇六) 二〇八頁

(26)、(27) 前掲註(25) (26)二〇八頁、(27)二二四頁

(28) 前掲註(22) 二〇四～五頁

(29)～(31) 前掲註(7) (29)八〇～二頁参照、(30)八一～二頁参照、(31)八二頁参照

(32) 前掲註(22) 一八四頁

(33) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四二)昭和十七年十一月七日記事

(34)、(35) 前掲註(22) (34)二二三頁、(35)二二四頁

(36) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四二)昭和十七年九月九日記事

(37)～(40) 前掲註(22) (37)二〇七頁、(38)一六頁、(39)一七頁、(40)二二五～六頁参照

(41) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四五)昭和二十年六月一日記事

- (42) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四二)昭和十七年十二月九日記事参照
- (43) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四三)昭和十八年十二月二十二日記事参照
- (44)、(45) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四四) (44) 昭和十九年五月十七日記事参照、(45) 昭和十九年五月三十日記事参照
- (46) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四五)昭和二十年五月七日記事参照
- (47) 「銃後奉公会書類」(個人蔵史料)
- (48) 長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四三)昭和十八年一月二十五日、三月八日、四月十五日、六月十三日、八月三・四日、九月十九日、十月二十六日、十二月十日記事。長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四四)昭和十九年一月八日、三月十一日、四月十二日、六月二十五日記事。長崎日報社編『長崎日報』(長崎日報社 一九四五)昭和二十年三月四日の各記事参照
- (49)、(50) 前掲註(22) 二二三頁
- (51)～(53) 前掲註(22) (51)二三四頁、(52)二三四～六頁参照、(53)二三六頁参照
- (54)、(55) 前掲註(48) 昭和十七年十一月八日、昭和十八年一月二十七日、二月十五・二十一日、四月十七日、五月十三・十四・十五・十六・十七・十九・二十五日、六月八・十三日、七月十七日、八月一日、九月四・六日、十二月十四・二十九日、昭和十九年一月七・二十七日、五月二十一日、七月十三日、昭和二十年三月十五日、六月十五日、七月十一日の各記事参照
- (56) 「銅鉄供出表」(個人蔵史料)参照
- (57) 全国的に見ると金属回収以外にも、くず紙の回収、タイヤの回収と強制買上げ、蓄犬の献納なども行われている。
- (58) 前掲註(48) 昭和十七年八月十四日、十月二十一日、十二月三日、昭和十八年四月十七日、七月十日、八月六・十六日、昭和十九年六月二十四日、七月十六日、昭和二十年五月三十日、七月二十二・二十七日の各記事参照
- (59)～(61) 前掲註(22) (59)一八〇頁、(60)一八二頁、(61)一八八～九頁
- (62) 前掲註(48) 昭和十七年四月十五・二十六日、十月二十一日、十二月九日、昭和十八年二月二十七日、三月二十七日、四月二十九日、六月六日、九月二日、昭和十九年二月十三日、四月十五日、昭和二十年三月二十六日の各記事参照
- (63)、(64) 前掲註(22) (63)六六頁、(64)二一九～二五頁

参考文献

- 中内敏夫『軍国美談と教科書』(岩波書店 一九八八)
大江志乃夫『靖国神社』(岩波書店 一九八四)
熊谷 直『軍隊ものしり物語』(光人社 一九九五)

第三節 戦禍の中の大村

一 大村への空襲

日本に対する空襲の第一回は昭和十七年(一九四二)四月十八日に米航空母艦から発艦したジミー・ドーリットル陸軍中佐率いるB25爆撃機による日本本土空襲であった。しかし、これは航空母艦から発艦した後、中国大陸に向けて飛び去ったものであり、単発的な空襲といえるものであった。

ただ、海上のミッドウエー、陸上のガダルカナルでの敗北以後、劣勢を強いられていた日本に対して更なる圧力を加え、日本の戦争継続の意思を弱ませ、自軍の戦意を昂揚させるためには日本本土への空襲が必要と考えたアメリカは中国に目を付けた。中国の戦意昂揚と支援も兼ね、完成した長距離爆撃機B29を成都・長沙などに設置した航空基地から発進させ、日本本土を空襲する計画を立案し、基地整備・爆撃機配備などを実施していった。

これを察知した日本軍は昭和十九年(一九四四)四月十七日～二十月十日にかけ、大本営陸軍部主導で日本本土に対する空襲阻止、中国軍の大規模撃破による中国軍の降伏推進などの目的から「一号作戦(別名・大陸打通作戦)」を実施した。この作戦は一応の戦果を挙げ、中国に設立されていたB29基地は日本軍の手によって大半が破壊され、アメリカの目算を大きく変更させることとなった。

この結果を受けたアメリカは、中国大陸からでは限定した地域(九州など一部)しかB29の航続距離の都合上空襲できなかったこと、中国軍の相次ぐ敗戦によって安定的に航空機を供給することへの不安も考慮し、中国大陸からの

日本本土空襲をあきらめ、B 29の航続距離で日本本土の大半が空襲範囲内に入るマリアナ諸島(グアム・サイパン・テニアンなどの島々、後の硫黄島陥落後は同島を含む)を攻略し、ここを一大航空基地とすることで日本本土を空襲することを計画した。

この時、日本側は戦局悪化に伴いマリアナ諸島からフィリピンまでのラインを絶対国防圏とし、その最前線としてグアム・サイパンなどで防備を固めていた状態であったが、米軍の攻撃によってこれらの島々を喪失し、アメリカによってここに一大航空基地が整備されることとなった。この結果、昭和十九年十一月二十四日からはマリアナ諸島を基点とする日本本土空襲が実施された。

特に昭和二十年(一九四五)一月に第二十一爆撃軍司令官に就任したカーチス・ルメイ陸軍少将が低高度(高度二〇〇〇メートル程度)からの無差別爆撃(焼夷弾による絨毯爆撃)策を採用したことによって一気に日本本土の空襲被害が増加することとなった。

この前提の下、大村における空襲を考察すると、初期は中国方面から来襲した爆撃機による空襲、その後はマリアナ方面(サイパン島、硫黄島陥落後は硫黄島を含む)からの爆撃機による空襲が実施され、本土空襲が開始されたのと同時に、米軍による日本本土空襲の初期段階から空襲の脅威に曝されていたことが分かる。

大村に対する空襲については正確にその回数、開始年月日、被害の詳細を記した国・軍などによる一次史料は存在しない。『大村市史』下巻などでは昭和十九年十月二十五日、同年十一月三十日、昭和二十年一月六日、同年三月十八日、同年三月二十七日、同年六月二十日、同年七月五日といった期日を見ることが出来る。

ただ、これらは第二十一海軍航空廠を中心とした空襲の日であり、大村市街地などを対象とした空襲については記載がない。むしろ回数が多すぎて記載できないとする方が正しいと思われる。その証拠に大村における空襲を考察する上で興味深い史料が国立公文書館に所蔵されている。その史料の作成年は不明であるが、十月三十一日付で損害保険中央会九州支部に提出された長崎地区戦争保険調査委員による「管内主要都市空襲被害状況」と題された史料であ

る。この史料によれば、十月二十六日の照会に対し、大村市の被害状況として、

消失戸数 約一一五〇戸

被爆回数及年月日 三五回

死傷者概数 約五〇〇名

罹災支払者概数 不祥

との数字が列挙①されるとともに「大村市ハ爆撃ニヨル被害ニシテ旧市街地ヲ除キ損害甚大ナリ②」との一文が付記されている。

この資料の十月二十六日は長崎方面での大規模な空襲（大村空襲）が実施された昭和十九年十月二十五日を受けてのものとして推測される。しかし、爆撃回数三五回という数字はどの時点から計算してのものかなど不明な点が多い。

一方、軍施設の被害状況について公式なものとしては第二十一海軍航空廠の中村廠長による昭和二十年一月一日の「昭和二十年ノ新年ヲ迎フルニ際シ訓示」における「我第二十一航空廠ニ於テハ十月二十五日敵機ノ集中爆撃ヲ受ケ相当ノ被害ト二百余名ノ戦友ヲ失ヘリ、回顧シテ悲痛憤激ノ情抑ヘ難キモノアリ③」との言葉がある。当時の新聞などからこの時（十月二十五日）の空襲について見てみると空襲当日と翌日の大本営発表として、

十月二十五日

本二十五日十時頃より十一時三十分亘り在支米空軍百機内外九州及び済州島に來襲せり

戦果に關しては目下調査中にして我方若干の損害あり

十月二十六日

昨二十五日九州及済州島に來襲せる敵機B29に對し収めたる戦果次の如し

撃墜 五機 撃破 十九機 合計 二十四機

との発表④がなされている。この空襲以外に大本営発表がなされたものとして、同年十二月十九日の空襲がある。

この際には、

本十二月十九日午前支那方面よりB 29三、四十機主として九州大村市附近に來襲せり、戦果に関しては目下調査中なるも我方の損害は軽微なり

との大本営発表(5)がなされている。

しかし、大本営発表についてはその大部分が戦意昂揚の目的から戦果についての過大発表、被害についての過小報告があったことが確認されており、その正確さには疑問が残るものの、大村が空襲された事実については大本営(軍部)が把握していたこと、それを発表せざるを得ない程の大規模な範囲での空襲、それに伴う被害があったのでは、との推測もできる。

こうした空襲について、これまで大村の歴史を取り上げた書籍などでは前述したように詳細な回数などは記載されておらず、記載されていたとしても第二十一海軍航空廠や大村海軍航空隊を攻撃目標とした大規模な空襲の記載など、その表現は一定していない。これは前述した損



写真4-7 第二十一海軍航空廠への空襲

(宇佐市教育委員会提供)

【註】 裏焼きであったため反転。

害保険中央会九州支部による調査報告書の中にも存在した、爆撃回数三五回からもうかがえる。

それではどれ程の頻度で大村に敵機が来襲し、空襲・攻撃を実施していたのか、ということとなるが、これを考察する上で興味深い史料が存在する。それは萱瀬地区で警防団長を務めていた田中賢一による日記である。この日記の昭和二十年四月から終戦（八月十五日）までの記述を見ると、大村に多数の敵機による攻撃があったことを見ることが出来る。その日記の一部（関係部）を抜粋して見てみると、

四月八日

警戒警報発令アリ直チニ本部ニ出頭セシガ0時25分解除ニナレリ

四月十六日

佐鎮地区ニハ警戒及空襲警報ノ発令アリタリ敵小數機来襲セリ

四月十八日

警戒警報発令サレ空襲トナル午前八時ヨリ十時迄終了ス

四月二十一日

朝六時頃ヨリ警報アリ十時頃解除シ午后モ情報注意報アリタリ

五月四日

警戒警報発令九時頃長崎地区空襲発令敵機来襲投弾アリ被害地ハ竹松街道下草薙部隊ヨリ宮小路下マテ爆撃ス油貯蔵庫ニ命中大柱ヲ上ゲラレ數十個ノ時限爆弾投下民家ノ被害モ相当アリ

五月八日

情報入り直チニ空襲ニ移リ桜馬場ニ投弾ス（B 29 1機）損害ハ島原町ノ前后ニ亘リ死者4重傷3ヲ出シタル様子ナリ直チニ解除サル

五月十二日

晚九時半頃ヨリ警戒警報直ニ空襲11時迄発令其後今晚ハ徹夜空襲照明弾投下ス

五月十三日

0時半頃ヨリ再ヒ空襲夜明迄数回アリ被弾地ハ第一回草薙部隊二回目ハ竹松一里塚附近約10軒計リ第三回空廠海岸側ノ大建物数軒早朝ヨリ再警報終日艦載機ニテ空襲アリ夕方警戒警報解除サル

五月十四日

昨夜ヨリ数回ノ警戒 空襲アリ艦載機十数機来襲空中戦ヲ展開ス被弾地ハ竹松学校附近飛機ノ真上アリ今津ヨリ古賀崎方面ノ民家ニ被害アリタリ

六月二十日

八時半頃警報アリ空襲トナリ植松ノ○○○○氏外三名爆死セリ

七月五日

空襲警報アリ敵機大編隊ニテ相当ノ損害アリ荒瀬ノ○○○○。○○○○方之○○○○方災害アリ 当日ハ非常ノ損害葛城、段、黒丸、立正寺等カ中心ナリ其時○○○○夫婦爆死ス

七月九日

警報発令サレ終日空襲トナリ荒瀬○○○○方全焼サル消防員其他消火ニ罹リ余等ハ投弾個所調査ノ為メ出動荒瀬附近ニ約20個所以上アリタリ

七月三十日

大空襲アリ竹松工員宿舍全焼附近ノ民家モ被害アリ○○○○氏ハ機銃ニテ戦死ス

七月三十一日

空襲アリ午前モ遅迄解除セザリ川棚、長崎地方ハ爆撃サル

八月一日

田下支所ニテ空襲アリ退避ス

八月八日

警報アリタル為メ出動ス午前中終了ス空中戦展開サレ一機撃墜落下傘ニテ下ル一機ハ竹松滑走路ニ突ダタル模様ナルガ調査ノ結果友軍ナルコト判明セリ

八月九日

今日ハ新型爆弾即チ落下傘付ノ爆弾ヲ長崎市ニ投弾セリ被害甚大ナリ 数回ニ亘テ発令サル終日アリ 晩十時発令サル(中略)晩モ警報アリテ見張りヲナス

八月十日

早朝ヨリ警報発令サレ午前中数回ニ亘リ空襲アリ警戒ヲナセリ午後原口ヨリ池田ニ行キ長崎方面ノ連絡トリニ行キテ明日早朝ヨリ行クコトニシテ居リタルガ突然○帰宅セリ昨夜ハ一同大ニ安心セリ

八月十一日

早朝ヨリ警報アリ本日モ午前中ハ警戒セリ

八月十三日

警報アリ当日ハ終日ナリ

との記述(6)を見ることが出来る。

この「田中日記」には前述した以外にも空襲警報・警戒警報のみが発令された記述などほぼ毎日に亘って空襲に関する事項が大村市で存在していたことをうかがわせる記述が並んでいる。この点から考えれば、大村における空襲について、その回数が正確には特定できない理由として、その回数が多すぎたことが考えられる。

ではこのような大村に対する空襲に対し、軍はどのような対策を取っていたのか、という点になるが、これは他市町村と異なり、大村の場合は海軍航空隊を抱える街であったことから適宜、大村上空での防衛戦闘が実施されていた

大村市

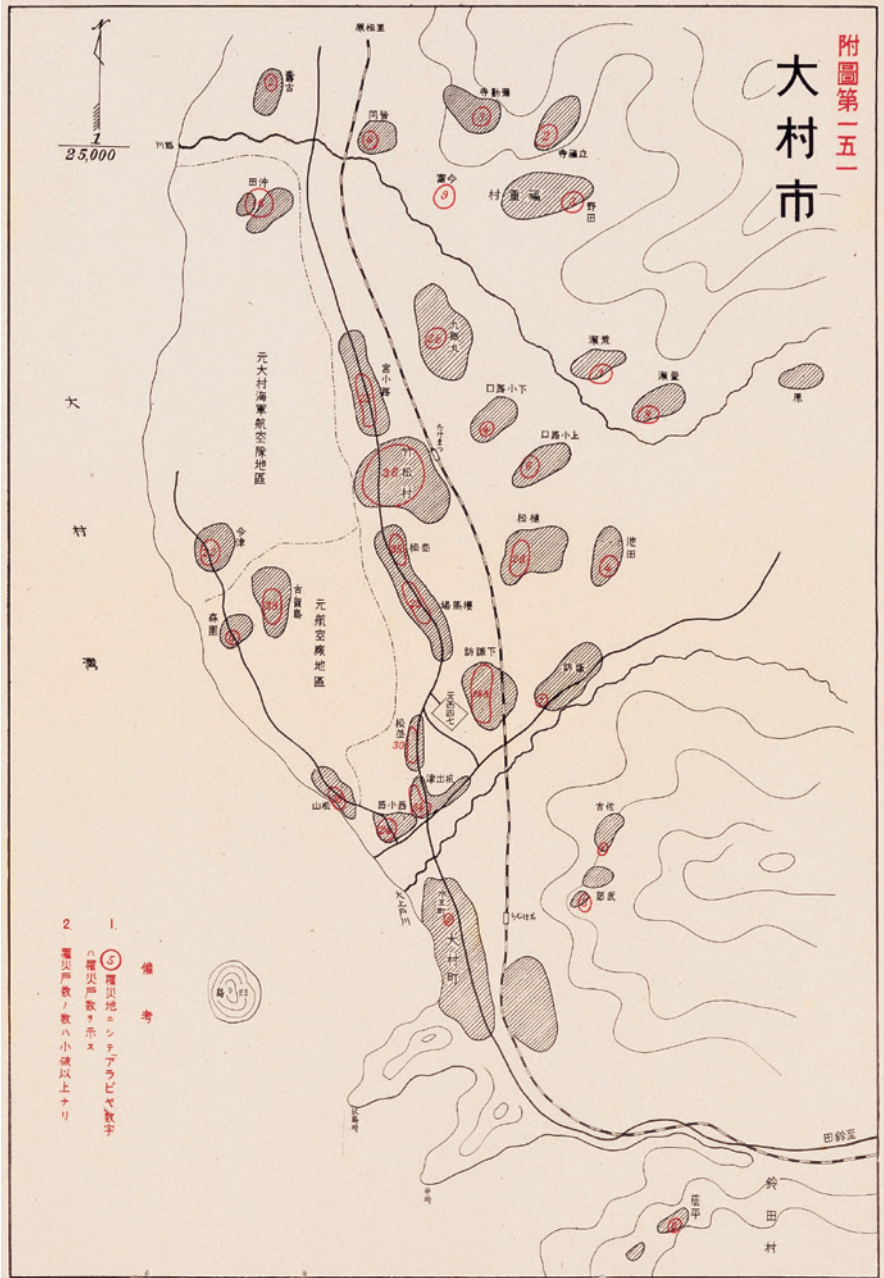


図4-2 戦災概況図大村

(国立公文書館デジタルアーカイブから)

数少ない自治体でもあった。最初の大規模空襲である昭和十九年（一九四四）十月二十五日の第三五二海軍航空隊（通称・草薙部隊）の戦闘詳報の関係部を見てみると、

一、〇九三〇左ノ配備ニ就キ哨戒ス

(イ) 佐世保 零 戦 一六機

(ロ) 大村 零戦二五機雷電八機（他二退避機三機）

(ハ) 長崎 零 戦 一六機

(ニ) 佐世保長崎西方五〇哩（D哨区）月光六機

計零戦五七機雷電八機月光六機合計七一機

二、敵機（B—29）大村方面来襲情況

一次 〇九五五 八機 四次 一〇五四 七機

二次 一〇一六 二五機 五次 一一一三 八機

三次 一〇二〇 八機 合計 五六機

何レモ高度八〇〇〇米ニテ二十一空廠方面ニ投弾外二一一四〇三重崎上空ニ二三機ヲ認メ（攻撃）タル者アリ

三、交戦状況

(イ) 三五二空 零戦 雷電 延五〇機

月光 四機

各一撃乃至三撃ヲ加フ

(ロ) 大村空 電戦 二三機

反航一撃ヲ加フ

四、戦果

(イ) 三五二空 撃墜 一機

火ヲ吐カシメタルモノ 四機

黒煙ヲ吐カシメタルモノ 七機

其他命中弾ヲ与ヘタルモノ 五機

合 計 一七機

(ロ) 大村空 黒煙ヲ吐カシメタルモノ 一機

(ハ) 不時着機(零戦一機)ノ戦果不明

五、被害

(イ) 三五二空 不時着(零戦雷電月光各一機)人員無事

被 弾 零戦二機月光一機

(ロ) 大村空 被弾 零戦 二機

(ハ) 地上施設 二十一空廠及大村市ノ一部

六、敵機高度 大村附近八〇〇〇米五島附近六〇〇〇米乃至七〇〇〇米

七、戦闘高々度ナリシタメ左ノ現象アリタリ

(イ) 「ペーパーロック」ヲ起セルモノ五機

(ロ) 機銃故障(凍結ノ為)ヲ生ジタルモノ二七機

(ハ) 交戦時ノ推定敵速(編隊)二七〇節ニシテ零戦五二型ヲ以テハ戦闘行動困難ナリ

八、敵機ハ若干ノ改造ヲ加ヘ八〇〇〇米附近行動可能ナルモノノ如シ速ニ高々度性能ヲ有スル戦闘機及優秀高角

砲ノ出現ヲ必要ト認ム

※〇九三〇のような漢数字は当日の時間を示している。

※電戦とは戦闘機である「紫電」ないし「紫電改」と思われる。

※ペーパーロック(現象)とは燃料をエンジンに送り込むパイプに気泡が入り、燃料がエンジンに送られなくなる現象のこと。

との記述(7)がある。更に空襲翌日の昭和十九年十月二十六日には前日の空中戦の追加報告として、

(イ) 火ヲ吐カシメタルモノハ撃墜概不確実

黒煙ヲ吐カシメタルモノハ不時着ノ算大ナルモノト認ム

(ロ) 濟州島ニ不時着セル月光(井手中尉)本日帰投

報告ニ依レバ敵機七機ト交戦一機ニ翼根附近ヨリ火ヲ吐カシメ「フラフラ」トナリ撃墜概不確実我ニ被弾

丸アリ

とする報告(8)がなされている。

これらに加えて十月二十五日の大村における空襲を伝える史料として、大村海軍病院の泰山弘道病院長の証言がある。そこには空襲当日の大村海軍病院の警備電話日誌の紙片にあった、

○九四七(佐世保鎮守府)情報 敵機軍港侵入は一〇〇〇頃の見込み

○九五五(佐鎮)情報 敵機は逐次長崎および軍港に侵入しつつあり(○九四〇)

○九五六(大村砲台) 敵機上空(八機)、爆弾投下二一、空廠方面火災

一〇一〇(佐鎮) 大村海軍病院異常ないか

一〇一二(大村海軍病院) 大村海軍病院異常なし

一〇一五(大村砲台) 敵機(四機)上空、爆弾投下二一空廠方面

一〇一八(大村砲台) 敵機(八機)上空、爆弾投下二一、空廠方面

一〇二〇(佐鎮) 敵機なお五群軍港方向侵入す(二〇一七)

- 一〇二二(大村砲台) 敵機(四機)上空、爆弾投下二一、空廠方面
- 一〇三〇(大村砲台) 敵機(約八機)上空、爆弾投下二一、空廠方面
- 一〇五三(大村砲台) 敵機(七機)上空、爆弾投下二一、空廠方面
- 一一〇〇(佐鎮) 今までのところ敵機は軍港方面に侵入し得ず軍港方面被害なし
- 一一〇三(大村砲台) 敵機上空七機

との情報⑨が掲載されている。この情報は前述の戦闘詳報などを補完する意味で重要な情報であり、より具体的に空襲当日の様子を知ることができる。

更に空襲終了後、第二十一海軍航空廠長の中村止海軍中將から救援依頼が求められ、救援隊を派遣したところ「第二十一空廠は庁舎と工場の一部を除き全焼し、死傷者約五百名あり⑩」との情報が入り、患者収容の準備を開始したと、航空廠内の共済会病院も全焼した上に、

(中略) 外来診察患者の殺到する時刻にこの空襲があったので、これらの人々は最も安全と思われていたコンクリート掩蓋のあの防空壕に退避したところ直撃弾を被り三百名は即死し、なお死体掘り出し中である。

という被害があった共済会病院長の黒木盛秀海軍軍医少将の話⑪、大村海軍病院以外にも第二十一海軍航空廠工員養成所に数百名が収容され、その看護に共済会病院看護婦が当たったという情報、この中の少しでも手当てを要する患者が選ばれて大村海軍病院に収容されたこと、大村海軍病院に収容された、

(中略) 負傷者百十八名中には工員が七十九名、看護婦四名、学徒三十五名、学校教諭一名があった。何れもかなりの重傷を負い、収容二日以内に死亡した人が十名に達した。

との収容者に関する情報⑫が記載され、各資料の大村空襲に関する部分を補完するものとなっている。

こうした十月二十五日の大村空襲以外においても、前出の「田中日記」などに見られる空中戦の記述のあった日付の第三四三及び第三五二海軍航空隊の戦闘詳報を見ると、前述の報告同様に敵機との戦闘は実施しているものの、特

筆すべき大きな戦果は挙げていない。

戦局の悪化に伴い、米軍による日本本土空襲は日々増加し、沖縄陥落後は日本近海に展開する空母から発艦した艦載機による攻撃が本格化するに至った。この頃には既に南方から日本本土への資源の海上輸送路（シーレーン）は崩壊していたため、資源の枯渇が顕著となり、満州事変以来続く戦争による人員（兵士・労働者）不足による搭乗員不足などの影響から日本側の被害に比べると戦果を挙げられない状態がより顕著となっていた。

このような現状の中でも何とかして打開策を求めようと、不時着・墜落した敵機の回収作業などが実施され、敵機の研究も実施された。このことは昭和十九年（一九四四）十一月二十一日の空襲に参加したB29一機が北高来郡小長井町井崎沖に墜落している（墜落させた原因は零戦による体当たり攻撃＝特攻によるもの）が、引揚げられ、機体は第二十一海軍航空廠に、搭乗員（米兵）の遺体は複数日に分けて一一体が発見され、検死や火葬の後、在大村の憲兵隊に引き渡された証言⑬から見るができる。

これらについて防衛省防衛研究所などで海軍や陸軍による公式記録を発見することはできなかったが、前線における敵機研究、空襲の事後処理が行われていたことをうかがわせる証言として有用であると考えられる。

しかしながら、増加する敵機による本土空襲（艦載機による攻撃を含む）によって前述したように第二十一海軍航空廠、大村海軍航空隊など大村市内の軍とそれに関わる多くの関係施設や住居、人々や民間人などが被害を蒙り、その被害は日に日に増加・拡大していった。これを受け、航空廠や航空隊では物資集積の危険性を考慮し始め、航空廠では各地に疎开工場が建てられ、工場施設の分散化が図られていった。このことは航空隊でも同様で、大村市内各地に物資集積場などを分散化する方針が立てられ、その建造が密かに進められていった。



写真4-8 福重飛行場跡地（今富町）

そうしたものの一つとして建設されたのが「福重飛行場」であった。この飛行場について防衛省の陸海軍関係文書の中にはその存在を示す史料は発見できなかったが、この存在を示す遺構が大村市内に存在している。その遺構について、

昭和二〇年四月、航空母艦搭載機補充基地として第二大村航空基地が完成し、艦上攻撃機四飛行隊が置かれることになっていったが、今となつてはその実情は不明である。現在では、ほとんど知る人はなくなつたが、竹松鬼橋から福重に向かつて一本の滑走路があつた。緊急発進用の滑走路で秘密滑走路と私たちはいつてもいたが一般には福重基地（福重航空基地）といわれていた。それにB 29撃墜対策のためドイツで開発されたロボット（原文ママ）戦闘機メッサーシュミットの設計図を手に入れ邀撃戦闘機「秋水」の開発を進めていた。

その「秋水」の基地に大村も予定されていたので、この滑走路は「秋水」用のものか。それとも第二大村基地専用のものであったか、知ることは不可能である。

との証言14がある。この証言から考察すると、緊急時及び訓練用としての滑走路が大村市内に造られていたことがうかがえる。

これに加え、航空機を空襲や敵機の攻撃から防備するための「掩体壕おんたいごう」といわれる施設、指揮系統を確保するための防空指揮所といった施設も設営されていた。

これら対空襲施設Ⅱ物資や兵員の集積所の分散施設について、防衛省には終戦後、連合国側に引き渡された目録が存在し、そこから施設の種類・設置地区が見て取れる。そこでこの目録に従い、大村市の地区名まで記載された施設を紹介すると、

大村市 竹松



写真4-9 掩体壕

（鹿屋市提供）

士官室 第一兵舎 第二兵舎 番兵塔 竹松送信所 耐弾式自力発電所 洗面所及便所 洗濯場
大村市 赤佐古

赤佐古送信所 赤佐古自立発電所 兵員室 衛兵控所 電池室
大村市 松原

耐弾式送信所 自力発電室 兵員室 便所

大村市 福重

士官室 甲板事務室 専任伍長室 三角兵舎 牛舎 兵員炊所 主計科衣料事務室 主計科事務室 第一兵
舎 水工場 第二兵舎 糧食庫

大村市 今富

魚雷調整場久格納隧道 本部 便所 第一兵舎 第二兵舎 第三兵舎 烹炊所浴室 兵舎便所

大村市 葛城

第一仮兵舎 第二仮兵舎 衛兵控所 浴室 士官便所 兵員便所 水工場 三角兵舎

※以上の施設は煉瓦造・コンクリート・木造平屋と記述。

※魚雷調整場の久格納隧道とは永久格納隧道のことではないかと思われる。

大村市 葛城

爆弾庫 燃料庫(六本) 地下居住区(六本) 地下機械工場予定地(一本) 地下兵器調整場(一本)

大村市 福重 地下居住区(五本)

※以上の施設は隧道式との記述。

※また、地区名はないが、大村市内に存在したものととして、有蓋掩体A三個、有蓋掩体B二三個、無蓋掩体五一個との数字が目録には記載されている。

といった施設名(15)を見ることができ、これら施設の設営などに当たっては二つの海軍設営隊などが中心となつて行われた。この二つの設営隊の詳細は、

第三六一設営隊(佐世保鎮守府所属)

隊長名 白石義雄海軍技術大尉

所在地 長崎県大村

編成年月日 昭和二十年(一九四五)二月十五日

解隊年月日 昭和二十年(一九四五)八月二十二日

行動概要 大村航空基地施設設営

第五二一三設営隊(佐世保鎮守府所属)

隊長名 木村重憲海軍技術大尉

所在地 長崎県島原

編成年月日 昭和二十年(一九四五)六月十五日

解隊年月日 昭和二十年(一九四五)八月二十二日

行動概要 島原、大村航空基地設営

というもの(16)であった。

また、民間においても防空壕作りや密集家屋の整理、避難地の整備、警防団など各種団体の連携強化、灯火管制の徹底など各種空襲対策・施策が官民一体で推進された。特に防空壕については大村を含む軍施設が存在する都市や大都市などでは積極的に実施され、大村市近隣でも「無窮洞(むきゅうどう)(佐世保市)」など学校で構築された防空壕などを散見することができる。この点から考えれば大村市は軍関連施設を所有しない市町村と比べると、軍都としての性格を有する

分、空襲の危険に多く曝された街であった。

二 航空特攻と大村

太平洋戦争末期に起こった悲劇として特攻と玉砕がある。陸上戦闘で発生した玉砕（玉が砕けるように散るという意味）、主として防衛戦闘での劣勢から発した特攻（搭乗員が兵器と共に体当たりで攻撃する必死攻撃）作戦は日本軍独自のものとして世界史上でも類を見ない非人道的作戦として現在まで語り継がれている。こうした戦法を実施していく中で、大村もこれらの関係地として歴史にその名を刻んでいる。

この特攻に関しては航空機などを用いた航空特攻と水上兵器などを用いた海上特攻の二つがある。海上特攻については次項で述べるために本項では割愛し、航空特攻について述べることにする。

航空機などを用いた特攻については昭和十八年（一九四三）六月二十九日に侍従武官を務めていた城英一郎海軍大佐が艦上爆撃機や艦上攻撃機に二五〇発以上の爆弾を搭載し、志願した操縦者一名が体当たり攻撃を行う特種航空隊の編成（編成後は城大佐が司令を務める）を海軍航空本部長・大西瀧治郎海軍中将に意見具申（17）した以降から具体化していったものと考えられるが、初期においては大西中将などによる「未だ採用時期では無い（18）」との意見も存在し、具体化するには至らなかった。

この流れが変化したのが、昭和十九年（一九四四）四月四日に海軍軍令部第二部長・黒島亀人海軍少将による「急速ニ実現ヲ要スル兵器（19）」として七種類の新兵器が海軍軍令部第一部長・中沢佑海軍少将に提示（20）されて以降のことである。

この提示以降、海軍第一〇八一航空隊分隊長・大田正一海軍少尉による同航空隊司令・菅原英雄海軍中佐に対する意見具申（21）、それを受けた海軍航空技術廠長・和田操海軍中将による航空本部への進達に伴う伊藤祐満海軍中佐（海軍航空技術廠）や源田実海軍中佐（海軍軍令部）による研究の開始（22）、昭和十九年六月二十五日の元帥会議における

伏見宮博恭王元帥海軍大将による「特種兵器を考慮しなければならない」といった旨の発言⁽²³⁾、同年六月二十七日の海軍第三四一航空隊司令・岡村基春海軍大佐による体当たり攻撃に適する航空機の開発が軍需省航空兵器総局へ要望⁽²⁴⁾され、八月には前出の大田海軍少尉による海軍航空本部への「人間爆弾私案」が提出⁽²⁵⁾されるに至った。

これを受け、海軍航空本部は昭和十九年八月十六日に大田私案に「(大)部品」の秘匿名称を付けて航空技術廠に改正試作を下命⁽²⁶⁾、同年八月十八日の軍令部会議において海軍軍令部第二部長・黒島海軍少将による「(大)兵器」の発表⁽²⁷⁾がなされ、同年八月二十八日には海軍軍令部・源田大佐によって(大)の性能・用法・兵力を軍令部内での打ち合わせ会議で実施⁽²⁸⁾するなど、徐々に実用化に向けた動きが加速していった。

これらの結果、海軍航空本部は(大)を「桜花」と命名し、昭和十九年九月十五日には、この「桜花」を基幹とする特攻専門部隊の編成準備のため、岡村基春海軍大佐を準備委員長、岩城邦廣海軍中佐を準備副委員長とする委員会を横須賀航空隊附として発令するに至り、昭和十九年十月一日、桜花特攻専門部隊として第七二一海軍航空隊が茨城県百里原海軍飛行場で編成(司令・岡村基春海軍大佐)されるに至った。

こうして編成されるに至った特攻隊であるが、この時点での特攻隊は特攻兵器としての「桜花⁽²⁹⁾」を使用した専門部隊であり、後述する一般航空機を使用した特攻隊ではなかった。

「桜花」の開発・製作が推進されていく中、戦局は行き詰まり、南方資源の海上輸送路防衛の上で最重要拠点であったフィリピンを巡る戦闘に至っていた。日本軍はフィリピン防衛のために大多数の艦船・航空機を配備して米軍迎撃の態勢を整えていたが、既に戦局は逼迫し、兵器の性能、兵力など多くの点で劣勢に転じていた。これを理解していた軍上層部はフィリピン防衛の強い決意をもってフィリピン決戦(及びそれ以後の戦闘)に臨もうとしていた。

その証拠に当初は「桜花」などの特攻兵器などを用いた攻撃に否定的であった大西瀧治郎海軍中将(第一航空艦隊司令長官に着任予定)も任地出發に当たり、及川古志郎海軍軍令部総長(海軍大将)に対して航空機を用いた体当たり攻撃の決意を上申⁽³⁰⁾するなど、既に「特攻」をせざるを得ないと認識が軍上層部を中心に形成されつつあったことを

見ても明らかである。

この時、軍上層部はあくまで「特攻」を作戰（命令）による強制的なものではなく、搭乗員個人の愛国心の発露に伴う自主的なものとしていたが、実際には昭和十九年十月十五日に第二十六航空戦隊司令官・有馬正文海軍少将による体当たり攻撃の敢行に見られるように、実質的な命令のような形で特攻作戦が実施されていくこととなった。

この後、昭和十九年十月二十一日に第一次海軍神風特別攻撃隊・大和隊（久納好孚海軍中尉が隊長）、同月二十五日に神風特別攻撃隊・敷島隊（関行雄海軍大尉が隊長）、と次々に特攻（陸軍も翌十一月には富嶽隊を先頭に特攻を開始）が実施³¹されていった。

更に前述した経緯を経て完成した「桜花」についても昭和十九年十月三十一日以降、実用試験や降下訓練などが実施されるようになり、前述の第七二一海軍航空隊も百里原から神ノ池海軍基地（現・茨城県鹿嶋市）に移転し「海軍神雷部隊」の大門札を掲げる³²に至った。同部隊は昭和十九年十二月に入るとフィリピンや台湾に向け、部隊の移動を開始するとともに、部隊の一部は海軍大分航空基地で対艦攻撃訓練を実施するなど、実戦投入に向けた準備が進められていった。

昭和二十年（一九四五）に入ると特攻作戦への依存は益々顕著なものとなり、一月十八日の最高戦争指導会議における全軍特攻化の決定³³、一月二十日からは南九州地区への桜花隊進出が開始³⁴、三月一日には海軍練習連合航空総隊司令官・松永貞市海軍中将による該当練習連合航空司令官（第十一〜十三）に対する「主トシテ特攻訓練ヲ実施スベシ 本概成期ヲ四月末トス³⁵」との命令の下達、訓練項目や一カ月一人当たりの飛行時間など細部基準が示された。これに伴って筑波・谷田部・大村・元山の各教育航空隊において従来教育が取り止められ、特攻訓練が実施されること³⁶となった。こうした経緯を経て大村は全軍特攻の重要基地の一つとして、特攻の実地訓練を担当することとなった。

昭和二十年三月十七日、連合艦隊司令部は通達によって既に鹿児島県鹿屋市に移動していた神雷部隊（第七二一海

軍航空隊)も分散退避³⁷⁾した。第七二二海軍航空隊所属の攻撃七一一飛行隊(桜花搭載の母機・野中五郎海軍少佐が隊長)は朝鮮迎日海軍基地に向かう目的で經由地である大村海軍基地に向かった³⁸⁾が、第七二二海軍航空隊(神雷部隊)の上部組織である海軍第五航空艦隊司令部(宇垣纏海軍中将が司令官)は三月十七日午後に独自の方針(戦闘態勢準備、四国及び北九州への移動部隊の南九州集結方針)を決定し、大村基地に移動していた野中隊(攻撃七一一飛行隊)の鹿屋基地帰投命令及び積極的邀撃命令³⁹⁾を下達した。

この海軍第五航空艦隊司令部による積極作戦要領は後に「天一号作戦(第五航空艦隊下に第三・第十航空艦隊を配し、陸軍第六航空軍も第五航空艦隊の指揮下に入る)」と命名⁴⁰⁾され、軍の正式命令とされた。

そして昭和二十年三月二十一日午前十一時二十分、第一回神雷桜花特攻隊が鹿屋を出撃した。この中には大村基地から移動を完了した野中隊(第七二二海軍航空隊所属・攻撃七一一飛行隊)も含まれていた。ただ、この出撃に関しては前日までの敵艦載機との邀撃戦において直接掩護戦闘機の数が不足していた事情もあり、第五航空艦隊司令部は鹿屋基地に隣接し、同艦隊隷下にあった筈之原基地の第二〇三海軍航空隊の支援を決定し、大規模な出撃を実施⁴¹⁾した。しかしながらこの出撃は敵機に見えられ、桜花を投下することもなく、桜花一五機、一式陸攻(桜花の母機)一八機、援護戦闘機三〇機、合計一六〇名が戦死⁴²⁾することとなった。この出撃に当たり桜花を投下する母機隊(桜花投下後には帰還予定)である攻撃七一一飛行隊長であった野中少佐は前夜に「口々に戦闘機もない状況ではまず成功はしないよ。特攻なんてぶっ潰してくれ⁴³⁾」とする遺言を残し、出撃前にも「湊川だよ⁴⁴⁾」と語るなど、死を覚悟しての出撃であったことがわけている。

こうした無謀な作戦、多数の戦死者を出した出撃であったにもかかわらず、



写真4-10 桜花隊決別の碑 (鹿屋市提供)

第一回神雷部隊の戦訓は活かされることはなかった。このことは三月二十二日から二日間に亘って鹿屋基地内で実施された戦訓研究会において第七二一海軍航空隊司令・岡村海軍大佐の「桜花作戦失敗の原因は、第一に戦機を得ざりしこと、第二に掩護戦闘機の出動率僅少なりしこと⁴⁵」との意見が出されたことからもうかがえる。

更に四月一日以降の米軍沖繩上陸後益々全軍特攻化へ向けた動きは先鋭化し、連合艦隊司令部は残存艦艇（戦艦大和を含む）及び残存航空機（桜花ではない戦闘機を含む）の総特攻を企図する「菊水作戦（第一～九次）」を展開することとなった。この菊水作戦（前述の天一号作戦を含む天号作戦中の航空作戦）においては、大村基地において練成中であつた特攻隊志願者たちが続々と鹿屋から特攻隊として飛び立ち、戦死することとなった。

大村海軍航空隊で訓練を終えた特攻隊員は「神剣隊」として編成組織されるが、菊水作戦の実施途中で大村海軍航空隊自体が解散されているため、編成後に第七二一海軍航空隊傘下に入った、と解釈するよりも、神剣隊編成後に鹿屋に進出した時点で原隊に復帰した、と見る方が正確であると考えられる。しかし、海軍の編成については非常に難しく、特に海軍航空隊の編成については誤解を生じ易い部分があるため、割愛する。

この神剣隊については大村でも取り上げられた書籍などが皆無といつてもよく、当然ながらその存在自体も注目されることはない部隊であつた。

表4-4 大村編成特攻隊一覧

	参加作戦名	出撃日	出撃機	戦死者	推定戦死場所
第一神剣隊	菊水一号作戦	昭和20年(1945) 4月6日	零戦21型(250kg爆装)16機	16名	沖繩周辺
第二神剣隊	菊水二号作戦	昭和20年(1945) 4月14日	零戦21型(250kg爆装)9機	9名	沖繩・慶良間諸島周辺
第三神剣隊	菊水三号作戦	昭和20年(1945) 4月16日	零戦21型(250kg爆装)3機	3名	沖繩・嘉手納周辺
第四神剣隊	菊水三号作戦	昭和20年(1945) 4月16日	零戦21型(250kg爆装)1機	1名	喜界島南東五十湊
第五神剣隊	菊水五号作戦	昭和20年(1945) 5月4日	零式練習戦闘機(250kg爆装) 15機	15名	沖繩周辺
第六神剣隊	菊水六号作戦	昭和20年(1945) 5月11日	零戦52型(500kg爆装)4機	4名	種子島東方

【註】 海軍神雷部隊編集委員会編『海軍神雷部隊』（海軍神雷部隊戦友会、1996年）、財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会編『特別攻撃隊』（財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会、1990年）から作成。

特に特攻が志願制度（実質的な強制の面は否めない）による戦法であったため、その出身地は全国にまたがっている。しかし、大村で特攻訓練を受け、訓練後に大村で編成された後に鹿屋に進出し、そこから特攻を行った歴史的事実は間違いない。この神剣隊は表4-4にあるように出撃し、壊滅していった。

これら神剣隊の特攻隊員の犠牲⁴⁶とともに語らなければならぬのが、特攻隊の護衛を行った掩護戦闘機（実施部隊）隊員の存在である。大村からも第五航空艦隊などからの命令などによって一部戦闘機隊が鹿屋に進出し、神剣隊を含む特攻隊の護衛戦闘を実施している。その記録（第一神剣隊が出撃した四月六日のもの）が防衛省防衛研究所に所蔵されている。その史料の關係部分を見ると、

笠野原基地戦闘詳報（四月六日）

総攻撃制空隊第三波（三五二空 大村空 元山空）

一四〇〇 菊水部隊天信伝令作第三九号ニ依リ零戦二機笠野原基地発進（三五二空一二機 大村空四機 元山空五機）

一六〇〇 沖縄北端上空ニテ「グラマン」一機ノ奇襲ヲ受ケタルモ被害ナシ

上空制圧帰途ニ就ク

一八一五 一五機笠野原基地帰着 途中一機徳之島北西洋上ニ不時着未帰還（元山空） 四機種子島基地ニ不

時着（大村空一 三五二空三） 一機笠野原東南方畑地ニ不時着（三五二空） 戦果ナシ 被害未帰

還一機

一四二〇 総攻撃制空隊第四波（中略）

零戦二三機笠野原基地発進内二機中之島附近ヨリ引返ス 零戦一機発動機不調ノ為徳之島ニ不時着
セントスル途中「グラマン」三機ト交戦其ノ一機ヲ撃墜（不確実）シ一六〇五徳之島飛行場ニ着陸

本隊進撃中敵ヲ見ズ沖縄上空制圧後帰途ニ就ク

自一七一〇 奄美大島上空ニ於テ「グラマン」機数不明(二〇機以上)ト交戦四機ヲ撃墜(内一機不確実)

至一七五〇 空戦終了后指揮官機ヨリ奄美大島上空ニ集合ノ無線電話アリタルモ其ノ后指揮官機以下七機消息ナシ

一九一五迄ニ 零戦一一機帰着一機喜界島基地不時着 一機種子島基地不時着

戦果撃墜五機(内二機不確実)(未帰還機ノ分ヲ含マズ)

被害 未帰還七機

との記述④が見られ、特攻隊以外にも大村海軍航空隊が特攻隊の掩護戦闘に参加していたこと、その戦闘によって被害を受けていた事実がうかがえる。

このような特攻の実施も逼迫した戦局の中では被害を拡大するのみであり、第五神剣隊のように練習用飛行機さえ特攻機として使用する有様であった。しかも、特攻は当初、一部将官の間では作戦として使用されることのないように、との主張がなされていたにもかかわらず、実質的には終戦まで継続して作戦として展開された。

これら特攻を語る上で最も特徴的であった軍人が二人存在する。それが宇垣纏海軍中将と大西瀧治郎海軍中将である。宇垣中将は特攻作戦の前線指揮官・第五航空艦隊司令長官として特攻隊出撃を命令した軍人である。宇垣は玉音放送後の心境を「未だ停戦命令にも接せず、多数殉忠の将士の跡を追ひ特攻の精神に生きんとするに於て考慮の余地なし④」と書き残している。この後、宇垣は駐留していた大分基地から一部部下を率い、敵艦への特攻を強行した。

そして大西中将は終戦時、海軍軍令部次長であった。大西中将は終戦が決定した八月十五日が明けた八月十六日早朝、軍令



写真4-11 旧海軍鹿屋航空基地特別
攻撃隊戦没者慰霊碑
(鹿屋市提供)

部次長官舎において、特攻隊で散った隊員、その隊員の遺族への感謝と謝罪の文を記した遺書を遺して割腹自決した。こうして航空機による特別攻撃という世界史上類を見ない攻撃方法が日本において採用され、実施されたことは歴史的事実であり、その歴史的事実の一翼を大村が担っていたことは軍都として官民挙げて軍に協力する体制を作り上げてきたものの、余りにも悲劇的な副産物ともいえる。次項では航空機以外に実施された特攻、水上（水中を含む）特攻について述べることにする。

三 水上特攻と大村

前項で述べた航空機を用いた航空特攻と同様に水上（水中を含む）でも特攻隊は編成され、その一部は攻撃を実施した。大村では航空機を用いた特攻（航空特攻）と同様に水上兵器を用いた特攻（水上特攻）でも関係を有している。

水上兵器を用いた特攻については特攻兵器「桜花」よりも少し早く、昭和十八年（一九四三）三月に竹間忠三海軍大尉による軍令部への人間魚雷構想に関する書面の提出⁴⁹に端を発し、その後、黒木博司海軍大尉と仁科閑夫海軍中尉が共同開発した「人間魚雷」の設計図と意見書を中央に提出⁵⁰するなど、戦局の逼迫とともに特攻の採用が中央に具申されていった。

これは前項の「桜花」採用時と同様の流れであり、昭和十九年（一九四四）四月に海軍軍令部総長が海軍大臣に対して行った、

① 金物 潜水艦攻撃用潜航艇

② 金物 対空攻撃用兵器

③ 金物 S金物および可潜魚雷艇

④ 金物 舷外機付衝撃艇

⑤ 金物 自走爆雷

⑥金物 人間魚雷

⑦金物 電探関係

⑧金物 電探防止関係

⑨金物 特殊部隊用兵器

といった特種緊急実験製造の提案⑤からもうかがうことができる。

しかし、この内「⑥金物」については海軍軍令部から海軍省への対案提出に先立ち、昭和十九年二月二十六日付で呉海軍工廠魚雷実験部長・頼悳吉海軍造兵大佐に対して「⑥」兵器の試作が命じられている⑤が、この兵器は、

(中略) 航空戦が主流となった海戦場では、従来の艦砲の射程内であった決戦の距離を、一挙に航空機の行動半径にまで拡大してしまった。このため、折角の高性能魚雷も使用の頻度が少なくなり、数多く軍港の兵器庫に保管されるようになった。

という事情⑤から海軍の「九三式魚雷」を軸として開発されたものであり、「回天⑤4」と命名された。

この兵器は建造に大幅な時間を要し、それに伴う搭乗員訓練(山口県周南市の大津島が訓練基地)の遅れなど(訓練途中の殉職事故も複数発生)の要因もあり、当初予定から遅れる形で昭和十九年十一月以降によりやく僅かながら戦力化が図られた。しかし、海軍当局が企図した大規模部隊の編成にまでは至らず、その出撃も大規模な戦果を挙げるには至らなかった⑤。

一方、前述した昭和十九年四月の海軍軍令部総長による海軍大臣への特種緊急実験製造提案の内、「④金物」として提案された「舷外機付衝撃艇」については海軍艦政本部で検討の

表4-5 震洋生産表

年月	昭和19年 7月	8月	9月	10月	11月	12月			
竣工数	75	700	745	700	650	600			
年月	昭和20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
竣工数	500	500	400	249	483	395	150	50	6,197

【註】 財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会編『特別攻撃隊』(財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会、1990年101頁)から。

結果、(六)と共に採用(56)され、昭和十九年八月二十八日に名称を「震洋(57)」として正式兵器として採用(58)されることとなった。

この震洋は乗員一名の一型、乗員二名の五型の試作に成功し、生産が開始(59)された。その他にも二型、七型、八型が試作されたが、実用には至らず(60)、この二つのタイプの震洋が採用兵器として増産され、終戦までに表4-5にある数が生産された。

こうして兵器として採用された震洋の搭乗員及び整備員の教育については昭和十九年七月五日に(四)艇第一次要員五〇隻が発令され、同月十五日から第一次(四)艇要員講習が開始(61)された。これ以後、第四次まで(ただし、第三・四次は一部)の搭乗員は横須賀の海軍水雷学校で、整備員は横須賀の海軍工機学校でその教育が実施(62)された。

しかし、この横須賀での搭乗員及び整備員の教育は海軍水雷学校の立地上「船舶の航行が頻繁な東京湾では徹底した訓練ができない(63)」という問題を抱えていた。そのため、本土決戦兵器として震洋が採用され、その生産が拡大されることとなると、要員の養成は急務となったが、横須賀での大規模な要員養成の実施は難しい状況となっていた。元々、震洋採用以前から魚雷艇訓練用地は探されていたが、日本本土での決戦を軍上層部が視野に入れ、各種特攻兵器の採用などが提案され始めると、益々訓練用地の確保が急務となっていくた。

そこで選定されたのが長崎県東彼杵郡川棚町であった。何故、海軍が川棚(訓練地は大村湾)を選定したのかだが、その理由としては昭和十七年(一九四二)一月に佐世保海軍工廠分工場(翌年五月には川棚海軍工廠として独立)が存在し、魚雷の試射場を備え、航空魚雷工場として国内でも屈指の規模を備えていた(64)ことがあった。更に、

(中略)海面は広く静かで、故障艇流出の不安はなく、また針尾の瀬戸を通して佐世保軍港に隣り合っている。在泊艦に対する(突撃の)訓練も可能であり、舟艇の故障修理には川棚工廠、佐世保工廠がすぐ利用できる。さらに人里離れているので、機密漏洩の心配も少ない。

といった大村湾の特徴(65)及び周辺施設の充実もこれを後押しすることとなった。

昭和十九年八月一日、川棚臨時魚雷艇訓練所に海軍水雷学校分校が設置され、第三・四次講習員の一部と第五次講習員以降の訓練が開始⁶⁶された。更に同年十二月には川棚警備隊も設置⁶⁷され、震洋訓練の重要地としての体制が整えられていった。

これ以降、震洋の訓練は川棚で実施されるようになった。しかし、夜間高速訓練に関しては大村湾ではなく、鹿児島湾（錦江湾）江の浦（臨時魚雷艇訓練所分遣隊の設置）で実施⁶⁸され、二カ月の訓練の後、昭和十九年十月十五日には第十二～十九の震洋隊が編成⁶⁹されるなどの成果を挙げていった。

昭和二十年（一九四五）三月一日、海軍水雷学校川棚分校（臨時魚雷艇訓練所）は佐世保鎮守府隷下の川棚突撃隊として改編され、これまでの震洋隊の訓練地から編成地へと変化することとなった。ただし、震洋要員の訓練については引き続き実施され、終戦までに第一五次に至る要員講習が実施された。この講習によって育成された要員によって震洋一型を用いる六八隊、震洋五型を用いる四六隊の合計一四隊が編成⁷⁰され、各地に配備されていった。

こうした点は前述してきたように各地での日本軍の敗北、本土空襲の激化による本土決戦が現実のものとして想定範囲内となり、各種特攻兵器の提案が海軍内部でも取り沙汰されるようになること、益々戦死者数の拡大による要員補充の充実への動きに拍車がかかることとなった。

そこで海軍は新たな海軍兵学校分校として佐世保に隣接する針尾海兵団の土地に目を付け、昭和十九年九月四日、針尾分校開設準備委員長及び委員が任命⁷¹され、その準備が開始された。ただし、この針尾分校の開校に当たっては時局が切迫していたこともあり、



写真4-12 特攻殉国の碑（川棚町新谷郷）

内令第千八十一号

海軍官衙学校ノ勤務員防備ニ関シ海軍部隊ニ協力ノ件左ノ通定メラル

大東亜戦争中海軍大臣ハ其ノ定ムル所ニヨリ海軍官衙学校ノ勤務員ヲシテ防衛ニ関シ海軍部隊ニ協力セシムルコトヲ得

内令第千八十二号

昭和十九年内令第千八十一号海軍官衙学校ノ勤務員防衛ニ関シ海軍部隊ニ協力ノ件ニ関シテハ最寄ノ海軍部隊ニ協力スルモノトス

前項ノ協力ノ実施ニ付テハ所属長官ノ定ムル所ニ依ル、但シ海軍部隊他所属ノモノナルトキハ其ノ所属ノ司令長官ニ其ノ旨通報スベシ

との内令 ㉒ が針尾分校開設準備委員長及び委員の任命後の昭和十九年九月十五日に出されている。

この内令は既に開校していた岩国海軍兵学校分校を含む海軍諸学校の生徒を必要に応じて防衛戦力として組み込む、ということであり、針尾分校は当初からそれを想定した上で開校準備がなされた、ということである。その意味でこの内令発令後に開校された大原・舞鶴・針尾の分校はその性質を異にするものであることは留意すべきである。また、これによって海軍水雷学校川棚分校（臨時魚雷艇訓練所）はいつでも防衛のための震洋部隊編成を海軍兵学校針尾分校生徒によって編成できる状態（特種兵器Ⅱ特攻兵器の要員は志願制であったが、一部志願者の配置が容易になる）となったことがうかがえる。

こうして昭和二十年三月一日、海軍兵学校針尾分校は開校し、同年四月三日に海軍兵学校第七十八期（予科）生徒四〇四八名が同校に入校 ㉓ することとなった。この後、沖縄への米軍上陸などによって本土決戦の現実性が具体的に高まった五月七日には「七八真土部隊と称する七生護国報国隊 ㉔」が結成されるなど、教育と同様に本土防衛の一翼を担う具体的方策も実施されていった。

しかし、六月に入ると事態は益々悪化し、敵機による攻撃の激化、沖縄での組織的戦闘の終結（沖縄守備軍最高指揮官である第三十二軍司令官・牛島満陸軍中将及び同軍参謀長・長勇陸軍中将の自決）によって本土決戦時に米軍が有明海付近へと上陸する公算⁷⁵が海軍内部で高まってきたこともあり、針尾分校は昭和二十年七月八日、山口県防府市の海軍通信学校へと移転を開始⁷⁶した。この移転は同月十四日には完了し、翌十五日には海軍兵学校防府分校と改称⁷⁷され、針尾分校はその短い歴史を終えることとなった。

こうして前述してきた訓練体制の確立、人員体制の拡充によって編成されていった震洋隊⁷⁸はフィリピンをはじめとする南方諸島方面や沖縄を含む日本各地に配備されていった。川棚臨時魚雷艇訓練所―海軍水雷学校川棚分校―川棚突撃隊という変遷を経ていった川棚では最終的には、表4-6のように五隊⁷⁹を有し、本土防衛の一角を担っていた。

また、川棚突撃隊では震洋と共に特攻部隊である「伏龍」部隊の訓練も実施されていた。この伏龍とは昭和二十年三月十一日に横須賀防備戦隊司令官・石川茂海軍中将による横須賀防備戦隊命令（軍極秘第十四号）に基づいて研究などの具体案の提出が命令⁸⁰されたことに端を発している。その後、同月三月十七日の横須賀海軍工作学校において同校で開発した簡易潜水器を使用した実験開始、四月末の成果概要の提出⁸¹により、早くも五月二十六日には正式兵器として採用⁸²されるに至った。

これらの結果、海軍対潜学校・横須賀海軍工作学校・情島（呉鎮守府）・川棚

表4-6 川棚で編成され、川棚突撃隊の所屬下にあった震洋隊一覧

震洋隊部隊名	編成日	部隊配置場所	総員	備考
第六十二震洋隊 山田部隊	昭和20年(1945) 6月25日	長崎県五島列島中通島鯛ノ浦 (現・新上五島町)	180名	震洋一型隊
第六十五震洋隊 岩切部隊	昭和20年(1945) 7月25日	長崎県京泊基地(現・雲仙市)	175名	震洋一型隊
第一百震洋隊 納谷部隊	昭和20年(1945) 2月25日	熊本県茂甲基地(現・天草市)	188名	震洋五型隊
第四百十三震洋隊 大内田部隊	昭和20年(1945) 6月25日	熊本県牛深基地(現・天草市)	171名	震洋五型隊
第四百四十四震洋隊 近松部隊	昭和20年(1945) 7月25日	熊本県富岡基地(現・天草市)	175名	震洋五型隊

【註】 奥本 剛『陸海軍水上特攻部隊全史 マルレと震洋、開発と戦いの記録』潮書房光人社、2013年 122～151頁から作成。

(佐世保鎮守府)・久里浜(横須賀鎮守府)などで訓練が実施(83)されることとなった。更に同年七月十八日に海軍軍令部から發出された「伏龍隊急速整備展開要領(機密第五二五号)」によれば、伏龍隊とは「主トシテ敵上陸用船艇ヲ水際ニ奇襲之ヲ撃滅スルノ目的ヲ以テ本兵力ヲ急速整備、予想来攻正面ニ展開ス(84)」との目的から編成される部隊であり、編成計画として各鎮守府でその兵力を整備・展開することが求められた。佐世保鎮守府では、

八月十日～九月九日 一ヶ大隊

九月一日～九月三十日 一ヶ大隊

※編成後は川棚突撃隊に編成。

との目標が示された(85)。この伏龍とは、

(中略)簡易潜水器を身につけ、約5米の竹竿の先につけた五式撃雷(通称棒機雷)を持った隊員が、海底5～7米に潜み、頭上を通過する敵の上陸用船艇の船底を目がけて体当たり攻撃をかけるというものである。

というもの(86)であり、いわば「人間機雷」ともいべきものであった。最早、兵器というよりも、人命自体を爆弾(87)とするものであったことが理解できる。

この伏龍部隊は「敵の攻略部隊の入泊が予想される海面付近(88)」が選定される予定であったが、正式に実戦配備される状態には至らず、一部では配備予定地に基地建設も実施されたが、多くは完成せず、終戦を迎えることとなった。ただ、震洋だけに留まらず、大村湾では伏龍の訓練も実施されていた歴史的事実が存在したことは考えねばならない。

このように川棚を機軸として、大村湾では震洋・伏龍といった水上(水中)特攻隊の訓練及び編成が取られ、編成を終えた震洋隊は前述したとおり島原半島などを中心に配備されたが、それはあくまで川棚突撃隊所属の震洋隊であり、佐世保鎮守府所属の震洋隊は鹿児島を中心とした南九州地域に多数配備されている。仮に本土決戦がより具体化(南九州への米軍上陸が実現)すれば、訓練を終えた震洋隊が西日本、九州に更に配備されたことは想像に難くない。

以上、海軍航空隊及び航空廠、陸軍連隊を抱えていた大村近辺での戦争に関連した数多くの事案と同様に、特攻と

いう太平洋戦争中に実施された悲劇に深く関わる地が存在していたことは大村の歴史として記憶すべき事案であると考えられる。

◆ 原子爆弾と大村

昭和二十年（一九四五）八月九日、長崎市に人類史上二度目の原子爆弾が投下された。この原爆投下については投下した側であるアメリカと投下された側の日本との間で様々な議論を呼び起こし、日本国内においても被害者への配慮などもあり、デリケートな問題となっている。

とりわけ原子爆弾という人類初の核兵器攻撃に対する被害、その体験談などを掲載した数多くの研究書・書籍が発行され、諸学校でもその教育が実施され、その悲惨さも相まって原子爆弾に対する理解は国民の間で共有化され、戦争批判の最大の要因として語られることも多い。

ただ、これら被害状況などの理解に比べ、何故原爆が開発されたのか、何故長崎に投下されたのかといった部分については意外に知られていない部分が多い。そこでまずはこれらの問題について触れることで原爆の本質の一端を示したい。その上で大村との関係を示すことで大村と原爆との関連性について迫りたい。

まず原爆が何故、製造されるに至ったか、という点であるが、アメリカが原爆製造を決意した、とされている理由の一つとしてアインシュタイン書簡の存在がある。この書簡は一九三九年八月二日付でローズヴェルト米大統領に対して出されたもので、

（中略）私は（中略）ウラン元素に近い将来に新しい重要なエネルギー源に転換することが可能であろうと期待するようになりました。このため生じた状況のいくつかの面を考慮すると、警戒を払うことが必要な模様であり、またもし必要とあれば、政府が迅速な対応を講ずべきだとも思われます。したがって、私は次の事実と勧告に閣下の関心を引くことを自分の義務と信ずるものであります。

この四カ月間のあいだに、フランスのジョリオ・キュリーならびにアメリカのフェルミとシラルトの仕事を通して、大量のウランの中に核分裂連鎖反応を起こし、それにより巨大な力と新しいウランに似た大量の元素を放出することが可能となるかもしれない―そうした見込みが生じてきました。これを近い将来に実現できることは、今やほぼ確実であると思われる。

この新しい現象はさらに爆弾の製造にも適用されるでありましょう。そして―確実性はずっと低くなるが―このやり方によって新型のきわめて強力な爆弾をつくり出せることが考えられます。この型の爆弾を船で運んで港内で爆発させるならば、一発で港全体ならびに周囲の地域を破壊できる公算がひじょうに大きいのであります。

(中略)

ドイツは同国が接収したチェコスロバキアの鉱山からのウラン売却をじっさいに停止させたと聞き及んでいます。ドイツがこのようなすばやい措置をとった理由は、いまウランに関するアメリカの仕事の若干が反復されているベルリンのカイザー・ウィルヘルム研究所に、ドイツの外務次官フォン・ワイゼッカーの息子(C・F・ワイゼッカー博士)が配置されていることから、おそらく理解できると思われます。

この内容⁸⁹が書かれている。しかし実際にはこの書簡はインシュタインが直接ローズヴェルト大統領に対して書いたものではなく「ハンガリーからアメリカに亡命したユダヤ人の物理学者レオ・シラード⁹⁰」が書いたものであり、それがシラードから実業家のアレキサンダー・ザックスの手を経て「シラードの書いた書簡にインシュタインが署名⁹¹」した上でザックスがローズヴェルト大統領に届けたのが真実であった。

とは言え、アメリカがナチス・ドイツによる原爆開発情報入手し、それに対抗するためにアメリカでの原爆開発が開始されることとなった、というのがアメリカによる原爆開発の端緒と考えることができる。しかし、これに対してナチス・ドイツにおける原爆開発の中心人物であったヴェルナー・ハイゼンベルク博士の、

(中略)原爆の製造は可能だが、相当な時間が必要で、完成は戦後のことになるだろうと、正直に話すことがで

きました。とにかく、当時のドイツがかかえる最も優秀な科学者を総動員し、産業資源の大半を自由に注ぎこむことができて初めて開発が可能になると伝えたのです。そのころ、モスクワに迫る勢いだったドイツ国防軍が初めて敗北を喫し、ヒトラーは九ヶ月以内に成果をあげることができなければ、金のかかる計画はすべて中止せよとの命令を出していました。われわれはそのことを知っていましたし、きっと命令通りになるだろうと思っていました。(中略)ドイツで原爆が製造されなかったことは、われわれが努力した結果というよりも、めぐりあわせでそうなったのだと考えています

との発言⁹²から考察すれば、ドイツは早期に原爆開発から事実上撤退していたことが理解できる。その上でロスチャイルドなどの財閥(銀行を含む)やベルギー・イギリスの王室などが加担して「原爆カルテル⁹³」というべきものが結成され、それが本来は一九四三年中盤には終結すべきであった第二次世界大戦を引き伸ばし、継続中の戦争の中で原爆を使用した「国際的陰謀⁹⁴」であるとの意見も存在する。

ただし、これらはアメリカ側から見た第二次世界大戦の結果から導き出された推論の一つというべきであり、太平洋戦争開戦後の日本の快進撃による対日イメージの変化を考慮に入れていない点、それを覆すためにガダルカナル島攻防戦が利用されたことなどから考えれば、こうした意見は歴史解釈の一つとしては着目すべきものではあるが、それで全てが解決するものではない。そのため、これら諸意見を複合的に解釈する必要があると考えられる。

こうした意見が交錯しているため、原爆開発については昭和十七年(一九四二)十月から具体的に実施されるようになった「マンハッタン計画」によって原爆製造は開始された、と考えられがちであるが、既に前述のアインシュタイン書簡によって本格的ではないにせよ、原爆開発は緩やかに進められ、この「マンハッタン計画」によって本格化した、と考えられる。

この「マンハッタン計画」の進展に伴い、昭和十八年(一九四三)十一月二十二〜二十六日に実施されたカイロ会談、それに基づいて同年十二月一日に発表されたカイロ宣言、昭和二十年二月四〜十一日に実施されたヤルタ会談、同会

談に基づいて締結されたヤルタ協定、同年七月十七日（八月二日）に実施されたポツダム会談、同会談実施中の七月二十六日に発表されたポツダム宣言という国際的な流れの中でソ連の対日参戦が確定し、その実施時期までが明確なものになると、日本の早期の無条件降伏を促すという目的とともに、既に大戦後を見据えていたアメリカ政府及び軍上層部はソ連の圧力による日本降伏では戦後日本の経営においてアメリカの影響力の低下（ソ連の影響力拡大）が懸念され、あくまでソ連参戦は日本降伏の付随要因の一つ（満州や中国北部に展開する一〇〇万人近い日本軍の抑え）とし、アメリカの力によって日本が降伏したという形とするために原爆投下によって日本側に圧力をかけることを密かに計画していった。勿論、多大な予算を用いた原爆開発の成果及び兵器としての価値を見出すためのデータ取得の意味もあつたことは想像に難くない。

こうしたアメリカ政府及び軍上層部の動きに対し、軍内の一部（アイゼンハワー陸軍元帥など）や共和党（当時の米政府は民主党政権）などからは原爆投下を実施しなくとも、日本では既に和平工作を模索するグループも存在し、アメリカ軍が日本本土に接近しつつある現状から判断しても通常の日本本土に対する空襲の継続によって日本降伏は達成できる、との主張を展開⁹⁵した。

このような点から考えても原爆は製作時にも投下時にも賛否が分かれていた存在であつたことが理解できる。

次に何故、この原爆が長崎に投下されることとなつたのか、という点について触れたい。これまで一般的には二発目の原爆投下については小倉が第一目標であつたが、小倉は雲に覆われていたために第二目標の長崎に投下された、と簡単に説明がなされていたが、近年の新史料（証言）の発見、研究の進展などでそうした点について新たな意見が醸成されつつある。



写真4-13 原子爆弾レプリカ
(長崎原爆資料館所蔵)

その一つとして長崎への原爆投下はアメリカが当初意図した計画的な投下ではなかった、というものがある。

これは広島、長崎両都市への原爆投下に関与したチャールズ・スウィーニー陸軍少佐の証言に基づいたものである。スウィーニーによれば広島の場合とは異なり、長崎への原爆投下はトラブル続きの末に偶発的に投下されたものであったことを示唆している。

まず、広島と長崎に投下された原爆の種類が異なっていたこと(ウラニウム爆弾Ⅱリトルボーイとプルトニウム爆弾Ⅲファットマン)は知られているが、その性質については日本では余り知られていない。スウィーニーによれば、広島に投下された広島型は「砲身型で、爆弾の構造は比較的簡単なもの 96」であったのに比べ、長崎型は「内部の構造が広島型よりも複雑で、爆発の威力も強力 97」であったこと、その結果、長崎型は「広島型よりも五百キロも重 98」だったため、それを運搬するB 29の燃費の悪さに繋がったことを指摘している。

スウィーニーによれば長崎への原爆投下前日のブリーフィングにおいて長崎への原爆投下に「編隊は三機 99」参加することが決定し、一機は爆撃機、一機は爆発威力の計測機器を積み、一機は原爆爆発時の撮影を行うための機器を積んだ機とされることとなったが、アクシデントに見舞われた三番機の遅延 100 により、残燃料に不安が生じたため、合流を待たずに小倉に向かうことを決定したが、小倉に向かうと「目標の工場群は煙と霧に包まれ 101」ていたと証言している。スウィーニーは三度に亘って爆撃態勢を整えたが、噴煙と対空砲火、迎撃機の接近によって小倉投下は断念せざるを得なくなり 102、この時点で「硫黄島までしか戻れない 103」量まで燃料が低下していたことも証言している。この噴煙について、今まで一般的には小倉上空を雲が覆っていたために原爆投下が中止されたと思われる、スウィーニーは「前の日の夜、八幡製鉄所に対する爆撃によって火災が発生し、炎は勢いを失わないまま燃えていた 104」と証言するとともにスウィーニー機の爆撃手であったハーミット・ビーハンが「見えません！ 見えません！ 煙で目標が隠れています 105」と突然声を挙げたことも回顧している。

この噴煙について最近、一つの新聞記事が毎日新聞西部朝刊に掲載された。そこには、

長崎に原爆が投下された1945年8月9日、米軍爆撃機B29の来襲に備え、福岡県八幡市（現北九州市）の八幡製鉄所で「コールタールを燃やして煙幕を張った」と、製鉄所の元従業員が毎日新聞に証言した。米軍は当初、旧日本軍の兵器工場があった近くの小倉市（同）を原爆投下の第1目標としていたが、視界不良で第2目標の長崎に変更した。視界不良の原因は前日の空襲の煙とする説が有力だが、専門家は「煙幕も一因になった可能性がある」と指摘した。戦後70年近く歴史に埋もれていた、原爆を巡る新たな証言として注目を集めそうだ。

※新聞記事には個人名も記載されていたが省略するため、こちらで重要部分のみ抜粋（一部前後を入れ替え）した。

- ・ 敵機襲来の警報と同時に上司に命じられて煙幕装置に点火。大量の黒煙が上がったのを確認すると、地下壕に避難した。B29が去った後、事務所に戻ると「長崎が新型爆弾で攻撃された模様」という放送があったという。
- ・ 工場の従業員たちは8月6日に広島市が「新型爆弾」で壊滅したことを、広島経由で八幡に戻った同僚を通して7日ごろには聞いていた。周辺には八幡製鉄所のほかに小倉の兵器工場などもあり、「次はこっちだと考えていた」と言う。

- ・ 北門付近（八幡製鉄所の発電施設）から構内の線路沿いにドラム缶を利用した煙幕装置が並んでいるのを目撃した。「日には覚えていないが、煙を見た記憶もある」と振り返る。

- ・ 「ドラム缶が置かれ、（燃やすための）コールタールなどが入っていた」（中略）直接火を付けたことはないが、周りから「敵機接近を知らせる警報が鳴ると火を付けて煙幕を張る」と聞かされていたという。

との証言¹⁰⁷も掲載されている。

こうした証言を裏付けるように、前述の新聞記事の中でもその存在が指摘されていた防衛省防衛研究所蔵史料の中の八幡製鉄所の防空演習実施要領関係文書には、八幡製鉄所の防空演習で「煙幕ヲ展張シ遮蔽ヲ行ハントス¹⁰⁸」る旨の一文がある史料を見ることができると言える。

この結果、スウィーニーは前日の八幡に対する空襲による煙が小倉を覆っていたと判断し、燃料の少なさも相まって冷静かつ的確な判断を下せない状態の中、小倉投下を断念することとなった。

度重なる誤算、ミスの連続は原爆投下作戦を担当するスウィーニーを益々追い込む¹⁰⁹一方「長崎上空には来たものの、爆撃航程を1回試みれば、沖繩に緊急着陸するしかない¹¹⁰」状態にまで陥っていた。これは「本来なら、日本の基地の上空を避けて海上へと迂回して長崎に侵入しようにも、そういう余裕すらなかった¹¹¹」ために「正規のコースより悪い条件のコースに機を乗せ¹¹²」て長崎に到着した理由からであった。

こうして万全ではない状態でスウィーニー機は長崎に到着した。一般的には原爆投下当日の長崎の天候については雲一つない快晴だったと思われるが、スウィーニーの回顧によれば、

私は目を疑った。長崎は高度一八〇〇メートルから二四〇〇メートルのあいだが八〇から九〇パーセントの積雲で覆われていた。目視による投下は不可能のようだった。北西から近づいていた我々は、あと数分で攻撃始点に到着するところだった。

といった様子¹¹³であった。この後の原爆投下に関しても戦後、多くの証言(どのようなコースで長崎に侵入したか、爆撃航程を何度試みたか)などが存在¹¹⁴するが、戦後に採録されたものが多く、一貫しない部分もあるため、ここでは割愛する。

スウィーニーは目視による爆撃からレーダーによる爆撃を試みる¹¹⁵など、何とかして原爆を投下することを模索したが、肝心の長崎の天候が雲に覆われたままでは目視による爆撃という軍の決定に反することになる。苦悩するスウィーニーがレーダーでの確認を続けながら攻撃態勢に入ろうとした時「偶然にもできた雲の切れ間¹¹⁶」が目に入った。爆撃手のビーハンも「中心部から北に三キロほどのところにできた雲の切れ間¹¹⁷」を目視し、これを「ぼっかりと大きな穴があったようだ¹¹⁸」と回想したように、唯一の機会が訪れた。その場所こそ「三菱重工長崎兵器製作所と三菱製鋼所の二つの工場の間地点¹¹⁹」であった。

こうして長崎への原爆投下作戦は実行された。プルトニウム型原子爆弾「ファットマン」の投下である。この時、スウィーニーによれば投下時刻は「日本時間十一時一分120」と証言している。原子爆弾は「四十三秒で爆発する仕組みになっているので、私たちが原爆の爆発時刻として知っている十一時二分と符号(120)」する。

以上の経緯から考えれば、広島への原爆投下とは異なり、長崎への原爆投下は（投下する）米軍にとって不測の事態が連続して発生するなど、予定どおりとは言いがたい状況での投下であった。こうした事情から広島と長崎で原爆投下時刻に違いがあることが理解できる。

かくして人類に投下された二発目の原子爆弾は長崎市を灰燼に帰させるとともに、広島市同様に多大な損害を与え、数多くの犠牲者を出させた。その被害状況について長崎県は、

死者 七三八八四人

重軽傷者 七四九〇九人

罹災人員 一二〇八二〇人（半径四km以内の全焼、全壊の世帯員数）

罹災戸数 一八四〇九戸（半径四km以内の全戸数、市内総戸数の約三六％）

全焼 一一五七四戸（半径四km以内、市内の約三分の一に当たる）

全壊 一三二六戸（半径一km以内を全壊とみなしたもの）

半壊 五五〇九戸（半径四km以内を半壊とみなしたもの）

・原爆直前の人口は、推計二万人前後（長崎市）

※昭和二十五年（一九五〇）七月発表の数字



写真4-14 爆心地航空写真

（長崎原爆資料館所蔵）

との報告(12)を行い、広島市と同様に長崎市でもその被害が甚大であったことを示している。

原子爆弾が投下され、前述のように長崎市が壊滅的打撃を被ったのと同時に、これら原爆被害者に対する救援・援護活動も各所で開始された。その第一が臨時救援列車の運行であった。

この臨時運行列車の運行は原爆投下当日に四本が運行され、被爆者の救助などに充てられた。この第一陣の臨時運行列車は奇跡的な巡り合せから運行を実施されたものであった。すなわち、

(中略)長崎本線の早岐・鳥栖駅始発「下り三一一列車」(一説に「下り八〇七列車」)七輛編成は、諫早駅で大村線の早岐発六輛編成客車を連結して一三輛編成の列車となり、二台重連の機関車牽引となった。そして、多くの買出しの人びとを乗せて、長崎駅へ午前一一時一〇に到着する予定であった。しかし、運行の途中で敵機の襲撃を受けて退避行動をとった。このため長崎線長与駅に、定刻より一五分遅れで入線した。

との状況(13)であったものが、

(中略)長崎本線は単線であるため、長与駅の「下り三一一列車」は、道ノ尾駅方向(長与駅より長崎市街に近い位置)からの、「上り三三九列車」(その後には被ばく当日の最終救援列車に切り替え)の到着を待った。この行き合いのため、五分ほどの予定で停車していた。

との事情(14)を経て原爆の直撃被害を回避することができていたこと(時刻表の予定どおりであれば爆心地の直下付近を通過予定)に端を発するものであった。

しかし全くの無傷という訳ではなく原爆投下の衝撃で上り列車に「窓ガラスが割れて、その破片で負傷者が出(15)」などの被害が出たため、直ちに「乗客は、誘導され、駅舎の裏山に避難(16)」させるとともに、駅長・乗務員による現状確認・打ち合わせが行われた。この結果「長崎市街が全滅に近い状況であったとしても、行けるところまで、可能な限り、終着駅長崎駅への接近を試みる(17)」ことが決定し、下り三一一列車は一時間二〇分程度の停車を経て道ノ尾駅に十二時半頃に到着(18)した。

道ノ尾駅へと到着後、現場職員による再度の協議が実施され、下り三一一列車は「負傷者を周辺地域の医療機関などに搬送する救援列車へと切り替え⁽¹²⁹⁾」ることが決定されたが、この決定は「運行本部の直接の許可を得ることなく、長崎管理部の職員と現業職員たちによる咄嗟の、その場の判断⁽¹³⁰⁾」によるものであった。

この決定に基づき、道ノ尾駅で乗員は全員下車となり「列車の進行が可能であるギリギリの地点にまで、最徐行による運転によって到達し、その限界地点に一時停車し、負傷者を収容する救援活動⁽¹³¹⁾」を実施することとなった。モーターカー乗員の一部が先遣隊のように「鉄路上の電線などの散乱物を片付け、燻っている枕木に水をかけて消火し、周囲の状況を見極め、慎重に鉄路の保安確認など⁽¹³²⁾」を行った。その後、下り三一一列車は「歩くような速度で、停車を幾度も繰り返しながらゆっくり⁽¹³³⁾」と進んだ。

しかし、当初の予定であった「長崎電気鉄道(路面電車)の終点大橋駅⁽¹³⁴⁾」までは進めず、長崎市郊外の六地藏(現在の赤迫電停付近から道ノ尾駅寄りの地点、爆心地から二・八キロメートル)周辺、道ノ尾駅と照圓寺の中間地点⁽¹³⁵⁾で停車し「被災者七百名ほどを車内に収容して(一説に客車八輛に六五〇名ほどとも)、午後二時頃に、道ノ尾駅へと引き返⁽¹³⁶⁾」すこととなった。列車は道ノ尾駅到着後、更に駅周辺の被災者などを収容し、諫早駅⁽¹³⁷⁾へと向かった。

その後、各駅停車で向かった下り三一一列車は諫早駅に午後五時(一説に午後四時)頃到着して被災者の一部は諫早国民学校講堂に収容された。更に大村を経て夜八時頃に川棚へと到着して被災者は各所に収容⁽¹³⁸⁾された。これを契機として、

第二救援列車 下り八〇七列車 爆心地近くの浦上地区に近い照円寺下まで進行。(午後四時頃)

第三救援列車 下り三一一七列車 被爆地近くまで進行。(午後六時頃)

第四救援列車 下り三二九列車 被爆地近くまで進行。(午後十時頃)

※この救援列車によって被災者約二五〇〇名(一説には三五〇〇名)の被災者を救出し、諫早・大村・川棚・佐世保などの軍施設所在地駅に搬送。

第四次まで救援列車(139)が運行された。この救援列車の運行などによって原爆投下当日に大村市内及び関係施設に、

大村海軍病院 七五八人

大村回生病院 一〇〇人余り

松原国民学校 八〇数人(ただし十日には大村海軍病院に七〇

人余りが移送)

第二十一海軍航空廠共済病院諫早分院(当日〜八月末までに約

二〇人程度を治療)

右のように収容(140)された。

では次に被災者多数を収容した大村海軍病院とは何か、大村海軍病院での収容・治療状況について見てみることにする。これを見る上で重要な証言として大村海軍病院長の泰山弘道海軍軍医少将の証言がある。以降は泰山病院長の証言を基にこれらの問題について述べていくこととする。

まず大村海軍病院とはどのような施設であったのかについてだが、これについて泰山病院長は、

(中略)大村海軍病院は、太平洋戦争に備うる軍備拡張の一環として病院施設をも拡大することとなり、時の佐世保鎮守府軍医長若生良穂軍医少将(のち中将)の指揮を受けて、私と同級の中村通孝軍医大佐(のち少将)が建設委員長となり、この敷地を物色し、昭和十六年十一月十六日起工し、昭和十七年十月一日開院して患者を収容しながら建築工事を続け、昭和十九年三月に私が院長となった時は十分の七くらいの工事が進んでいて、同年十一月末に完成の予定であったが、その当時すでに資材の入手困難となり、十月から空襲が頻りとなり漸く昭和二十年六月十二日の私の誕生日に完成したが、さらに看護婦寄宿舎二棟の増築に着手したばかりの時に終戦となった。



写真4-15 泰山病院長 (個人蔵)

と証言⑭した上で、施設の概要についても、

敷地面積 二二万二〇〇〇平方メートル(約七万坪)

建物総面積 三万二二六八平方メートル(約一万坪)

病舎十七棟、付属建築四六棟(全部木造瓦葺洋式建築)、水洗便所その他近代施設を有する

患者収容力 一七〇〇名

病院勤務者(昭和十九年十一月当時)

士官一二名、特務士官・准士官七名、下士官二四名、

衛兵九五名、雇員七〇名、傭人一九名、日本赤十

字社派遣看護婦一五一名(合計四八〇名)

と証言⑭している。この証言から考察すると、上久原郷に造られた大村海軍病院は西日本でも屈指の規模の病院であり、陸海軍施設が集中していた大村だからこそ建設されたことも容易に想像できる。

この泰山病院長は原爆投下を大村海軍病院で体験し、その様子も回顧している。少し長いが、大村海軍病院の様子を含めた部分もあるため、ここで紹介する。

かくて鎮守府から来た書類や本院から提出する書類を閲覧して指定の処に捺印しては金網籠に納めていたが、その書類の中に敵は広島爆撃に際し特殊の

大村海軍病院防火区破図



図4-3 大村海軍病院図

(泰山弘道「長崎原爆の記録」 あゆみ出版、1984年 26、7頁から)

新爆弾を用いた、その威力大なるものがある、今後もこの種兵器を使用するかも知れないから警戒せよとあった。私はこの特殊爆弾が原子爆弾であると想像しながら書類を読み続けていると、午前十一時を柱時計が告げて間もない時刻に、左側の摺硝子窓がピカッと光ったと思う瞬間に、院長室から玄関に下る階段の窓ガラスが破れてカランカランと音を立てた。私は原子爆弾だと直感して、いきなり「空襲、総員退避」と怒鳴るように命令を下した。

玄関にたむろしていた当直の衛生兵がマイクروفオンに向かって叫ぶあり、メガフォンをもって病院内外の通路に走りながら叫ぶありという命令傳達により、いちはやく患者の退避は行われた。

私は院長室を出て階段を下り、庭に出て空を見たところ、長崎方面の上空に大きな茸の形をした白雲が浮び、漸次この雲は広がりながら移動して、雲の真中に紅蓮の焰が燃えていてこちらへ近づいて来る。部下の者が落下傘が三つ見えますと双眼鏡を覗きながら云った。あの雲がこっちへ来ると如何になるのかと怪しんでいるうちに消え去ってしまった。

原爆投下を間近に目視(13)した泰山病院長は情報収集に当たったが、その行為は困難を極め、午後三時頃によく大村警察署から長崎市の状況を簡単に伝える第一報(14)がもたらされたことで「陣内軍医中尉を隊長とし衛生兵、



写真4-16 大村海軍病院から見た原爆きのご雲

(長崎原爆資料館所蔵)

日赤看護婦をもって編成する救護隊を派遣⁽¹⁴⁾することを決定した。この救護隊は、

八月九日 三五人 ※午後五、六時頃現地到着、御舟川の橋の上に救護所を設ける一方、付近壕内の負傷者の

治療にあたる。

八月十日 三五人

八月十一日 三五人 ※九、十日出動の救護隊と交替

八月十二日 三八人 ※十一日の救護隊と交替

八月十三日 二八人 ※十二日の救護隊と交替、以後各地で医療救護にあたる。

という形⁽¹⁴⁾で救護に当たっている。ちなみに大村陸軍病院も救護隊を組織し、

八月十一日～十二日 三〇人 ※十一日に汽車で道ノ尾駅に下車後、長崎要塞司令部指揮下で現地救護を実施。

という救護活動⁽¹⁴⁾を実施している。

救護隊の準備が整い、大村海軍病院を出発後の午後五時頃、山口尚章大村市長から泰山病院長に電話が掛かっている。この電話内容について泰山病院長は、

長崎に於ける死傷者は無数であつて、とりあえず鉄道沿線の病院に收容することになりましたから、大村海軍病院では千名くらいの負傷者を收容することを御願いします。ただいまから大村市は総力を挙げて長崎救援の準備に取りかかりました。負傷者は浦上から別仕立の汽車にて大村駅へ輸送し、大村駅からは消防自動車を総動員して病院までの傷者運搬を行います。なお国防婦人会を総動員して炊出しの準備中でありますから、負傷者に対する食事は大村市がお世話いたします。

というものであつたと証言⁽¹⁴⁾している。

これ以降、大村海軍病院では負傷者受入れの準備が開始されることになるが、山口大村市長の(泰山病院長への)電話の中にある大村市による「救援準備」と「炊出し準備」とは何かという点について触れることとする。何故ならば、

前述したように大村市長から泰山病院長に負傷者受入れの電話があった午後五時には既に救援列車第一陣が諫早駅に到着した時刻であり、大村到着予定と近接している。つまりは大量の負傷者受入れの要請にしては余りにも時間が接近しすぎている。勿論、電話不通の状態から回復するのに時間を要したこともその原因の一つであるが、負傷者の受入れ要請と同時に炊出しの準備が完了していたことをうかがわせる大村市長の電話内容からすれば、大村市ではこれらに先んじて被害状況や負傷者輸送などの情報を入手し、その情報に基づいて各種の手配が取られていたのではないかと考えられる。

次に、大村市に対する長崎県警などによる長崎市への炊出しなどの緊急救援要請は長崎市が保管していた非常食用糧保管場所付近に原子爆弾が投下されたためにこれらが全滅したことが事の始まりであった。これを受け「防空壕内に五千人乃至一万人位は居るであろうことが調査の結果判明⁽¹⁴⁹⁾」し、県警本部の福田課僚警部は「止むを得ず諫早・大村署に依頼して両市内の婦人会員を動員して炊出⁽¹⁵⁰⁾」を行うことが決定され、直ちに諫早・大村の両警察署への依頼が実行されたと記している。

長崎県警からの依頼を受けた高田常光大村警察署長は直ちに山口市長と協議を行い、対策を練った。このことについては高田署長の証言及び当時の大村市経済課長の談話が残っているため、両者の証言を紹介する。

高田常光大村警察署長の証言⁽¹⁵¹⁾

県警察部とは連絡途絶音信不通であった。打つ手もなく署員一同待機中、夕方五時近くになって、やっと、警察部の伝令が飛んで来た。長崎市全滅、飯を炊いて至急輸送せよ、との命令であった。その時、丁度大村は警戒警報発令中であつたから、一度に多量の飯を数ヶ所で炊く事は火の気が見えて危険であり、またそんな大釜もない。そこで私は、各戸に米二升宛を一応立替えて、これをにぎり飯にして隣組長宅へ持ち寄ってくれと命令した。……当時輸送機関は警察の掌中にあり、本部には輸送課長が居て、輸送には何の苦もなかつた。(以下略)

当時の大村市経済課長の談話 152

同日（九日）午後五時ごろ、大村警察署長を通じて、被爆者数千人に支給する食糧救援の要請があった。私は、山口市長、警察署長と協議の上、市内中央部民家数百戸に一戸当り一升五合あての炊出を要請した。これを警察署前に集め、午後十時、日通のトラックに搭載し、第一陣として出発した。途中警戒、空襲警報のため時間を要し、午前零時近く立山の防空本部に到着し指示を待った。……午前七時ごろ同本部で、長崎警察署長の指揮を受けるようにいわれ、同署に行くと、井樋口の現地救護本部に運ぶよう命を受けて、五島町・長崎駅前・御船町を通り現地本部に到着した。係員に食糧を引き渡し、大村に向け同地を出発したのは十時ごろであった。

この長崎市への食糧救援要請はその後、諫早・大村に限らずその他の市・村にも出されたが、その要請食数に関して「大村一五〇〇〇食¹⁵³」という数字は突出した数字であったことは付記しておく。この食糧救援は八月十八日まで実施され、朝昼夕の三食合計で「六五〇二五〇食¹⁵⁴」が被災者に供されたが、

十二日 警防団より申出（罹災者への配給が上手く行っていないため、運搬を中止してもらいたい旨）

十三日 長崎県警、防空本部に運搬中止を抗議（人手及び配給配達の手が足りないため、運搬を中止して必要に応じて送る方針に変更）

十八日 炊出しの中止（再開を求める声もなかった）

という右の過程¹⁵⁵を経て、炊出し及び配給は中止されることとなった。

前述してきたように救援列車の運行、大村海軍病院の救護隊派遣、大村市・大村警察署による食糧救援手配と急激に事態が動き出した。しかし、大村市長が電話で泰山病院長に依頼した「千人の負傷者受入れ」について、大村海軍病院が航空廠や航空隊に近接していたこと、時局の逼迫した状況などから考えた場合、一〇〇〇人も原爆負傷者の受入れが可能であったのか、という疑問が生じるが、泰山病院長はその手記の中で、

昭和二十年五月、沖繩に於けるアメリカ軍基地が整備せられ、いよいよ九州沿岸は上陸軍を邀撃せねばならぬので、戦闘の際発生すべき戦傷者收容に備え、大村海軍病院收容中の患者をなるべく多数、帰郷休養せしめ、病舎に收容余力を充分ならしむよう佐世保鎮守府から命令が下った。

そこで私は当時入院中の千六百名の患者から、帰郷療養希望者を募ったところ、ほとんど十中八九がこれを希望したので、治療上絶対に在院を必要とする者を除き、自力にて旅行し得る者を毎日、四、五十名宛退院せしめた。

と証言¹⁹⁶し、大村海軍病院では原爆投下当日には十二分の收容能力があったことを証言している。

これに加え、大規模な原爆による負傷者を收容予定の大村海軍病院にとって治療態勢を整える上で有効となつたのが、

かくの如く入院患者の大半が退院したのに対し、一方、佐世保海軍病院が焼け、これに附属した普通科衛生術練習所の衛生兵の教育を、大村病院が引受けることになった。七月二十五日には二百六十名の衛生兵が大村病院に入庁して来た。さらに日本赤十字社救護班は増員せられて、二百二十六名となり、加うるに三十七名の見習軍医官をも本院で教育することとなった。

かかる次第で、昭和二十年八月九日に於ける大村海軍病院は、入院患者わずかに二百名なるに対し、勤務する人員総数八百六十四名に及び、如何に多数の傷病者が一時に押しよせても、これが收容診療に応じ得る態勢にあった。

との状態¹⁹⁷にあったことであつた。

泰山病院長は直ちに負傷者千名の受入れ準備を命令した。その準備とは、

(中略)病室の病床には洗濯をした敷布が展げられた。手術室に於ては手術器械が消毒せられた。病舎の治療室に於ては繃帯が堆く積まれ、救急注射の準備が整えられた。炊飯所に於ては、先ず数百名に対する粥食の炊出し

が開始せられた。

というものが¹⁵⁸であった。

その後、消防自動車やトラックを利用し、次々と大村海軍病院に負傷者が搬送された。泰山病院長は患者の氏名・住所・年齢・負傷状況の訊問及び記録といった記帳行為を停止させ、直ちに病舎への収容を命じた¹⁵⁹。この際の大村市などの協力について泰山病院長は、

この時の混雑や惨憺たる光景は、地獄か修羅場の絵巻物そのものであった。大村市の消防隊員、警防団員は総力を挙げて大村駅から病院までの患者輸送に尽したので、午後十一時頃には全部の傷者収容を終った。この時、大村市の国防婦人会員がトラックに山のようにお握りを作って持ち込み、負傷者に渡してくれとのことであったが、病院は軍部のこととて食糧は余裕があり、すでに粥食の配給も行っているから、早くこれを民間におられる罹災者に届けてくださいと云ってお返しした。

と証言¹⁶⁰している。

原爆投下当日に救援列車などで大村海軍病院に搬送された負傷者の治療については負傷者個々で状態が異なり、それを全て記すことは困難であるために省略するが、その全般的な様子については昭和二十年（一九四五）九月一日に報告された調査概要及び同年九月十日に報告された大村海軍病院勤務の塩月正雄による報告書が存在する。そこでその調査概要及び報告書（の一部）を記すことで、負傷者の様子を紹介することとしたい。

大村海軍病院に収容せる原子爆弾遭難患者の調査概要（昭和二十年九月一日現在）¹⁶¹

一、収容患者総数七五八名

うち九七％は直接原子爆弾に依る受傷者にして、三％は火災その他に依る間接の受傷者なり。

二、死亡者総数一五五名

三、特異症状（脱毛、血便、嘔吐、皮膚および粘膜の溢血、高熱等）を呈し死亡せる患者数一五三名

四、一般患者の病状

前記特異症状を呈せる患者を除く収容患者の大部分は、熱波に依る熱傷ならびに爆風に依る爆傷にして、原子爆弾に依る熱傷は普通の熱傷または火傷と異り、対表面の三分の一以上の広汎なる熱傷にも拘わらず、長時日生命を保持しなおかつ治癒傾向大にして予後佳良なるは注目に値する事実なり。

五、特異患者の症状

前記熱傷または爆傷は極めて軽微なるかまたは全くなき者にして、受傷後数日または十数日を經過し（今後も発病するものあるべし）、比較的突然高熱、著明なる脱毛、口腔粘膜の腐爛状態性、口唇の部分的壊疽、嘔吐、血便、皮膚および粘膜の溢血等の症状発見し、二、三日ないし一週間後死亡するに至る。（以下略）

原子爆弾の人体に及ぼせる作用 大村海軍病院 塩月 正雄（昭和二十年九月十日）[16](#)

（中略）

患者収容状況

（中略）

当夜の患者の状態は凄惨そのものであって、頭髮は焼けちぢれ、着物はぼろぼろに破れ、血にまみれ、露出部分は殆ど焼けただれ、創面はなほだしく汚染し、中には顔面あるいは背部に無数の硝子片または木片が刺突し、まさに人間の姿とは思われぬ悲惨なる有様であった。

しかし、かかる状態にあつて極めて奇異であつた事は、一般に想像される阿鼻叫喚の有様は余り見受けられず、受傷時より約十時間前後を経ている結果の衰弱にも依ると思考せらるる点もあれど、創傷はなほだしきにかかわらず、患者達は静かな物であつて、あたかも虚脱状態にあるかの如くであつた。（以下略）

このような負傷者の受入れ・治療は大村海軍病院だけに留まらず、その他の受入病院でも同様の混乱、放射能によ

る突然の病状悪化などに苦慮しつつ、その対応に当たっていた。また、これら負傷者の受入れ・治療については八月九日だけに留まらず、その後も増加し、正確な数字は不明であるが、相当数の負傷者の治療が実施されたことは付記しておく。

これらの諸活動の一方、泰山病院長は一つの決意を示し、行動に移している。それが原爆使用禁止に向けた活動である。これは泰山病院長自身が負傷者の受入れ・治療の中で「軍事施設を破壊するためとはいえ、原子爆弾はあまりにも残酷で、非人道的な兵器¹⁶³」であるとの思いを抱いたためである。

泰山病院長は直ちに「国際赤十字社に対し調査団派遣方を願い出ずるために日本赤十字社長が発動せらるるよう、長崎県知事たる日本長崎支部長に私の意見を提出¹⁶⁴」することを決め、大村海軍病院に派遣されていた日本赤十字社の毛利書記を長崎市に出張させる一方、負傷者の残酷な写真を撮影し、調査資料に供する準備¹⁶⁵をしている。

この時、泰山病院長を一人の人物が訪問している。泰山病院長と長崎医学専門学校時代の同期生であり、大村市で開業医をしていた朝永鷹一¹⁶⁶である。朝永も泰山病院長に対して国際赤十字社への提訴を進行している。治療に従事する医師たちの目から見れば、原子爆弾の被害者は「無辜の非戦闘員たる市民¹⁶⁷」であり、許されざる行為と捉えていたことが見て取れる。

一方、長崎市に派遣された毛利書記は日赤長崎支部を訪問、泰山病院長の意見を提出し、同支部の同意¹⁶⁸を得、早速同支部で、

八月九日長崎市空爆に付使用せる原子爆弾は其の被害甚大にして被害者の大部分は非戦闘員なり、尚被害者の中、外傷は軽微なるも時間経過と共に胆汁を嘔吐し下痢甚だしく死亡率が頗る高く毒ガス使用よりも其の被害甚大なりと認めらるるに付此際至急国際赤十字に対し現地調査方御交渉方御配意を乞ふ

日本赤十字社長長崎支部長 永野若松

日本赤十字社社長

との文章が作成(169)され、泰山病院長の下に持ち帰られた。ただ、この文書は日赤本社からジュネーブへと発送の手続きを取られている最中に終戦(170)を迎え、幻の文書となった。

(徳永武将)

註

- (1) 「表題なし」(国立公文書館所蔵 返青29006022)
前掲註(1)
- (2) 「昭和20年1月」(防衛省防衛研究所所蔵 〇法令―広報(鎮・部・廠)―63)
- (3) 「当時の新聞スクラップ(発行新聞社不明)」(福岡県福津市 平和祈念戦史資料館設立準備室所蔵)
- (4) 前掲註(4)
- (5) 「田中日記」(個人蔵)参照。文中の〇〇は人名を伏せたものである。
- (6) 「第352海軍航空隊戦時日誌 自昭和19年10月1日至昭和19年10月31日」(防衛省防衛研究所所蔵 ⑤航空関係―戦闘詳報・戦時日誌―221)
前掲註(7)
- (7) 泰山弘道『長崎原爆の記録』(あゆみ出版 一九八四) 二六―七頁。ただし、爆弾投下二一、空廠方面と漢数字の後に句読点が付けられているが、これは本文をそのまま引用したものであり、実際には、その他の部分にあるように爆弾投下二一空廠方面が正しいものと考えられる。
- (8) 前掲註(9) 二八頁
- (9) 前掲註(10)
- (10) 福田正二郎編『かくて今日が 第二次大戦中の郷土』(ふるさと創生事業 菅瀬地区郷土誌編集委員会 一九九二) 一七二―一八七頁参照
- (11) 第二十一海軍航空廠殉職者慰霊塔奉賛会編『放虎原は語る』(大村市 一九九九) 六十三頁、ただし、所在地については実際には、今富町から皆同町に向かう郡川沿いにある。また「ロボット」は「ロケット」の誤植と考えられる。
- (12) 「営造物施設目録 大村基地」(防衛省防衛研究所所蔵 ①中央―引渡目録―164)参照

- (16) 佐用泰司「海軍設営隊の太平洋戦争 航空基地築城の展開と活躍」(光人社 一九九六) 二六六～二六九頁参照
- (17) 海軍神雷部隊編集委員会編「海軍神雷部隊」(海軍神雷部隊戦友会 一九九六) 五頁参照
- (18) 前掲註(17)
- (19) 前掲註(17) 六頁
- (20)～(23) 前掲註(19) 参照
- (24) 前掲註(17) 七頁参照
- (25)～(28) 前掲註(24) 参照
- (29) 特攻兵器「桜花」の性能・特徴などについては、野沢 正編『日本航空機総集(改定新版)』第二巻 愛知・空技廠編(出版協同社 一九八一)といった書籍で詳細に見ることができ。
- (30) 前掲註(17) 九頁。この時、陸軍においても、第四航空軍司令官・富永恭次陸軍中将などが同作戦を推進している。
- (31)～(33) 前掲註(17) (31) 九～一頁参照、(32) 一一頁参照、(33) 一四頁参照
- (34) 前掲註(33) 参照
- (35) 前掲註(17) 一六頁
- (36) 前掲註(35) 参照
- (37) 米永代 一郎「半世紀の鹿屋航空隊・戦前篇」(南九州新聞社 一九八九) 九五頁参照
- (38)～(40) 前掲註(37) (38) 九五頁参照、(39) 九五～六頁参照、(40) 九六頁参照
- (41) 前掲註(37) 九七～八頁参照
- (42)～(43) 前掲註(17) (42) 一七頁、(43) 一八頁
- (44) 前掲註(43)。「湊川」とは忠臣と言われた楠木正成が絶対敗北を予感して臨んだ足利尊氏との戦場の場所であり、その予感どおりに楠木正成は戦死した。
- (45) 前掲註(37) 九九頁
- (46) 各神剣隊の内容については、財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会編「特別攻撃隊」(財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会 一九九〇)、前掲註(17)などの各書籍で詳細に見ることができる。
- (47) 「戦闘詳報 自昭和二十年四月六日自昭和二十年四月三十日 天一号作戦 笠野原基地第203部隊ノ経過」(防衛省防衛研究所蔵 ⑤航空関係―戦闘詳報・戦時日誌―197)

- (48) 宇垣 纏『大東亜戦争秘記 戦藻録 後篇 故海軍中将宇垣纏日記』(日本出版協同株式会社 一九五三) 二七九頁
- (49) 前掲註(17) 五頁参照
- (50) 前掲註(49) 参照
- (51) 荒井志朗監修・震洋会編『写真集』人間兵器 震洋特別攻撃隊(国書刊行会 一九九〇) 一四頁参照
- (52) 財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会編『特別攻撃隊』(財団法人特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会 一九九〇) 七五頁参照
- (53) 前掲註(52)
- (54) 回天の兵器としての性能・特長については板倉光馬『統・あゝ伊号潜水艦』(光人社 一九九六) 一〇五〜六頁で見ることができる。また、この回天とは天をめぐ(回)らし、戦局を逆転させる、という意味で名付けられた。
- (55) こうした回天製作の遅れ、事故などについても前掲註(54)の書籍で確認することができる。ただし、この回天が全く戦果を挙げている、ということではなく、菊水隊や金剛隊などによる戦果についても同書は記載している。
- (56) 前掲註(52) 一〇〇頁参照
- (57) 前掲註(56) 参照。震洋の名は明治維新の頃の軍艦名から取ったもの。
- (58)、(59) 前掲註(56)
- (60) 前掲註(52) 一〇〇、一頁参照
- (61) 前掲註(51) 一七頁参照
- (62)、(63) 前掲註(61)
- (64) 木俣滋郎『日本特攻艇戦史 震洋・四式肉薄攻撃艇の開発と戦歴』(光人社 一九九八)、前掲註(50)の書籍などを参照。
- (65) 前掲註(64) 五七〜八頁
- (66) 前掲註(51) 一七頁参照
- (67) 前掲註(64) 五三頁参照
- (68) 前掲註(66)
- (69) 前掲註(64) 五六頁参照
- (70) 前掲註(51) 一七頁参照
- (71) 有終会編『統・海軍兵学校沿革』(原書房 一九七八) 三五〇頁参照
- (72)、(73) 前掲註(71) (72)三五〇〜一頁、(73)三五五頁参照

- (74) 財団法人水交会協力『海軍兵学校 海軍機関学校 海軍経理学校』秋元書房 一九七二 八三頁
前掲註(74)参照
- (75) 前掲註(74)参照
- (76)、(77) 前掲註(73)参照
- (78) 震洋隊の部隊編成の内容については、前掲註(5)の書籍一七頁で見ることができる。
- (79) 奥本 剛『陸海軍水上特攻部隊全史 マルレと震洋、開発と戦いの記録』潮書房光人社 二〇二二 一二二～一五二頁参照
ただし、ここに記したのはあくまで川棚突撃隊所属の震洋隊であつて、川棚で訓練・編成された全震洋隊ではない。これ以外にも佐世保鎮守府所属の震洋隊などがあり、南九州で展開していたことは同書籍などで確認することができる。
- (80)、(81) 前掲註(52)、(80) 二二四頁参照、(81) 二二五頁参照
- (82)～(84) 前掲註(81)
- (85) 前掲註(52) 二二六頁
- (86) 前掲註(85)
- (87) 機雷とは水中に設置される爆弾のことであり、軍港や重要軍事施設近辺の海域などに設置された。この機雷には多くの種類があり、磁気や音響、水圧、電流などを感知して爆発する機雷などがある。この時代のもは概して機雷に取り付けられた突起物に艦船が接触(触雷)することで爆発する触雷機雷である。
- (88) 前掲註(85)
- (89) 鬼塚英昭『原爆の秘密』国外篇殺人兵器と狂気の錬金術(成甲書房 二〇〇八) 一五～七頁
- (90)～(92) 前掲註(89) (90) 一七頁、(91) 一八頁、(92) 二四～五頁
- (93) この言葉やその詳細な内容については前掲註(89)の書籍で見ることができるが、要はロスチャイルドなどの財閥を中心とした人々がアフリカ・コンゴのウランを買わせるためにインシュタインを利用して原爆製造させた、というものである。これにイギリスやベルギーの王室、そこに連なる銀行がドイツに原爆開発態勢を整えさせ、それを途中で放棄させ、それを隠して危機感をあおり、アメリカにも原爆開発に乗り出させることでコンゴのウラン鉱山で莫大な利益を上げると共に、原爆を強力な爆弾であると認識させることで、更なる原爆開発の道筋を作り、利益を上げようと結束した、ということである。原爆カルテルという言葉を用いている。同様にこれを更に進めた原爆トラストという言葉も同書では用いられている。
- (94) 前掲註(93)と同様に前掲註(89)の書籍では、原爆カルテルや原爆トラストによって原爆産業ともいふべき新たな軍事産業を創出させ、その発展を促すことが国際的規模で推進された、という意味で随所に国際的陰謀などの文言を見ることが出来る。

- (95) 原爆使用に対する反対として最も有名なものとしてはアイゼンハワー陸軍元帥による反対がある。これについてはD. D. アイゼンハワー著、仲 晃・佐々木謙一・渡辺 靖訳『アイゼンハワー回顧録』全二巻(みすず書房 第一巻・一九六五、第二巻・一九六八)で具体的に確認ができる。また、第三代大統領であったハーバート・フーバーといった共和党の人物、ダグラス・マッカーサー陸軍元帥やアーネスト・キング海軍元帥による反対など、原爆を使用する必要はないとする意見は軍上層部でも相当数の軍人が抱いていた思いであつたことがうかがえる史料が存在する。
- (96) 高瀬 毅『ナガサキ 消えたもう一つの「原爆ドーム」』(文芸春秋 二〇一三) 五二頁
- (97、98) 前掲註(96) 五三頁、(98) 五七頁
- (99) 前掲註(97)
- (100) この時、三番機に搭乗予定のロバート・サーバー博士のバラシユート未携帯によって同博士が搭乗予定機から降ろされるトラブルが発生したこと、そもそも三番機の責任者を務めたホブキンス中佐の力量自体が不安視されていたことなど多くのものが重なり、スウィーニーらとの合流が大幅に遅れたために無駄な燃料が消費されたことが前掲註(96)の五三〜九頁で見ることが出来る。
- (101) 前掲註(96) 六〇頁
- (102、104) 前掲註(101)
- (105) 前掲註(96) 六一頁
- (106) 「長崎原爆」八幡製鉄、原爆当日に煙幕 8月9日、元職員「コールタール燃やす」米軍機「視界不良」一因か(毎日新聞西部本社編『毎日新聞西部朝刊』二〇一四(平成二六)年七月二十六日付)。
- (107) 前掲註(106)及び「長崎原爆」煙幕で小倉投下に抵抗 戦後69年の悔恨「迷惑、長崎に」 被爆者「許されざるは市民狙ったこと」(毎日新聞西部本社編『毎日新聞西部朝刊』二〇一四(平成二六)年七月二十六日付) 参照。
- (108) 「11721 八幡製鉄所防空演習実施要領に関する件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省公文備考—S1175—5057)
- (109) 長崎への原爆投下を戦争終結の最善策と考えていたスウィーニーは命令どおりに原爆投下が実施できないことに大きな焦りを持っていたことは、前掲註(96)の書籍などで確認することができる。
- (110、111) 前掲註(96) (110) 六九頁、(111) 七〇頁
- (112、113) 前掲註(111)
- (114) この点について、前掲註(96)の七一〜四頁で一部の考察が行われている。

115 前掲註(96) 七六頁参照

116 前掲註(115)

117 前掲註(96) 七五頁

118 前掲註(117)

119 ～ 121 前掲註(115)

122 長崎県原爆被爆者援護課編『原爆被爆者対策事業概要(平成二十六年年度)』(長崎県 二〇一四) 九頁参照

123 横手一彦編『長崎(浦上)原爆体験の記録 被ばく直後に運行された臨時救援列車』(長崎総合科学大学共通教育部門横手一彦 二〇一三) 五三頁。この冊子は科学研究費による研究成果の一つであり、研究区分・基盤研究(C)『長崎そのときの被ばく少女』成立過程を軸とした長崎原爆に関する基盤的研究を研究課題 課題番号 2570255 とするものである。また、分かりにくい表現となっているが、この「早岐・鳥栖駅始発」という部分は鳥栖発の七輛と早岐発の六輛が諫早駅で長崎駅行きとして連結し、一三輛編成の列車となった、ということであり、一一時一〇分は一一時一〇分のことと思われる。

124、125 前掲註(123) (124)五三頁、(125)五四頁

126 ～ 132 前掲註(125)

133 前掲註(123) 五五頁

134 前掲註(133)

135 前掲註(123) 五四～五頁

136 ～ 138 前掲註(133)

139 前掲註(123) 五五～六頁参照

140 長崎県警察史編集委員会編『長崎県警察史』下巻(長崎県警察本部 一九七九) 七六六頁参照

141 ～ 145 前掲註(9) (141)二三～四頁、(142)二四～五頁参照、(143)四三～四頁、(144)、(145)四四頁

146、147 前掲註(140) (146)七五六～七頁参照、(147)七五七頁

148 前掲註(9) 四五頁参照

149、150 前掲註(140) (149)七二七頁、(150)七二七頁

151 前掲註(150) 七二八頁

152 前掲註(140) 七二八～九頁。ただし、前掲註(152)と炊出し要請した米の数量が異なっているが、これについては説明がなく、

その他史料でもこうした記述を発見できなかったため、双方を掲載することとした。

(153)、(154) 前掲註(140) 七三二頁

(155) 前掲註(154) 七三〇～二頁参照

(156) 「被爆者千数百人を救護した大村海軍病院長の手記」(朝日新聞社編『週刊朝日 一九七〇年八月十四日号』 朝日新聞社 一九七〇) 一八頁

(157) 前掲註(156)

(158)、(159) 前掲註(156) (158) 一九頁、(159) 一九頁参照

(160) 前掲註(9) 四六～七頁

(161)～(164) 前掲註(9) (161) 八八頁、(162) 八九～九〇頁、(163) 五〇頁、(164) 五一頁

(165) 前掲註(164) 参照。ただし、ここに登場する毛利書記の名については本書には記載されていない。

(166) 前掲註(164)

(167) 前掲註(163)

(168) 前掲註(164) 参照

(169) 前掲註(9) 五一～二頁

(170) 前掲註(164) 参照

参考文献

大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市役所 一九六一)

第二十一海軍航空廠殉職者慰霊塔奉賛会編『放虎原は語る』(大村市 一九九九)

福田正三郎編『かくて今日が 第二次大戦中の郷土』(ふるさと創生事業 荳瀬地区郷土誌編集委員会 一九九二)

活き活きおおむら推進会議(児島明世編集責任者)編『楠のある道から 第21海軍航空廠の記録』(活き活きおおむら推進会議 二〇〇三)

第四節 戦争関係遺構など

本節では前章及び本章において述べた各軍事施設に係る遺構、史跡、石碑の一部、本文内で紹介できなかった大村市内に存在する軍に係る遺構や石碑などについて、全てではないが重要と思われるものについて紹介する。

■一・陸軍営内神社

大村市西乾馬場町 陸上自衛隊大村駐屯地内

陸上自衛隊大村駐屯地内の入り口付近に小さな鳥居と社がひっそりと佇んでいる。鳥居には「皇大神宮」とあり、社の扉には左右それぞれに陸軍を示す星の印と共に「皇運」と「扶翼」の文字が刻まれている。これは「営内神社」と呼ばれる軍施設構内に鎮座する屋敷神・鎮守社の系譜に沿う神社である。現在、この「営内神社」に関する先行研究はほぼ皆無の状況であるが、全国的に見ると、こうした「営内神社」が未だ現存しているものは少なく、東京

や埼玉、熊本といった陸軍士官学校、陸軍幼年学校、陸軍航空士官学校で祀られていた雄健神社や航空神社など数社が存在するだけである。かつて複数の連隊を編成し、北部九州における陸軍の要地であった大村の歴史を示す上でも貴重な遺構である。

■二・第二十一海軍航空廠格納庫跡

大村市今津町 海上自衛隊大村航空基地内



写真4-17 営内神社（陸上自衛隊大村駐屯地）

現在も海上自衛隊大村航空基地の施設の一つとして機能している格納庫は、かつて大村に存在していた第二十一海軍航空廠で使用されていた格納庫である。勿論、当時の姿そのままではなく、空襲や老朽化などで破損した屋根や壁は張り替えられているが、それを構成する鉄製の骨組みは当時の姿のままである。この枠組みは戦後から現在に至る過程で何度も防錆剤などが塗布されているが、その頑強な作りは「東洋」と謳われた第二十一海軍航空廠の威容の一端を示すものであり、自衛隊に限らず、現在でも使用されているものは全国でも皆無である。その点から考えても貴重である。

■三、歩兵第二十三旅団司令部・陸軍病院跡

大村市西大村本町 児童養護施設「光と緑の園
(乳児院)」

第三章第二節第一項でも述べたように、防衛省防衛研究所などで、その設置や廃止などに関する史料が発見できなかった施設として歩兵第二十三旅団司令部、陸軍衛戍病院(陸軍病院)がある。この「衛戍」というのは陸軍を当該地に永久配備すると宣言した

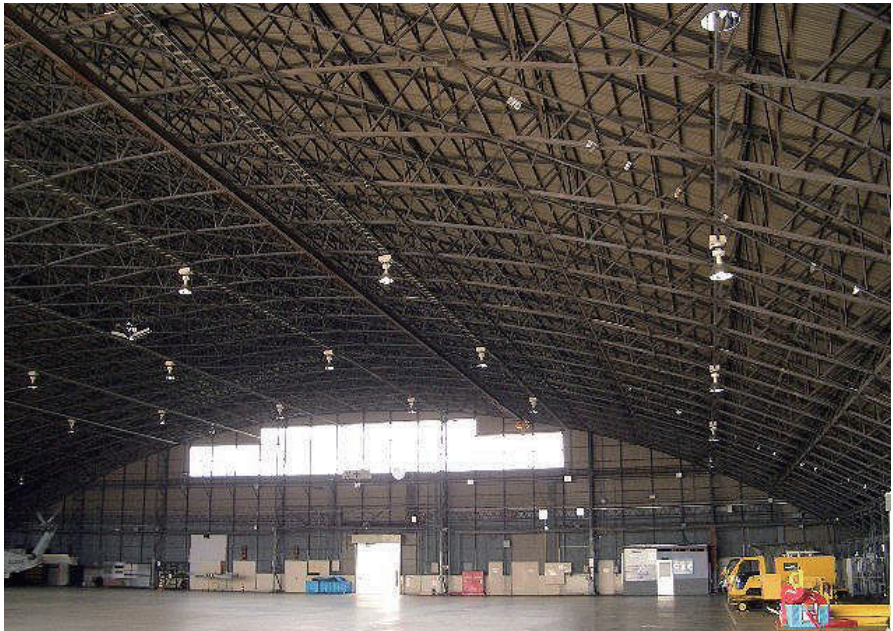


写真4-18 格納庫(海上自衛隊大村航空基地内)

ことを示す言葉である。現在では門跡と石碑が建てられているのみの状態となっている。『大村市史』下巻など多くの書籍では、歩兵第二十三旅団は明治二十九年（一八九六）に、陸軍衛戍病院は明治三十一年（二八九八）に設立されたものとされている。この歩兵第二十三旅団は大正期の宇垣一成陸軍大臣による軍縮によって廃止されたが、その土地は陸軍衛戍病院に引き継がれ、他の衛戍病院の記録などから、おおよそ昭和十一年（一九三六）頃、陸軍病院に改称されたものと考えられる。

■四、海軍高射砲陣地、探照台・砲台・電探台・指揮所跡

大村市今富町及び皆同町

中世の今富城跡にも多くの軍事施設の遺構が存在している。おおよそ昭和十七年（一九四二）～昭和二十年（一九四五）頃の期間に建設されたと思われる海軍高射砲陣地の跡である。これらの施設は今富城跡のうっそうと茂る草木の中にあり、現在も探照台・砲台・電探台・指揮所跡といったコンクリート製の台座などの遺構を散見することができる。これら防空施設は大村を空の脅威から防衛していた重要な遺構である。今富町帯取にも電探などの遺構が残る。



写真4-20 皆同砲台跡にある施設(皆同町)



写真4-21 今富電探台跡(今富町帯取)



写真4-19 歩兵第二十三旅団・陸軍衛戍病院門跡(西大村本町)

■五、掩体壕（航空機用防空壕）

大村市原口町 下原口公園内

太平洋戦争末期、恐らくは昭和十八年（一九四三）～昭和二十年の時期、大村において敵の空襲が現実のものとなってきた頃に大村海軍航空隊が設営したと思われる施設の一つである。正式名称は掩体壕といい、航空機用の防空壕である。米軍などの空襲に対して物資不足に陥っていた日本は、国土防衛の観点から貴重な航空機の損傷を防ぐ目的もあつて各地で設置された。現在でも大分県宇佐市、福岡県（朝倉郡）筑前町、鹿児島県鹿屋市などで掩体壕を見ることが出来る。ただし、大村市の掩体壕は戦後、公園遊具及び倉庫として一部改造されており、往時の姿をそのまま残している訳ではない。（当時の姿のものは四九九頁の**写真4-9**を参照）

■六、防空壕（第二十一海軍航空廠慰霊塔）

大村市松並二丁目 第二十一海軍航空廠慰霊塔公園

五と同様に太平洋戦争末期、恐らくは昭和十八年～昭和二十年の時期に第二十一海軍航空廠によって設営されたと考えられる防空壕（恐らくは物資などを集積するための防空壕）である。後の昭和三十八年（一九六三）十月に第二十一海軍航空廠殉職者慰霊塔奉賛会によってこの防空壕を利用する形で慰霊塔が建設され、以降は大村空襲が実施された十月二十五日に海軍航空



写真4-23 第二十一海軍航空廠慰霊塔（松並2丁目）



写真4-22 掩体壕（原口町 下原口公園）

廠殉職者慰霊塔奉賛会が主催して毎年慰霊祭が開催されている。

■七. 第二十一海軍航空廠本部防空壕跡

大村市古賀島町

この遺構は第二十一海軍航空廠本部庁舎前に設置された防空壕で、他の防空壕とは異なり、第二十一海軍航空廠本部の防空壕として戦時における第二十一海軍航空廠の指揮所としての機能を有するものであった。現在は一四四〇平方メートルの敷地に一基の地下式防空壕が残るのみであるが、往時の姿とともに空襲の際の弾痕跡など、戦争を今に伝える貴重な遺構となっている。平成十七年(二〇〇五)十月三十一日、大村市はこの防空壕跡を指定史跡とし、その保存活動に着手している。

■八. 戦没軍馬慰霊像

大村市田下町 氷川神社内

氷川神社の中にたくましく堂々と立つ馬の銅像が鎮座している。この像はかつて農家にとって貴重な動力源の一つであった農耕馬が、昭和十二年(一九三七)の日中戦争勃発によって軍馬として徴発された歴史を受け、平成三年(一九九二)九月二十九日に日本郷友連盟萱瀬郷友会によって建立された。銅像が建立された萱瀬地区では萱瀬杉などの林業、それに付随する炭焼きなどが盛んだった関係から農耕だけではなく、運輸の面でも馬を使うことが多く、必然的に軍による軍馬徴発に最も協力した地域であり、最も被害を蒙った地域であった。



写真4-25 戦没軍馬慰霊像(田下町氷川神社)



写真4-24 第二十一海軍航空廠本部防空壕跡(市指定史跡)(古賀島町)

■九： 警防団員殉職之碑

大村市古賀島町

この碑は昭和二十年（一九四五）五月二十日に発生した不発弾処理時の爆発事故によって死亡した警防団員一二名及び軍人二名を慰霊する目的で建立された碑である。大村に軍事施設が多く存在していた近代史の一つの遺構として存在している。この碑が建立されたのは戦後の昭和三十二年（一九五七）五月のことであり、当初は西大村本町に設置されていたが、消防団詰所の古賀島町移転に伴って石碑も移転している。

参考文献

- 大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻（大村市役所 一九六一）
長崎県神社庁編『長崎県忠魂碑等実態調査誌』（長崎県神社庁 二〇〇二）
松井保男『日露戦争と大村 ―歩兵第四十六連隊を中心に―』（大村史談会編『大村史談』第四十四号 大村史談会 一九九三）
第二十一海軍航空廠殉職者慰霊塔奉賛会編『放虎原は語る』（大村市 一九九九）
福田正三郎編『かくて今日が 第二次大戦中の郷土』（ふるさと創生事業 荳瀬地区郷土誌編集委員会 一九九二）
活き活きおむら推進会議（児島明世編集責任者）編『楠のある道から 第21海軍航空廠の記録』（活き活きおむら推進会議 二〇〇三）



写真4-26 警防団員殉職之碑（古賀島町 消防団第六分団詰所前）

（徳永武将）

各遺構に設置された説明版など

大村市秘書広報課編『広報おおむら』平成三年十二月号（No.1138）（大村市 一九九二）所収一頁「氷川神社戦没軍馬慰霊像」

